

(仮称) 北薩風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和3年8月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	3
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	4
(1) 公告の日及び公告方法.....	4
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	4
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	5
(1) 意見書の提出期間.....	5
(2) 意見書の提出方法.....	5
(3) 意見書の提出状況.....	5
第 2 章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	6

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和3年6月4日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・令和3年6月4日（金）付 南日本新聞（朝刊：7面）

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・令和3年5月21日（金）発行 広報薩摩川内（別紙2-1参照）
- ・令和3年5月18日（火）発行 広報あくね（別紙2-2参照）
- ・令和3年6月発行 広報いずみ（別紙2-3参照）
- ・令和3年6月3日（木）発行 広報さつま（別紙2-4参照）

③ インターネットによるお知らせ

令和3年6月4日（金）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・鹿児島県のウェブサイト（別紙3-1参照）
- ・薩摩川内市のウェブサイト（別紙3-2参照）
- ・阿久根市のウェブサイト（別紙3-3参照）
- ・出水市のウェブサイト（別紙3-4参照）
- ・さつま町のウェブサイト（別紙3-5参照）
- ・（株）ユーラスエナジーホールディングスのウェブサイト（別紙3-6参照）

④ その他のお知らせ

- ・周辺地区へのチラシ送付

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 12 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

鹿児島県庁：環境林務部環境林務課

薩摩川内市役所：本庁 2 階環境課、東郷支所、吉川地区コミュニティセンター、
藤川地区コミュニティセンター

阿久根市役所：本庁舎、三笠支所（脇本地区公民館）、
大川出張所（大川地区公民館）

出水市役所：本庁舎一階、高尾野支所、野田支所

さつま町役場：本庁舎一階

② インターネットの利用による縦覧

- ・(株)ユーラスエナジーホールディングスのウェブサイト
<https://www.eurus-energy.com/assessment/19160/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和 3 年 6 月 4 日（金）から 7 月 19 日（月）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、鹿児島県、薩摩川内市、阿久根市、出水市のウェブサイト当該縦覧ページへのリンクを掲載することにより参照可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）は 24 名で、各縦覧場所別の縦覧者数は以下のとおりである。

鹿児島県庁：環境林務部環境林務課 0名

薩摩川内市：市役所本庁 2階環境課 3名

東郷支所 3名

吉川地区コミュニティセンター 0名

藤川地区コミュニティセンター 3名

阿久根市※：市役所本庁舎：-名

三笠支所（脇本地区公民館）：-名

大川出張所（大川地区公民館）：-名

出水市：市役所本庁舎一階 7名

高尾野支所 2名

野田支所 0名

さつま町役場：本庁舎一階 6名

※阿久根市内の縦覧場所は、自治体からの要望により、縦覧者名簿を撤去した。

なお、縦覧期間において、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は1,807回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の 2 の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙 1、別紙 2-1～2-6、別紙 3-1～3-6 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

① 薩摩川内市

- ・ 開催日時：令和 3 年 6 月 15 日（火） 18：30～21：30
- ・ 開催場所：ホテルオートリ（鹿児島県薩摩川内市白和町 1-20）
- ・ 来場者数：24 名

② 阿久根市

- ・ 開催日時：令和 3 年 6 月 16 日（水） 18：30～21：30
- ・ 開催場所：BRIDAL&HOTEL ABC パレス AB ホール
（鹿児島県阿久根市赤瀬川 3122-1）
- ・ 来場者数：33 名

③ 出水市

- ・ 開催日時：令和 3 年 6 月 17 日（木） 18：30～21：30
- ・ 開催場所：ホテル泉國亭 2 階舞姫（鹿児島県出水市文化町 351）
- ・ 来場者数：29 名

④ さつま町

- ・ 開催日時：令和 3 年 6 月 18 日（金） 18：30～21：30
- ・ 開催場所：宮之城文化センター 大会議室
- ・ 来場者数：20 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 3 年 6 月 4 日（金）から 7 月 19 日（月）まで
（郵送による意見書は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙 4 参照）

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②紙面による当社への郵送

(3) 意見書の提出状況

合計で 78 通の意見書が提出された。提出された意見は 216 件であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条に基づく、準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

なお、一般の意見は一部を除き、原文のとおり記載している。また、意見書に添付されていた図表や写真等についてはお示ししていない。

環境影響評価準備書についての提出された環境保全の見地からの意見と事業者の見解

<動物>

意見書1

意見	一般の意見	事業者の見解
1	鹿児島県北薩地方のシンボリックな名山紫尾山の自然観を保存し、貴重な動・植物を守るため、大規模建設工事はしないでください。大型風力発電設備の建設は実施しないよう要請いたします。	地域の皆様との対話を通じて紫尾山が地域の皆様において重要な象徴であると伺ってございましたため、弊社計画では、紫尾山の直接改変を行うことはせずに、国道504号を挟んで紫尾林道沿いのみに風車を設置する計画とさせていただいた次第です。ご意見主様を含む地元地域にお住いの皆様より頂戴した各種ご意見等を踏まえ、環境影響評価準備書審査を含む各種関係法令を通じ適切な事業計画を策定して参ります。 また、貴重な動植物の生息、生育する生態系につきましては、調査範囲の改変割合が、0.7%と小さいものの、環境保全措置を適切に講じて参ります。

<事業計画（残土）>

意見書2

意見	一般の意見	事業者の見解
2	計画されている区域は、北薩地域の水源涵養林です。 その森林を広範囲にわたり伐採、工事等を行った場合、豪雨や地震があった時の土砂崩れなどの災害誘発の危険性がかなり高まると予想されます。熱海の土砂崩れのこともあり、不安で仕方ありません。 取り返しのつかない事が起こる前に計画を中止されることを強く要望します。	ご指摘の通りサイト周辺の多くは水源かん養を目的とした保安林に指定されています。それら範囲に開発を行う場合は、保安林指定解除の許認可手続きが必要となり、その審査の過程で、排水・防災設備が適切に配置されていることや、当該保安林の指定の目的の達成に支障のないよう代替施設の設置等の措置が講じられることについて、都道府県による確認・審査を受けることとなります。 森林には水源かん養機能など様々な機能があり、弊社としても地域の皆様にとって非常に重要なものと捉えています。 準備書に掲載した造成計画図の通り、弊社では改変面積の縮小を念頭に長方形のヤード設計ではなく、各地点の地形を十分に考慮した造成計画を行い、樹木の伐採量も低減した計画として参りましたが、今後の詳細設計を行うにあたり、頂いたご意見及び準備書の審査結果なども踏まえつつ、風力発電機の設置基数の削減や改変区域の縮小を検討してまいります。 なお、熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分で

	<p>あった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。</p>
--	--

<事業計画（残土）、騒音、振動、景観>

意見書 3

意見	一般の意見	事業者の見解
3	<p>・工事に伴う残土処理について 残土 120 万 m³ 余りは事業区域内に数ヶ所に分けて何段かの土留工を施した残土捨場に搬入するとある。今回、静岡県熱海市で発生した土砂崩れの例もあるように、事業終了後数年経過した後に崩落し大災害をもたらす例がよくある。福島原発の事故の例もあるように想定外の事故というものは必ず発生するということを肝に銘じておかなければならない。(過去に (H7or8 年) 北薩地震も経験している。) 故に、残土は山の斜面に埋め立てるのではなく、崩壊の恐れのない平地に埋め立て場所を探すべきではないか。</p>	<p>・土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。(候補地 7 か所の容量合計約 470 万 m³ に対し、発生残土量は約 120 万 m³) 皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事用車両の通行量に加えて、延べ約 956 台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念(準備書の残土量前提)があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。</p>

4	<p>・工事車輛の通行増による影響について ピーク時には1日に小型車126台、大型車522台増加とあるが沿線には飲食店もある。騒音・振動、加えて排気ガスは飲食客に不快感を与えないか。(特に天神下)</p>	<p>予測に用いた交通量は、1ルートに全ての車両が通行する等を前提とした予測評価となっている他、風車基数をはじめ土工量なども最大量での前提となっております。今後の詳細設計において、風車基数や土工量縮減を行うほか、1ルートでの運搬等は行わず複数ルートに分散する他、徐行対策や安全対策等についても周知徹底した上での実施を行っていくものとなります。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、今後の審査において残土排出計画の方針を協議し、工事に係る詳細な計画を決定する際に生コンクリート車や残土運搬等の高利用路線となる可能性が高いと判断された場合は、工事の実施に係る大気環境（道路交通騒音、振動、降下ばいじん）について追加調査を検討いたします。また、工事中につきましては交通量等の環境監視を実施し、影響の有無についても確認いたします。</p>
5	<p>・景観について 藤川天神の境内から風車が視界に入ると、古のロマンを求めて来訪した観光客が違和感を覚え、藤川天神に幻滅したということにならないか。</p>	<p>藤川天神の臥龍梅は国指定天然記念物にも指定されており、多くの方々が梅の鑑賞に訪れる場所であると認識しております。そのため、藤川天神の景観写真については梅園の鑑賞の際の影響を考慮するため、藤川天神の梅園を鑑賞する境内の参道の中において、風力発電機が可能な限り植生等に遮蔽されず大きく視認できると推定され、梅の鑑賞の方向と風車の位置が重なる箇所から撮影いたしました。</p> <p>また、ご指摘のとおり、今後、藤川天神における周囲の環境に配慮するとともに、景観と併せその他の環境影響も勘案し、環境影響評価準備書に係る審査等も勘案した上で詳細設計を行い、風力発電機の配置を検討いたします。</p> <p>風力発電機の塗装についても、景観との調和を図るため明度・彩度を抑えた塗装を行う等の工夫により可能な限り景観への配慮に努めます。</p>

意見	一般の意見	事業者の見解
6	<p>1. 貴社の風車建設のための山地や道路の掘削や運搬、土捨場等は現地を見学したが（予定地）約 120 万 m³ もあり、熱海のような土石流被害が起こることは目に見えて近隣住民の生命財産等に大被害を及ぼすことが想定されるので計画は撤回してほしい。</p>	<p>土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。（候補地 7 か所の容量合計約 470 万 m³ に対し、発生残土量は約 120 万 m³）</p> <p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事用車両の通行量に加えて、延べ約 956 台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念（準備書の残土量前提）があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。</p>
7	<p>2. 稀少生物のカンラン等やヒゼンエビネ等の記載がない。ニホンヤマネの個体数もあやふやで調査がよくなされていない。それらの生物の絶滅につながる恐れが大きいため風車建設には賛成できない。撤回して欲しい。（風車予定地に生存・生育の確認がある）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査を適切に行った結果、当該地域でニホンヤマネも含め重要な動物や植物が確認されました。調査地域における生息、生育環境への改変面積は小さいと考えられるものの、事業の実施に伴う重要な種及び注目すべき生息地への影響を回避、低減するため、環境保全措置を適切に行って参ります。 ・なお、カンラン及びヒゼンエビネについては、現地調査では確認されておりません。ヒゼンエビネは雑種と推定されていますが、その片親とされているキリシマエビネを 2021 年の補足調査で確認しましたので、そちらについては環境影響評価書に追記します。また、カンランについては、頂いたご意見を踏まえ、準備書審査結果や関係条例当局との調整も実施のうえ、必要に応じ調査及び保全措置を検討して参ります。

意見	一般の意見	事業者の見解
8	<p>■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者「株式会社ユーラスエナジーホールディングス」及び委託先「いであ技術株式会社」の判断で要約しないこと。要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。</p>	<p>意見書は要約せず、全文公開しています。また、各意見の内容について個別に見解を示しております。</p>
9	<p>■2. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速(発電を開始する風速)未満であってもブレードは回転するののか? 理由:コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。</p>	<p>本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速未満の場合においては完全に停止することはありませんが、カットイン風速以上の場合と比較するととても遅い動きとなります。</p>
10	<p>■3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速(発電を開始する風速)を任意に変更できるののか? 理由:コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。</p>	<p>本事業で採用する予定の風力発電機は、任意でカットイン風速を変更することは可能です。</p>
11	<p>■4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)を実行できるののか? 理由:コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。</p>	<p>本事業で採用する予定の風力発電機は、フェザリング時においても完全に停止停止することはありませんが、稼働時と比較するととても遅い動きとなります。</p>
12	<p>■5. P941 コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。益獣が減れば住民に不利益が生じる。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者の見解と、実施しない理由を述べよ。 X Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	<p>カットイン風速の値を上げることについては、バットストライクの影響は小さいと予測されたため、現時点で実施する予定はございません。しかしながら、この予測には不確実性が伴うため、バットストライクに関する事後調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を仰ぎ、環境保全措置を検討いたします。</p>
13	<p>■6. P941 コウモリ類の保全措置について 2020 年に出版された『最新』の文献によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速(風力発電機が発電を開始する風速)の値を上げることと風車を風と平行にすること(フェザリング)が記載されている(※)。よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施して頂きたい。</p>	<p>カットイン風速の値を上げることについては、バットストライクの影響は小さいと予測されたため、現時点で実施する予定はございません。しかしながら、この予測には不確実性が伴うため、バットストライクに関する事後調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を仰ぎ、環境保全措置を検討いたします。</p>

	<p>※「コウモリ学 適応と進化」p229(2020 年 8 月, 船越公威)</p>																																																																																																																																					
14	<p>■7. P621 「コウモリの高度調査」の結果について</p> <p>①コウモリ目 (20kHz)の音声が多く記録されたのは何月何日か?</p> <p>②「1日あたりの確認回数」について、元データ(有効調査日数、延べ確認回数)を月ごとに記載せよ。</p>	<p>①コウモリ目 (20kHz)の音声が多く記録されたのは、2019年5月15日でした。</p> <p>②につきましては、以下のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">表 有効調査日数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>有効調査日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>31</td></tr> <tr><td>2</td><td>29</td></tr> <tr><td>3</td><td>31</td></tr> <tr><td>4</td><td>30</td></tr> <tr><td>5</td><td>36^注</td></tr> <tr><td>6</td><td>18</td></tr> <tr><td>7</td><td>4</td></tr> <tr><td>8</td><td>31</td></tr> <tr><td>9</td><td>31^注</td></tr> <tr><td>10</td><td>31</td></tr> <tr><td>11</td><td>30</td></tr> <tr><td>12</td><td>31</td></tr> <tr><td>総計</td><td>333</td></tr> </tbody> </table> <p>注：2年間の調査の重複のため31日を超える。</p> <p style="text-align: center;">表 述べ確認回数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">月</th> <th colspan="4">高度 15m</th> <th colspan="2">高度 50m</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td>7</td><td>1</td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td>38</td><td>2</td><td></td><td>2</td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td>818</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td>2</td><td>665</td><td>10</td><td>11</td><td>4</td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td>3</td><td>3,710</td><td>536</td><td>28</td><td>142</td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td>2,365</td><td>67</td><td>35</td><td>47</td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td>1</td><td>488</td><td>3</td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td>14</td><td>1,441</td><td>20</td><td>31</td><td>22</td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td>1</td><td>1,032</td><td>23</td><td>170</td><td>17</td></tr> <tr><td>10</td><td>1</td><td>17</td><td>644</td><td>36</td><td>109</td><td>38</td></tr> <tr><td>11</td><td>1</td><td>3</td><td>51</td><td>10</td><td>16</td><td>20</td></tr> <tr><td>12</td><td></td><td></td><td>8</td><td>1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td>2</td><td>41</td><td>11,267</td><td>709</td><td>400</td><td>294</td></tr> </tbody> </table> <p>注：表中の丸数字は次のとおり。①コキクガシラコウモリ、②キクガシラコウモリ、③コウモリ目：50kHz、④コウモリ目：20kHz、⑤コウモリ目：50kHz、⑥コウモリ目：20kHz</p>	月	有効調査日数	1	31	2	29	3	31	4	30	5	36 ^注	6	18	7	4	8	31	9	31 ^注	10	31	11	30	12	31	総計	333	月	高度 15m				高度 50m		①	②	③	④	⑤	⑥	1			7	1		1	2			38	2		2	3			818				4		2	665	10	11	4	5		3	3,710	536	28	142	6			2,365	67	35	47	7		1	488	3		1	8		14	1,441	20	31	22	9		1	1,032	23	170	17	10	1	17	644	36	109	38	11	1	3	51	10	16	20	12			8	1			合計	2	41	11,267	709	400	294
月	有効調査日数																																																																																																																																					
1	31																																																																																																																																					
2	29																																																																																																																																					
3	31																																																																																																																																					
4	30																																																																																																																																					
5	36 ^注																																																																																																																																					
6	18																																																																																																																																					
7	4																																																																																																																																					
8	31																																																																																																																																					
9	31 ^注																																																																																																																																					
10	31																																																																																																																																					
11	30																																																																																																																																					
12	31																																																																																																																																					
総計	333																																																																																																																																					
月	高度 15m				高度 50m																																																																																																																																	
	①	②	③	④	⑤	⑥																																																																																																																																
1			7	1		1																																																																																																																																
2			38	2		2																																																																																																																																
3			818																																																																																																																																			
4		2	665	10	11	4																																																																																																																																
5		3	3,710	536	28	142																																																																																																																																
6			2,365	67	35	47																																																																																																																																
7		1	488	3		1																																																																																																																																
8		14	1,441	20	31	22																																																																																																																																
9		1	1,032	23	170	17																																																																																																																																
10	1	17	644	36	109	38																																																																																																																																
11	1	3	51	10	16	20																																																																																																																																
12			8	1																																																																																																																																		
合計	2	41	11,267	709	400	294																																																																																																																																
15	<p>■8. P856 ヤマコウモリの予測結果(ブレード、タワーへの接近接触)が不適切</p> <p>「本種は(中略)ブレード・タワー等への接近・接触の可能性が考えられる。また、高度調査で記録された音声データでは、風車ブレード回転域より下の高度 15m では 276 回、風車ブレード回転域内の高度 50m では 283 回である。しかしながら、20kHz 区分の風速別確認回数では、風速 0~3ms/s での確認が 64.6%と高く、風速 4m/s 以上の確認は 35.4%と減少する。また改変は風力発電機の設置個所や一部の搬入路に限定され、風力発電機は間隔が保たれており、本種が迂回可能な空間が確保されている。以上のことから、ブレード・タワー等への接近・接触の影響は小さいと予測する。さらに環境保全措置として、コウモリ類への食物となる昆虫類を誘引する可能性のある夜間のライトアップ</p>	<p>ヤマコウモリにつきましては、ブレードへの接触に係る影響は小さいものと予測しましたが、バットストライクの実態や要因については未解明な部分が多いことから、予測結果には不確実性を伴うと考えております。</p> <p>夜間のライトアップをしないことにより、コウモリ類の食物となる昆虫類を誘引させず、獲物を追って飛来するコウモリ類の風力発電機への接近又は衝突の可能性を軽減します。</p> <p>また、事後調査の結果、著しい影響が認められた場合には、実行可能な範囲で、環境保全措置の実施を検討いたします。</p>																																																																																																																																				

	<p>は行わないことにより、影響は低減できると予測する。」とある。</p> <p>①「風速 4m/s 以上の確認は 35.4%」を根拠に「影響は小さい」とあるが、「風速 4m 以上でコウモリが活動している」ならば、ブレードへの衝突またはバロトラウマが発生する。よって「影響は小さい」とは言えない。</p> <p>②「コウモリ類が迂回可能な距離を確保したこと」を根拠に「影響は小さい」とあるが、「コウモリ類が迂回可能な距離を確保したことによりバットストライクが低減された」という事例は確認されていない。</p> <p>③「夜間のライトアップは行わない」ことにより、「影響は低減できる」とあるが、「夜間のライトアップは行わないバットストライクを低減した」という事例は確認されていない。</p> <p>④1～3 は科学的根拠のない「事業者の主観」である。よって「影響は小さい」との結論(予測)は不正である。</p>	
16	<p>■9. 「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者らはコウモリ類への影響に対して「ライトアップをしない」ことを掲げたが、ヨーロッパのコウモリ研究機関 EUROBATS が出版した 風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版) (“Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATS Publication Series No. 6) によれば、</p> <p>「ライトアップの不使用」は「回避措置」に位置づけられている。</p>	<p>コウモリ類への影響を回避、低減するため、適切に環境保全措置を講じて参ります。</p>
17	<p>■10. 「回避」と「低減」の言葉の定義について</p> <p>上記について事業者らは、『回避と低減の定義について、その区別は重要ではない』等と開き直るかもしれないが、アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。コウモリ類の保全措置として「ライトアップの不実行」のみ取捨選択し、「できる限りの保全措置をしたが予測には不確実性が残る」と事後調査に逃れる事業者がいる現状を鑑みれば、コウモリ類の保全において、影響の『回避』と『低減』を区別することは重要な意味を持つ。コウモリ類について「ライトアップを実行しない(回避措置)」以外の、追加的保全措置『低減措置』を必ず検討して頂きたい。</p>	<p>コウモリ類への影響を回避、低減するため、適切に環境保全措置を講じて参ります。また、事後調査の結果、著しい影響が認められた場合には、実行可能な範囲で、環境保全措置の実施を検討いたします。</p>
18	<p>■11. 回避措置(ライトアップの不実行)について</p> <p>上記について事業者らは、「ライトアップの不実行は、影響の低減措置である」と頑なに主張するかもしれない。発電所アセス省令(平成十年六月十二日通商産業省令第五十四</p>	<p>実行可能な環境保全措置として、夜間のライトアップをしないことにより、コウモリ類の食物となる昆虫類を誘引させず、獲物を追って飛来するコウモリ類の風力発電機への接近又は衝突の可能性を軽減します。また、事後調査の結果、著しい影響が認められた場合</p>

	<p>号)第二十九条によれば、「環境保全措置についての複数の案の比較検討(中略)を通じて、環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする」とある。よって、仮に「ライトアップの不使用は、影響の低減措置である」としても、実行可能な低減措置である「カットイン風速をあげることと低風時のフェザリング」を検討しないのは省令に違反する。</p> <p>第二十九条 環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で特定対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。</p>	<p>には、実行可能な範囲で、環境保全措置の実施を検討いたします。</p>
19	<p>■12. 回避措置(ライトアップの不使用)について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これについて事業者は「ライトアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」と主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>実行可能な環境保全措置として、夜間のライトアップをしないことにより、コウモリ類の食物となる昆虫類を誘引させず、獲物を追って飛来するコウモリ類の風力発電機への接近又は衝突の可能性を軽減します。また、事後調査の結果、著しい影響が認められた場合には、実行可能な範囲で、環境保全措置の実施を検討いたします。</p>
20	<p>■13. コウモリ類の保全措置(フェザリング)をすること</p> <p>「予測に不確実性を伴う」にせよ「影響が予測される」ならば、事業者は省令(平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号)第二十八条に従い、実行可能な範囲で影響を回避・低減するべきである。</p> <p>第二十八条 特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること</p>	<p>フェザリングについては、バットストライクの影響は小さいと予測されたため、現時点で実施する予定はございません。しかしながら、この予測には不確実性が伴うため、バットストライクに関する事後調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を仰ぎ、環境保全措置を検討いたします。</p>
21	<p>■14. 国内事例の数は保全措置をしなくてよい根拠にならない</p> <p>前述の意見について事業者は「国内事例が少ないのでカットイン速度を上げることやフェザリング(ブレードの回転制御)は実施しない(できない)」などの主張をするかもしれないが、「国内事例が少ない」ことは「保全措置をしなくてもよい」理由にはならず、これは論点のすり替えである。では仮に国内事例が何例以上なら保全措置を実施できるというのか。国内事例が少なくとも保全措置の実施は技術的に可能である。</p>	<p>ご意見をありがとうございます。コウモリ類への影響を回避、低減するため、適切に環境保全措置を講じて参ります。また、事後調査の結果、著しい影響が認められた場合には、実行可能な範囲で、環境保全措置の実施を検討いたします。</p>
22	<p>■15. 国内手法の確立は保全措置をしなくてよい根拠にならない2</p>	<p>ご意見をありがとうございます。コウモリ類への影響を回避、低減するため、適切に環境</p>

<p>前述の意見について事業者は「国内では手法が確立されていないのでカットイン速度を上げることやフェザリング（ブレードの回転制御）を実施しない(できない)」などといった主張をするかもしれないが、「カットイン風速をあげる」と低風時のフェザリングは、バットストライクを低減する効果が科学的に確認されている手法であり、事業者は「技術的に実行可能」である。「国内では手法が確立されていないので保全措置を実施しない」という主張は、「国内の手法の確立」というあいまいな定義をもちだし、それが「保全措置をしなくてもよい」という理由にみせかけた論点のすり替えである。そもそも先行事例があるので「国内の手法の確立」を待たなくても保全措置の実施は可能であろう。益獣が減れば住民に不利益が生じる。事業者はコウモリ類への環境保全措置「カットイン速度を上げることとフェザリング(ブレードの回転制御)の環境保全措置」について「事後調査の後」まで先延ばしにせず、「準備書段階」で検討し、確実に実施すること。</p>	<p>保全措置を講じて参ります。また、事後調査の結果、著しい影響が認められた場合には、実行可能な範囲で、環境保全措置の実施を検討いたします。</p>
<p>23 ■16. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。欧米の研究で「カットインをあげる」と「低風速時のフェザリング」がバットストライクを低減する効果があることがすでに国内手引きに記載されている。</p>	<p>実行可能な環境保全措置として、夜間のライトアップをしないことにより、コウモリ類の食物となる昆虫類を誘引させず、獲物を追って飛来するコウモリ類の風力発電機への接近又は衝突の可能性を軽減します。また、事後調査の結果、著しい影響が認められた場合には、実行可能な範囲で、環境保全措置の実施を検討いたします。</p>
<p>24 ■17. 「できる限りのコウモリ類の保全措置」とは「経済的コストの全くかからない方法」か 本事業者「株式会社ユーラスエナジーホールディングス」及び委託先「いであ技術株式会社」は「環境影響をできる限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがない。既存資料によればカットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすることがバットストライクを低減する効果があることが明らかとなっている。事業者は「収益が減るからカットインを上げるなどの保全措置を実施しない」つもりではないのか？カットインをあげるなどコウモリの保全措置に経済的コストが生じるのは避けられないが、研究によればそれは無視できる程度であることが示されている(年間総出力の1%以下)。</p>	<p>コウモリ類への影響を回避、低減するため、適切に環境保全措置を講じて参ります。また、事後調査の結果、著しい影響が認められた場合には、実行可能な範囲で、環境保全措置の実施を検討いたします。</p>

25	<p>■18. コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること1 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げることフェザリングの)保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。</p>	<p>コウモリ類への影響を回避、低減するため、適切に環境保全措置を講じて参ります。また、事後調査の結果、著しい影響が認められた場合には、実行可能な範囲で、環境保全措置の実施を検討いたします。</p>
26	<p>■19. コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	<p>コウモリ類への影響を回避、低減するため、適切に環境保全措置を講じて参ります。また、事後調査の結果、著しい影響が認められた場合には、実行可能な範囲で、環境保全措置の実施を検討いたします。</p>
27	<p>■20. コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること3 上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから(適切な保全措置をせずに)事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。</p>	<p>コウモリ類への影響を回避、低減するため、適切に環境保全措置を講じて参ります。また、事後調査の結果、著しい影響が認められた場合には、実行可能な範囲で、環境保全措置の実施を検討いたします。</p>
28	<p>■21. 事業者は「予測の不確実性」を根拠に「コウモリ類の保全措置をしない(=事後調査のあとまで引き延ばす)」つもりかもしれないが、仮にそうならば、発電所アセス省令にある、「環境保全措置」と「事後調査」の定義及び実施基準を述べよ。</p>	<p>環境保全措置は発電所アセス省令第28条、事後調査は同省令第31条の定義と認識しております。</p>
29	<p>■22. P388, P390 専門家へのヒアリング年月日が記載されていない。 専門家ヒアリングは適切な時期に実施すべきだが、年月日が記載していなければ適切な時期にヒアリングを実施したのか閲覧者は判断できない。よってヒアリング年月日を記載すべきではないのか。</p>	<p>専門家へのヒアリング年月日は次のとおりです。 方法書：動物、生態系：平成30年10月11日 方法書：植物：平成30年10月12日 準備書：動物、生態系：令和3年4月8日 準備書：植物：令和3年4月14日</p>
30	<p>■23. コウモリ類の死骸探索の調査頻度について ①コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている※1。 ②ヨーロッパのガイドラインによれば、コウモリ類の死骸探索は、1基あたり3日に1回(2日おきに回る)の頻度で行うことが推奨されている※2。 ③上記ガイドラインには死骸探索調査は日</p>	<p>死骸探索調査は、稼働後1年間(2回/月×12か月)を予定しています。調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家の意見を聴取し、適切な対策を講じます。</p>

	<p>の出1時間後より開始することが推奨されている※2。</p> <p>※1 平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書) P213. NEDO, 2018.</p> <p>※2 「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6Japanese.pdf)</p>	
31	<p>■ 24. P1282 事後調査(死骸探索調査)は徹底的に実施すること</p> <p>コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。よって、</p> <p>①コウモリ類の死骸探索は、1基あたり3日に1度の頻度で行っていただきたい。</p> <p>②死骸探索調査は日の出より開始して頂きたい。</p> <p>*平成28年度～平成29年度成果報告書風力発電等導入支援事業環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書) P213. NEDO, 2018.</p>	<p>死骸探索調査は、稼働後1年間(2回/月×12か月)を予定しています。調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家の意見を聴取し、適切な対策を講じます。</p>
32	<p>■ 25. コウモリ類の死骸探索調査について2前述の意見について事業者は「生物調査員による事後調査は月に2回とし、あと2回は定期点検のついでにおこなう」と回答するかもしれないが、定期点検をする者と生物調査員とではコウモリ類の死骸発見率が全く異なることが予想される。仮に、定期点検者が「点検のついで」に調査を行うのであれば(定期点検のついでにコウモリ類の死骸を見つけるのは、物理的に難しいだろうが)、「コウモリ類の死骸消失率」、「定期点検者と生物調査員、それぞれのコウモリ類の死骸発見率」を調べた上で、「適切な調査頻度を客観的に示す」こと。</p>	<p>死骸探索調査は、稼働後1年間(2回/月×12か月)を予定しています。調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家の意見を聴取し、適切な対策を講じます。</p>
33	<p>■ 26. コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること</p> <p>コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル(生物調査員)が実施するべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物</p>	<p>死骸探索調査は、稼働後1年間(2回/月×12か月)を予定しています。調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家の意見を聴取し、適切な対策を講じます。</p> <p>なお、コウモリ類の調査の経験のある調査員が調査を実施します。</p>

	分類技能検定1級(哺乳・爬虫・両生類分野)等の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。	
34	<p>■27. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べること。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。</p> <p>※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No. 6), (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6.Japanese.pdf)</p>	事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家の意見を聴取し、適切な対策を講じます。
35	<p>■28. 「事後調査」は信用できない</p> <p>①事後調査結果について住民は意見書を出せない。</p> <p>②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。</p> <p>③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。</p> <p>④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。</p> <p>①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。</p>	事後調査につきましては、環境影響評価法及び電気事業法に基づき適切に実施し、その結果は報告書としてお示しいたします。

<事業計画>

意見書6

意見	一般の意見	事業者の見解
36	景観、健康、災害など多くの懸念が考えらえる。	健康にかかわる騒音、景観については現時点での計画で予測評価を行い、実行可能な範囲で影響は低減されると評価しておりますが、頂きましたご意見や準備書審査結果等を踏まえ、影響をより低減するための詳細設計を行い、各種被害や災害の発生を防止できる計画を検討してまいります。なお、熱海の土石流災害の原因は調査中と認識しておりますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。

意見	一般の意見	事業者の見解
37	<p>土砂捨て場 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7 番は山の山頂付近にあります。また 3, 4, 5 の場所は花崗岩の風化した土質で非常にもろく、またいずれの場所も急峻な場所です。7 月 10 日の集中豪雨で紫尾山系で 400mm 以上の雨量でした。静岡県熱海市伊豆山の土砂崩壊は 5 万 m³ の土砂捨て場で災害が起きました。今回の 120 万 m³ 残土が山頂付近におかれると土砂流出の危険がある為全量持出し処理すべきだ。</p>	<p>花崗岩が風化して形成されるマサ土は洗堀に対する抵抗性が低く、異常豪雨時等に崩壊等が発生しやすい特性を有する地質であることは十分認識しています。このため、同地質箇所における造成においては、ボーリング調査結果も踏まえ、切土の安定勾配を検討し、その確保に努めます。</p> <p>土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。（候補地 7 か所の容量合計約 470 万 m³ に対し、発生残土量は約 120 万 m³）</p> <p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事用車両の通行量に加えて、延べ約 956 台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念（準備書の残土量前提）があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。</p> <p>当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。</p>

意見	一般の意見	事業者の見解
38	<p>①今回、準備書の環境影響評価書に目を通して驚いたことは動物の調査、予測及び評価の結果に重要種として鳥類 16 種が挙げられているがこの中にツル類が除外されていることである。国の特別天然記念物のツルの渡来地である当該地域での大規模な風力発電計画の準備書段階においてツル類を重要種とみなさず除外するとは信じ難い。2019 年（令和元年）5 月 30 日発出の経済産業省大臣勧告には「1. 対象事業実施区域及びその周辺には、クマタカ、サシバ等の猛禽類の営巣地及びウナギ等の水生生物の生息地があるほか、国指定特別天然記念物のマナヅル及びナベヅル並びにアカハラダカ等の渡り鳥の飛来も想定されることから風力発電施設の配置等の検討に当たっては、適切に調査、予測及び評価を行い、動物への影響を回避又は低減すること」とマナヅル、ナベヅルが明記されている。これでは、経産省勧告を無視しているに等しい。</p> <p>入念、適切な調査が実施されない限り地元の同意は得られない。それとも承知の上で実施しなかった、除外したとなれば不作為のそしりをまぬいられない。</p> <p>現在、出水市のツル類渡来地は密集化していることからツルの保全に関する重要課題として分散化が環境省、鹿児島県、出水市等関係機関で検討されている。紫尾山系は南側への分散化を促す真っ只中に位置する山容であり、風力発電事業地と重複する。紫尾山系をぬきにして分散化計画は考えられないことから、当該地域でのツル類の長期的観察・調査は欠かさざるべき事項である。</p> <p>貴社と同地域に発電所事業が競合している（それ事態も問題だが）<電源開発社>がすでに発表している環境影響評価準備書には、ツル類も調査されて数値も示されている。貴社の準備書でのツル類の欠落は大臣勧告の受け止め方も含め環境アセス自体、全体への信頼を損なう危惧をも抱かせる。</p>	<p>ツル類は、準備書の 3 章にも示しておりますとおり、重要な種として認識し、調査対象として現地調査を実施しました。</p> <p>方法書段階における専門家ヒアリングにおいて、出水市から薩摩川内市やさつま町にツルが移動するかもしれないので、注意することと意見を伺っており、その時の意見内容も準備書に掲載しています。鳥類調査の調査範囲は対象事業実施区域から 300m の範囲を設定しましたが、ツル類の飛行の有無を確認するため、希少猛禽類調査における調査範囲である 1.5km の範囲でもツル類の有無に留意して観察しました。調査期間である約 2 年間、ほぼ毎月調査しましたが、その間に対象事業実施区域の上空をツル類が通過することは一度もありませんでした。ツルは夜明けからねぐらから飛び立ち、日の入頃にはねぐらに戻るということを認識しており、ツル類の渡り時期や越冬期間中は、日の出・日の入り時刻を含む観察にも努めました。希少猛禽類調査では、クマタカを 1,000 回以上確認しています。クマタカは森林性の猛禽類であり林内で主に生活しあまり飛翔しないことから観察は容易ではありません。一方、ツル類はクマタカと比べて確認しやすい種であり、調査範囲内を飛翔したら見落とすことはないと考えています。</p> <p>以上のことから、調査は適切に行っていると考えております。</p> <p>なお、他社様は 2 か所の対象事業実施区域があり、弊社の対象事業実施以外の地域の調査結果も含まれている可能性もあり、単純に比較できるものではないと考えております。</p> <p>他方、ツルを含む鳥類のブレード等への接触に係る事後調査を行い著しい影響が生じると判断した際には、専門家の指導や助言を得て環境保全措置を講じます。</p>
39	<p>②この 7 月初旬の静岡県熱海市での土石流大災害は悲痛な人災と思われる。さらに 7 月 10～11 日の大雨による北薩、まさに、ユース・エナジー社と電源開発社の風力発電計画当該地における土砂崩れが多発している状況、下流部の増水の危険を目の当たりにすれば、山之上、川の上流部の大規模な開発、森林の破壊は甚大な災害を発生させ下流部への様々な被害をおよぼすことを肝に命ずべきだ。準備書によると土地の改変面積は 84.7ha（ヤード・変電所 16.6ha、管理用道路 32.1ha、土捨て場 36.0ha）そして発生する残</p>	<p>森林の伐採による機能の低下をカバーできるように、排水設備の設置などを検討してまいります。例えば、サイト周辺の多くは水源かん養保安林に指定されています。それら範囲に開発を行う場合は、保安林指定解除の許可手続きが必要となり、その審査の過程で、排水・防災設備が適切に配置されていることや、当該保安林の指定の目的の達成に支障のないよう代替施設の設置等の措置が講じられることについて、都道府県による確認を受けることとなります。</p> <p>また、補足となりますが、準備書本文にも記</p>

	土 120 万立法m。残土は谷に埋め立てられる。莫大で気の遠くなるような数量である。もうお願いだから山を荒らさないでほしい。豊かな緑に覆われた森林を残そう。それだけで住民は安心して暮らせるのです。それが未来・末代までの命たちへのせめてもの今私たちが手渡せる宝物です。	載させていただきましたが、土捨て場の 36.0ha は候補地すべてを合計した数字であり、実際はその一部しか使用しない予定です。
40	③北薩風力発電事業計画地域は鹿児島県内でも残り少ない原生的な森林（常緑広葉樹を主体とした）も多く、生物種多様性保全上重要な森林生態系が残存している。準備書によると改変面積は 84.7ha とあるが、この大面積の森林が失われることになる。発生する残土は谷と埋めるとなると、谷沿いの植生が失われる。植物の調査によると、ほぼ尾根上の調査地点のようだが、種の多様性は谷部の方が他種産出することから、地域の森林植生の全体像を把握しているとはいいがたいのではないか？そしてこれだけの地点を探索し、カンランの記載がないのだが、さらに詳細な調査が望ましい。いずれにせよこの莫大な森林面積が消失することは、種の多様性へも強く影響を与え、取り返しがつかない。耐用年数過ぎて稼動しなくなった暁に撤去されてもこの自然環境はもうもどらない。貴重な森林生態系を残し守ることが、紫尾山系の森を大切にすることが、地域の未来を豊かに彩る基盤となるだろう。そもそも 30 年後に貴社は責任を持てるのだろうか。	植物相の調査は、改変される周辺を主に調査をしていますが、植生につきましては、調査地域全体を対象として実施しました。植生調査における調査範囲の改変割合は、0.7%と小さいものの、樹木の伐採や改変は必要最小限にとどめ、土砂の流出を防止する対策として、適切な場所にしがら柵を設置し、造成により生じた切盛法面は適切な緑化を行う等、環境保全措置を確実に実施して参ります。

< 事業計画 >

意見書 9

意見	一般の意見	事業者の見解
41	<p>私は高尾野の出身です。子供時代嬉しいとき淋しいとき色々紫庭山をみながら子供時代をすごしました。紫尾山は紫尾山のままでお願いしたい。子供たちで自然に親しめる場所を残してあげるのは大人の責任だと思います。デンマークで決まった、オーフス条約参考にしてください。</p> <p>高尾野中学校 校歌</p> <p>一 紫尾の高嶺を 仰ぎつつ 川音さやけき里に生い 身もすこやけく ほがらかに 正義と真理 きわめゆく 研学の子ぞ おお われら</p> <p>二 ときわの松の 学園に 緑の風の さわやかさ 自立自営の てつ鞆ふりし 祖先のほこり 受けつがん 勤労の子ぞ おお われら</p> <p>三 山茶花かおる 高原の はてにしらぬ火 海近く 北斗は結ぶ 友垣や 世界の平和 きづくべき 協同の子ぞ おお われら</p>	<p>地域の皆様との対話を通じて紫尾山が地域の皆様において重要な象徴であると伺っておりますため、弊社計画では、紫尾山の直接改変を行うことはせずに、国道 504 号を挟んで紫尾林道沿いのみに風車を設置する計画とさせていただきます次第です。ご意見主様を含む地元地域にお住いの皆様より頂戴した各種ご意見等を踏まえ、環境影響評価準備書審査を含む各種関係法令を通じ適切な事業計画を策定して参ります。</p>

意見	一般の意見	事業者の見解
42	<p>準備書によると発生する残土は約 120 万立方メートル。この大量の残土の処理に 7ヶ所の埋立地を検討し最終的には 3ヶ所にし処理される予定である。候補地を現地確認したがどこもどこも急斜面の谷間を埋めたてるもの。まるで熱海の盛土の危険性と同じであり自然体系を崩すもの。やはり計画自体に無理があると改めて確認した次第です。</p> <p>この点、まったく危険性がないと言い切れるのか。災害が起こったときは甚大である。住民に対して明確な説明（安全安心に対する）を伺いたい。</p>	<p>土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。（候補地 7ヶ所の容量合計約 470 万 m³ に対し、発生残土量は約 120 万 m³）</p> <p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事用車両の通行量に加えて、延べ約 956 台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念（準備書の残土量前提）があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、危険性ゼロを客観的に示すことは厳しいですが、危険性を最大限低減させるよう、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。</p>

意見	一般の意見	事業者の見解
43	<p>私たちハピネス川内は社会貢献ボランティアチームとして文化継承、環境保全のお手伝いとして 2018 年 10 月より毎月藤川天神のボランティア清掃を行っております。</p> <p>国の天然記念物であります臥龍梅で有名な藤川天神は川内の観光名所として自然豊かで後世に残すべく景勝地で歴史ある場所です。</p> <p>自然がそのままに生かされる景観であることを希望すべく後世に残していただくよう、要望いたします。</p>	<p>ご指摘のとおり、藤川天神は皆様にとって重要な場所であると認識しております。そのため、景観の調査地点や人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点として選定させていただき、予測、評価をさせていただきました。ご指摘を踏まえ、今後も藤川天神における周囲の環境に配慮するとともに、景観と併せその他の環境影響も勘案し、環境影響評価準備書に係る審査等も勘案した上で詳細設計を行い、風力発電機の配置を検討いたします。風力発電機の塗装についても、景観との調和を図るため明度・彩度を抑えた塗装を行う等の工夫により可能な限り景観への配慮に努めます。</p>

意見	一般の意見	事業者の見解
44	<p>令和3年6月18日の宮之城町文化センターでの説明会もふまえて、実施計画へ反対の立場から意見を述べる。</p> <p>理由1・・・環境への明らかな負担 紫尾山系は、古来霊山として、また薩摩半島随一の高さを誇る裾野の広い山々の連なりである。針広混交林の国有天然林であり、「紫尾山林木遺伝資源保存林」に指定され、保安林となっている。</p> <p>ここに広範囲にわたり、巨大風力発電施設を開発することは、環境への大きな負担となることは明らかである。</p> <p>年毎に激しくなる風雨。今年7月10日には、紫尾山で過去最高の時間雨量97ミリ、麓のさつま町では、過去最多の24時間雨量473ミリを記録した。今後益々増える可能性は否定できない。山林を開けば、雨水は直接下流へ流れ落ち、下流への負担は水の濁りとともに大きくなる。「想定外」ではない。切り開いた際の土砂は、紫尾山内の谷等への捨て場に置くとのことだが、今回の熱海での土石流災害のように、土砂が川へ流れ出る可能性も否定できない。計画のような沈砂池、ふとんかご、しがら柵では効果は限定的であり、溢れ出た土砂を含んだ水は、豊かな森の足下を押しえつけ生態系への負担は大きい。</p>	<p>・ご指摘の通り、サイト周辺の多くは水源かん養保安林に指定されています。それら範囲に開発を行う場合は、保安林指定解除の許認可手続きが必要となり、その審査の過程で、排水・防災設備が適切に配置されていることや、当該保安林の指定の目的の達成に支障のないよう代替施設の設置等の措置が講じられることについて、都道府県による確認を受けることとなります。その審査において問題ないことを確認いただけるよう、適切な設計・工事を行います。</p> <p>・地域の皆様との対話を通じて紫尾山が地域の皆様において重要な象徴であると伺っておりますため、弊社計画では、紫尾山の直接改変を行うことはせずに、国道504号を挟んで紫尾林道沿いのみに風車を設置する計画とさせていただいた次第です。ご意見主様を含む地元地域にお住いの皆様より頂戴した各種ご意見等を踏まえ、環境影響評価準備書審査を含む各種関係法令を通じ適切な事業計画を策定して参ります。</p> <p>・また、熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性が指摘されています。他方、当事業においては熱海のような土砂災害が生じないように、「鹿児島県 林地開発許可制度の手引」等を参考に、許認可審査を通じた適切な排水設計、排水・防災設備の設置を行います。なお、準備書説明会においては、沈砂池、ふとんかご、しがら柵などを中心にご説明しましたが、法面には小段排水や縦排水・法肩/法尻排水設備も設置する予定です。</p>
45	<p>理由2・・・非合理的な楽観論 数値で騒音や振動などの測定結果が表示されているが、24時間365日その影響を受け続ける人のことをどのように考えているのか。静かな暮らしが一転することへの怒り、不安をどう捉えているのか。人だけじゃなく説明会の席上、今回の環境調査で確認された20つがい以上の「クマタカ」への営巣環境への負担について、「あまりないと思われる。大隅半島では発電施設ができて育っているところもある。」と述べていた。あまりにも楽観的すぎると思われる。音や震動に敏感な鳥が、四六時中音が響き、ブレードに接触すれば死ぬ環境の中で暮らしていけるという科学的な知見があるのか？ 実際、大隅地方での科学的な観測結果があるのか？ 私の暮らす鹿児島市内の山にも小規模な風力発電施設があるが、森の中は静かで鳥の鳴き声は、ほとんど聞こえない。 また特別天然記念物の鶴が飛来する出水市</p>	<p>風力発電施設の稼働後に、騒音について環境監視を計画しています。なお、健康被害のお声を頂戴した場合は、個別に現地状況の把握を目的とした調査やヒアリングをさせていただいたうえで、風車影響によるものである事が確認された場合は、専門家等の意見も踏まえながら、個別に対策を検討していきたいと考えております。</p> <p>クマタカにつきましては、同じ鹿児島県の既設風力発電機の周辺地域では、風力発電機の建設前と建設後のクマタカの生息情報データがあり、クマタカは風力発電機が建った後でも隙間なく密に生息していることが分かっています。また、同既設風力発電機の稼働中において、繁殖の成功も確認しており、クマタカのバードストライクも確認されておりません。</p> <p>ツル類は、当該地域の最も注視すべき重要な種のひとつとして認識し、調査対象として現地調査を実施しました。ツル類にも十分に留</p>

	<p>から紫尾山を超えて飛来する鶴は確認できなかったとのことだが、他の調査機関では、100羽を遙かに上回る鶴の飛来が確認されている。環境省は、鶴の一極集中を避けるため紫尾山を超えて分散することが望ましいとしている。明らかに反する事業計画である。</p>	<p>意して、調査期間である約2年間、ほぼ毎月調査しましたが、その間に対象事業実施区域の上空をツル類が通過することは一度もありませんでした。また、ツルは夜明けからねぐらから飛び立ち、日の入頃にはねぐらに戻るということを認識しており、ツル類の渡り時期や越冬期間中は、日の出・日の入り時刻を含む観察にも努めました。しかしながら、現地調査では確認されませんでしたので、対象事業実施区域の尾根上は、ツル類の主要な移動ルートではないと考えています。</p> <p>なお、他社様は2か所の対象事業実施区域があり、弊社の対象事業実施以外の地域の調査結果も含まれている可能性もあり、単純に比較できるものではないと考えております。</p> <p>他方、ツルを含む鳥類のブレード等への接触に係る事後調査を行い著しい影響が生じると判断した際には、専門家の指導や助言を得て環境保全措置を講じます。</p>
46	<p>理由3・・・地域に必要な電力を必要なだけ説明会の席上で質問があり、「お金がなくても豊かな自然のある方が望ましい。エネルギーは地域毎に必要な量を確保する地産地消的な発想が必要。」との意見があった。私も同意する。そもそも風力発電施設ができて地域が豊かになるわけではない。自然さへも破壊されたら何が残るのか。視覚的にも、連なる山並みに風力発電施設が並ぶ景観はグロテスクである。「エネルギーは地域で確保すれば良く、何で地方にばかり風力発電施設を建て、関東から福岡までの地域には無いのか?」との質問に、「その地域では良い風が吹かないから」との回答には、呆れてしまった。ちゃんと統計的に調べているのか? 結局、投資のために地方にしわ寄せをしているだけである。今回のコロナで、東京を含む都市部への一極集中が、時代遅れなことが明らかになった。</p> <p>地域に必要なエネルギー・食料・医療は、それぞれの地域で確保されなければならないが、東京を始めとする都市部では、そのいびつさが明らかだ。来ると言われる大地震が来たら壊滅だろう。必要以上に電力を浪費している。節電こそ大事であり、一方で地域に合った地熱発電、バイオ(伐採木材を含む)、小水力発電、各家庭への太陽光発電(適正規模の太陽光発電)などにもっと取り組むべきである。クリーンエネルギーの虚名の下に、実質が見過ごされてはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電事業を通じた税収・雇用確保・工事による地域への貢献の他、隣接地元地域への個別地域貢献なども弊社として検討しております他、弊社では発電事業に加えて地域遊休施設を活用した電力利用型事業の検討も進めており、地産地消なども含めて視野に入れての検討を行っているところがございます。 ・風力発電事業が成り立たせるための条件は複数ございますが、年間平均風速が一定程度あることというのが最も重要な条件となりますが、都心部等は平均風速が低い地域が多いというのが実態です。 ・その他貴重なご意見ありがとうございます。頂いたご意見を踏まえ、準備書審査並びにその他関係法令に基づき、適切な事業計画を策定して参ります。

意見	一般の意見	事業者の見解
47	<p>紫尾山系の地形地質について 何回も紫尾山の建設予定地の近くをみています。くわしいことはわかりません。しかし7月10日以前の雨で林道がくずれたり土砂が流れ込んでいました。また、7月10日以後はそれよりひどく崩壊したり林道が陥没したり壁面が落ちていて、車では通れないと聞きました。こんなところに25基もの大きな風車を立ててよいのでしょうか？</p>	<p>当事業における開発では、「鹿児島県 林地開発許可制度の手引」等を参考に、許認可審査を通じた適切な排水設計、排水・防災設備の設置を行うことで、土砂災害リスクの低減を図ります。 加えて、風車配置や基数について、準備書審査、皆様からの意見を踏まえ、計画の精査をいたします。</p>
48	<p>風況について 風速12~14mで定格出力するという風車ですが、貴社の建設予定地は6~8mはいつも吹いているとのことですね。しかし示されている定格出力はいつもするのですが？ソーラーパネルも風車も非常に不安定な電力の為にこんな九州の最南の山系に建設するのはどうしてでしょうか？大きなリスクを犯して建設してたった20年しか使わない風車。これが再生可能エネルギーといえるのかはなはだ疑問です。</p>	<p>ご指摘の通り、常に定格出力で発電することではなく、その時々風の速に応じて出力が変動します。連系先かつ売電先である九州電力送配電(株)との調整を行い、技術的に支障のない形で連系いたします。 加えて、今回設置の風車の運転終了後も、リプレースという形で風車を建て替えて再度運転を開始する可能性もあるため、必ずしも20年で終了するとは限りません。事業者としても、より長い期間事業を継続することで、再生可能エネルギーの長所をより活かしていきたいと考えています。</p>
49	<p>騒音、低周波について この4300kwの大きさの風車は国内ではまだ一基も建設されておらず稼働もしていないと説明されました。1km以内の住居が多くあります。また山の尾根の下に当たるところに住居が多くあります。騒音や低周波のことは全く過小評価されているように思えます。この大きさの風車の実際をきちんと調べて住民に明示してほしいと思います。ただの憶測だけではあとに大きな問題になると思います。人間の暮らしのことです。よろしく願います。</p>	<p>準備書においては、メーカーから受領した4,300kWの風力発電機の騒音のパワーレベルや低周波音に係るG特性音響パワーレベルの資料を用いて、音の伝搬理論式に基づき算定した風力発電機が稼働している将来の予測値を、「10.1.1 大気環境」に示しております。予測結果では騒音の環境基準値や超低周波音を感じる最小音圧レベルを下回っております。 なお、環境監視も実施いたしますが、健康被害のお声を頂戴した場合は、個別に現地状況の把握を目的とした調査やヒアリングをさせていただいたうえで、風車影響によるものである事が確認された場合は、専門家等の意見も踏まえながら、個別に対策を検討していきたいと考えております。</p>
50	<p>他社との競合について 紫尾山系には貴社ともう1社が同じような大きさで計画をしています。貴社は自分の所が正当な計画だと多くの資料を出せて説明されていました。しかし、地域住民にしてみれば、いったい何なのか住民を無視して計画を立てお多大その正当性だけを主張してくる。地域住民はほとんどこの計画のことさえ知らず「再エネだからいいのでは」くらいできています。もし二社とも全て建設されるとこの紫尾山系は元の形をこわされるでしょう。こんな地域住民を無視した形での計画はやめて二社できちんと協議してください。</p>	<p>準備書説明会でもご説明申し上げましたが、他社様の風車配置計画と弊社の風車配置計画の大部分は重複又は近接している状況にある他、風力発電所を建設するためには、関係法令に準拠した計画である必要がございますため、物理的かつ法的に2事業が乱立することはあり得ない状況でございます。地域住民の皆様には、ご迷惑をおかけしていること重々承知しておりますが、弊社といたしましても他社様への情報提供はしてきたほか、関係法令に基づき計画を進めさせていただいてきた次第です。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
51	<p>地質と開発時の残土について 風車を25基建設されるとのことですが、その風車を建てる場所もですが、機材搬入する為に作る道路の残土もすごい量だと思います。約120万m³とされているようですが、</p>	<p>・準備書に掲載した造成計画図の通り、弊社では改変面積の縮小を念頭に長方形のヤード設計ではなく、各地点の地形を十分に考慮した造成計画を行い、樹木の伐採量も低減した計画として参りましたが、今後の詳細設計</p>

	<p>その建設中や道路を作る際に土砂災害や大雨等もしあった場合のことを考えるととても心配です。最近では雷雨も多く台風も大型化しています。先日の7月10日の豪雨も紫尾山が一番多い降水量でした。そんな山々にこのような巨大なものを建設する。建設する為に山を開き道路を作る。とても不安です。山の形を最小にして建設するような計画を検討して下さい。</p>	<p>を行うにあたり、頂いたご意見及び準備書の審査結果なども踏まえつつ、風力発電機の設置基数の削減や変更区域の縮小を検討してまいります。</p> <p>・また、土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。（候補地7か所の容量合計約470万m³に対し、発生残土量は約120万m³）</p> <p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事用車両の通行量に加えて、延べ約956台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念（準備書の残土量前提）があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。</p>
52	<p>出水市は特別天然記念物のツルの渡来地として世界にほこっている土地です。また他の野鳥も多く生息しています。紫尾山を越えて、さつま町、薩摩川内市、阿久根氏、伊佐市、隣県の水俣市へもねぐらから飛んでいる姿や来ている姿が見られるといわれます。紫尾山系にあの巨大な風車が建ったとき果たしてバードストライクが起こらないと言えるのでしょうか？また、絶滅危惧種のクマタカの生育も確認されておられますよね。そのような鳥の生態に全く影響なく風車が建てられるのでしょうか？とても疑問です。設置場所、設置本数の再検討をお願いします。</p>	<p>ツル類は、当該地域の最も注視すべき重要な種のひとつとして認識し、調査対象として現地調査を実施しました。ツル類にも十分に留意して、調査期間である約2年間、ほぼ毎月調査しましたが、その間に対象事業実施区域の上空をツル類が通過することは一度もありませんでした。また、ツルは夜明けからねぐらから飛び立ち、日の入頃にはねぐらに戻るということを認識しており、ツル類の渡り時期や越冬期間中は、日の出・日の入り時刻を含む観察にも努めました。しかしながら、現地調査では確認されませんでしたので、対象事業実施区域の尾根上は、ツル類の主要な移動ルートではないと考えています。</p> <p>クマタカにつきましては、同じ鹿児島県の既設風力発電機の周辺地域では、風力発電機の建設前と建設後のクマタカの生息情報データがあり、クマタカは風力発電機が建った後も隙間なく密に生息していることが分かっています。また、同既設風力発電機の稼働中において、繁殖の成功も確認しており、ク</p>

		<p>マタカのバードストライクも確認されておりません。</p> <p>以上のことから当該地域に風力発電機が立った後においても、クマタカは継続して生息し、共存できるものと考えられますが、ブレード等への接触に係る事後調査を行い著しい影響が生じると判断した際には、専門家の指導や助言を得て環境保全措置を講じます。</p>
53	<p>地質地盤についての意見</p> <p>以前貴社の方がさつま町の町会議員に説明された資料を持ってこられ少し説明を伺いました。2021年7月5日土捨て場を見に行きました。説明では「表面はボロボロで5m位掘ればしっかりした地盤が出ていて大丈夫だ」といわれました。しかしその掘った土を捨てる場所の木を切りいわゆる「捨てる」といわれても盛土になるのではありませんか？先日熱海で起こった土石流はいまだに不明者がおられます。あのようなことになるのではないかととても心配です。山の姿は変わり環境は全く違ってくると思います。</p>	<p>残土の処理については原則盛土施工にて実施いたします。</p> <p>土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。（候補地7か所の容量合計約470万^m³に対し、発生残土量は約120万^m³）</p> <p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事用車両の通行量に加えて、延べ約956台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念（準備書の残土量前提）があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。</p>
54	<p>植物についての意見</p> <p>私は全く植物のことを知りません。しかし説明会でカンランのことを全く調べておらず、また、専門家の方もご存じなかったことに驚きました。他社の準備書では言及されておりました。この山の自然はまだまだ人間の知らないことが多いと思います。シダや他の植物、紫尾山に固有なものもあると聞いています。私たちのこの豊かな自然の山を掘って開いて今生きている植物を無視するやり方はどうでしょうか？森や木は私たちの生命の源の水を生み出してくれます。</p>	<p>植物調査では、対象事業実施区域及びその周辺において632種の植物を現地にて確認しておりますが、カンランは確認できませんでした。カンランについて、「鹿児島県稀少野生動植物の保護に関する条例」に指定されていることもあり、頂いたご意見を踏まえ、準備書審査結果や関係条例当局との調整も実施のうえ、必要に応じ調査及び保全措置を検討して参ります。</p>

意見	一般の意見	事業者の見解
55	<p>・グーグルアースのモンタージュのようなものを御社のホームページで誰もがえつらんできるようにしていただきたい。</p>	<p>皆様より頂いたご意見や準備書審査・その他関係法令に基づく審査を通じて、風車配置計画など今後も変更となる可能性があることから、情報の混乱を避けるために公開は控えさせていただきますことといたします。</p>
56	<p>・500年に一度の地震が震度6強とは納得できない。 ケータイ●●●●-●●●●-●●●●●●●●●●に回答をいただきたい。 (注：電話番号は秘匿としました。)</p>	<p>風車・基礎を設計する際には、建築基準法に基づき、レベル2地震動に対して設計することになります。レベル2地震動とは、工学的基盤面における最大加速度320galを想定した地震動であり、500年に一度級のものとして考えられています。工学的基盤から地表面にかけて、表層地盤を伝播して増幅していくことになるため、一対一対応とはなりません。一般的には、地表面の地震動としては震度6強～7程度の規模であるといわれています。 当該事業においても風車各位置においてボーリング調査を実施し、その結果を用いて各風車ごとに個別のレベル2地震動を作成し、それらの地震動に対して設計を行います。</p>

意見	一般の意見	事業者の見解
57	<p>私達は数年前から藤川天神のボランティアを行っていますので、とても愛着があります。 山の中とはいえ素晴らしい環境の中の天神様を静かに山山も見守って頂きたいものです。 色んな意味で環境破壊に成りかねると思います。 見晴えも悪く成り静かな山が音でうるさく成るので私は反対します。</p>	<p>・ご指摘のとおり、藤川天神は皆様にとって重要な場所であると認識しております。そのため、景観の調査地点や人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点として選定させていただき、予測、評価をさせていただきました。ご指摘を踏まえ、今後も藤川天神における周囲の環境に配慮するとともに、景観と併せその他の環境影響も勘案し、環境影響評価準備書に係る審査等も勘案した上で詳細設計を行い、風力発電機の配置を検討いたします。風力発電機の塗装についても、景観との調和を図るため明度・彩度を抑えた塗装を行う等の工夫により可能な限り景観への配慮に努めます。 ・騒音/低周波音の件について、準備書においては、メーカーから受領した4,300kWの風力発電機の騒音のパワーレベルや低周波音に係るG特性音響パワーレベルの資料を用いて、音の伝搬理論式に基づき寄与値を算定しています。なお、環境監視も実施いたしますが、健康被害のお声を頂戴した場合は、個別に現地状況の把握を目的とした調査やヒアリングをさせていただいたうえで、風車影響によるものである事が確認された場合は、専門家等の意見も踏まえながら、個別に対策を検討していきたいと考えております。</p>

<事業計画>

意見書 16

意見	一般の意見	事業者の見解
58	<p>天をおそれよ！近頃の集中豪雨とか毎年のように記録やぶりの天候の中にくらしています。人間の力のおよばぬ時代の中に今あると思う。環境保全などありえない。どうぞ紫尾山系の風力発電計画を中止して下さい。日本列島にこれだけたくさんの発電の開発を進めて来たユーラス様に今立ち止まって考えるチャンスが来ています。どうぞよ〜く考えてください。自然があればこそ田舎です。壊さないで下さいの思いです。</p>	<p>ご意見主様を含む地元地域にお住いの皆様より頂戴した各種ご意見等を踏まえ、環境影響評価準備書に係る審査並びに各種関係法令に係る協議を通じながら適切な事業計画となるよう検討をして参ります。</p>

<事業計画>

意見書 17

意見	一般の意見	事業者の見解
59	<p>私は本俣自治会長をさせていただき6年目になります。今後も15年以上することになると思います。同時に本俣の住民を守る役目も担っています。</p> <p>7月8日に藤川天神社務所にて環境影響評価準備書の説明会に参加させていただきありがとうございました。</p> <p>説明会もこれまで調査された事項を丁寧に説明され、質疑にも真摯に対応していただきました。</p> <p>会場でもお話しさせていただきましたが、本俣自治会住民は平成9年3月26日、17時31分震度5強と5月13日、14時28分に震度6弱の鹿児島県北西部地震を経験して、二次災害の土石流災害の危険性が非常に高いと判断されて仮設住宅住いを約5ヶ月間経験した住民です。人が入るくらいの大きなひび割れが数十か所そのまま24年の時が経っています。</p> <p>何万トンになるかも知れない、廃土の処分を山に放置されると大雨に限らず少しの地震で地滑りの危険性が非常に高いと考えています。また、清流が流れている川が何年も濁る可能性があると心配しています。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地すべりに関しては、土捨場を含めた(林地)開発行為を行う場合、所轄行政庁(鹿児島県)様において制定された届出(申請)・許可に基づき、降雨に対する対策(排水・防災設備の設置)を実施します。加えて、地山の状況を踏まえ、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを設けるなどの対策を検討いたします。 ・水の濁りに関しては、降雨時において輸送路改変に係る阿久根市側の一か所の沈砂池からの排水が河川に到達すると予測されましたが、到達後の水の濁りは現況とほぼ変わらない程度であると予測しております。藤川地区に関連した造成計画においては、近傍の河川まで到達するといった予測結果は出ていない状況でございます。また、造成にあたっては濁水の流出を防止するため、法面緑化・沈砂池・土砂流出防止柵等の保全措置を実施いたします。 ・土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。(候補地7か所の容量合計約470万m³に対し、発生残土量は約120万m³) <p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事車両の通行量に加えて、延べ約956台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念(準備書の残土量前提)があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、</p>

		<p>総合的に残土の処理方法については検討して参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。</p>
60	<p>この地域は川内原発から 30 キロ圏内にあるため、ほとんどの方は風力発電設置は賛成と言われると思いますが、川内の火力発電は停止している状態にあり実際は CO₂ 削減にはならない文字のマジックに過ぎないのではないかと懸念しています。</p> <p>藤川天神から見える位置に巨大な風力発電が稼働すれば藤川地域は騒音と低周波振動被害を受けるのは確実で、ないとは言えないと懸念しています。</p> <p>高速道路や新幹線は防音壁を作ればいいが、高い位置から騒音と低周波振動は防ぎようがない。</p> <p>風力発電事業では日本一の企業（ユーラスエナジー）御社はこれまでの経験から、北薩風力発電ではどれぐらいの騒音と低周波振動がどこに出て、自然をどれだけ破壊し、困る人がどれぐらいいるかは算出していらっしゃると思っています。</p> <p>御社の担当職員に故郷があり、老いたご両親が住む近くに風力発電設置事業が進んでいるのに、知らされてもないまま住民の理解は得ていると言っただけで事業が進んでも、なんともないのでしょうか。</p> <p>企業の利益だけを優先して、これ以上の環境破壊と被害者は出さないでください。</p>	<p>・原発停止後の不足分は外国産の化石燃料を用いた火力発電などの稼働により補われておりましたが、結果的に CO₂ 排出量などが増加いたしました。また、海外に燃料を依存することで国際情勢の影響を受けやすいことも課題とされています。上記したような火力発電などの化石燃料由来の電源で補った分の電力量を、風力発電を初めとする再生可能エネルギーに代替していくことにより CO₂ 排出量を減少させていくこと、国産エネルギー資源を有効活用すること等の面でも意義があると考えております。</p> <p>また、九州電力管内では火力発電施設が 7 施設存在しており、風力発電施設の導入は CO₂ 削減の一助となると考えております。</p> <p>・騒音／低周波音の件について、準備書においては、メーカーから受領した 4,300kW の風力発電機の騒音のパワーレベルや低周波音に係る G 特性音響パワーレベルの資料を用いて、音の伝搬理論式に基づき寄与値を算定しています。また、経済産業省の「第 21 回新エネルギー発電設備事故対応・構造強度WG 資料 1-2」によれば、「技術開発により低騒音化が進展。最新の 4MW クラスの風車は既存の 3MW 以下クラスと発生騒音が同程度」とされており、大型化に伴い、騒音も大きくなるということはありません。なお、環境監視も実施いたしますが、健康被害のお声を頂戴した場合は、個別に現地状況の把握を目的とした調査やヒアリングをさせていただいたうえで、風車影響によるものである事が確認された場合は、専門家等の意見も踏まえながら、個別に対策を検討していきたいと考えております。</p> <p>・周知の件については、準備書という図書をもって具体的な風車配置計画や造成計画、各種環境影響評価結果をお出しする形となっております。当該図書の内容については専門的な内容も多く含まれることから、説明会も開催させて頂いております。なお、図書公表</p>

		<p>並びに説明会などの実施に際しての住民の皆様への周知にあたっては、地元地区長様のご協力も得つつ、事前にチラシを全戸配布させていただいております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元地区単位における説明会類の開催につきましては、昨今のコロナウイルスの状況も鑑みつつ、関連地元地区長の皆様との協議・相談を前提として、原則デマンドレスポンス型にて対応を行っております。 ・東郷町藤川地区につきましては、地元地区長様より各集落の役員の皆様へ2度に渡り集落単位での開催要望があればお問い合わせを頂きたい旨をご周知頂いていたと伺っております（薩摩川内市内の地区コミュニティセンターも公共施設の一部に該当することから、大規模人数を集めての集合型説明会開催については各種制限があるものと理解しております）。 ・上述のような各種背景等が十分にお伝えできていなかった点はあったものと存じますが、2021年7月に入って以降、個別に住民の皆様より頂きましたご要望等を踏まえ、2021年7月7日に地元地区長様のご協力も頂き準備書説明会にて配布した説明資料類一式を東郷町藤川地区全戸（130戸）へ配布させていただいた他、2021年7月8日に藤川天神の神舎内をお借りする形でご意見主様を含む皆様に個別説明会を開催させていただいた次第です。 ・また、2021年7月8日の説明会の際にご参列された住民の皆様より書面にて頂戴した各種ご質問一覧（46問）に対する弊社回答を2021年7月15日に代表者様へ直接ご提出させていただいた次第です。なお、当該回答文書については、7月15日以降、自治体関係者並びに地元地区長様へも共有させていただいた次第です。 ・準備書における意見募集期間は法令上定められた期間の設定がございしますが、今後も引き続き地元地区長の皆様とも協議のうえで、適宜説明会の開催なども対応して参る所存でございます。
61	<p>元藤川山林にお勤めされていた年寄りにお伺いして代弁して書かせていただきますが、廃土の処理現場の地図をみていただくと、場所はだいたいすぐに理解されました。前にも述べましたが平成9年の地震で大きなひび割れがそのままであるため土砂の重量に山が耐えきれないのではと心配されています。</p> <p>先日、7月10日未明に突然発生した集中豪雨で水の威力を改めて体験して、言われたことが本俣には川が3本あり、「この川に土砂が流れてくるよ。」昭和26年の豪雨災害で</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。（候補地7か所の容量合計約470万³m³に対し、発生残土量は約120万³m³）</p> <p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、不安定なひび割れが発生していないか等にも注意しながら現地調査を行った上で、更</p>

	<p>は木が立ったまま川を流れて来た体験の言葉と思います。 廃土の処理は丈夫な砂防ダムを設置されるか、全廃土の搬出をお願いします。 自然の猛威は机の上や計算では無理です。 本俣自治会の住民が仮設住宅住いをしてい 中、平成9年7月10日となりの出水市針 原地区で土石流災害が発生して、死者21名、 重傷者2名、住宅の全壊18棟、非住家11棟、 崩落土砂16万m³が工事中の砂防ダムを乗り 越え海まで流れています。</p>	<p>なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も 含めた検討・計画の精査をして参ります。ま た設計だけではなく、現地工事においても、 地質状況を確認するとともに、必要に応じて 地山の段切り等の対策を実施してまいります。 なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、 既存の生コン車などの工事用車両の通行量 に加えて、延べ約956台/日分の大型車通行 数が増加するといった懸念（準備書の残土量 前提）があり、このことにより道路交通騒音、 振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境へ の影響が増大する可能性があります。よっ て、これらの環境影響等も考慮した上で、総 合的に残土の処理方法については検討して 参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中 と認識していますが、排水設備の設置が不十 分であった可能性等が指摘されています。当 社事業に際しては、林地開発などの許認可を 通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した 形で建設することとなることを申し添えます。 加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法 面状況等の点検を行う予定にしており、有害 な損傷が認められる場合には速やかな補修 ができるように配慮いたします。</p>
62	<p>針原の土石流災害が発生して、仮設住宅から 本俣自治会長と副会長でお見舞いを持って 慰問されています。 藤川天神から風力発電風車が見える位置に 立つことが、景観を害することは間違いなの で設置はあきらめてください。 旧津田自治会山に廃土の処理について、住民 は住んではおられません、個人の財産と墓 もあり時々行かれて元屋敷の管理や手入れ をされています、旧津田地区は谷が狭いので 場合によっては全部埋まる可能性があります。 旧津田地区は平家の落人が住み着いた歴史 ある集落です。安易な考え方はとんでもな いです。 ご先祖を祀る碑もあり年に一回神事をされ ています。また古い弓も残されています。同 じく古文書に本俣、薩摩川内市の南瀬、旧宮 之城町の山崎に伝わる四人兄弟とされてい ますので、冒してはならない領域かも知れ ません。調べてください。参考資料あります。 都会の方からすると話にならないと思われ るかも知れません。 最後に、住民が悲痛な意見書を提出されま す、御社の権限を持つ役員の目に触れるの か、また、環境大臣が目に見える事がある のか懸念しています。文面は何とでもなり ます。住民の意見を尊重されることを願っ ています。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。 ・ご指摘のとおり、藤川天神は皆様にとって 重要な場所であると認識しております。その ため、景観の調査地点として選定させてい ただき、予測、評価をさせていただきました。 ご指摘を踏まえ、今後も藤川天神における周 囲の環境に配慮するとともに、景観と併せそ の他の環境影響も勘案し、環境影響評価準備 書に係る審査等も勘案した上で詳細設計を 行い、風力発電機の配置を検討いたします。 風力発電機の塗装についても、景観との調和 を図るため明度・彩度を抑えた塗装を行う等 の工夫により可能な限り景観への配慮に努 めます。 ・土捨て場につきまして、方法書知事意見に 関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準 備書においては土砂災害防止法に基づく土 砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提 示させていただきましたが、当該箇所すべて を使用することはございません。（候補地7 か所の容量合計約470万m³に対し、発生残土 量は約120万m³） 皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じ て、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬 出も含めた検討・計画の精査をして参りま す。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場 合、既存の生コン車などの工事用車両の通行 量に加えて、延べ約956台/日分の大型車通 行数が増加するといった懸念（準備書の残土</p>

<事業計画>

意見書 19

意見	一般の意見	事業者の見解
64	風力発電には反対ではないが、雑木林の伐採と土砂の大量の埋め立てには排水設置がない限り絶対に反対します。熱海土石流も人災と思う。二度と同じような災害が発生しないようにしてください。	当社事業においては熱海のような土砂災害が生じないように、「鹿児島県 林地開発許可制度の手引」等を参考に、許認可審査を通じた適切な排水設計、排水・防災設備の設置を行います。土捨て場は、今後の環境影響評価に係る審査やその他の許認可要件を具備できる使用箇所限定する予定です。

<水の濁り、動物>

意見書 20

意見	一般の意見	事業者の見解
65	・報告内容より風力発電機設置後の環境影響を過小評価させようという意図があるので、はと凝いを持たずにはられません。 1つ目は設置予定地地図に高松川及び高松ダムが明記されていないこと。近年の土砂災害を想起させないよう、あえて地図上から外したのでは？と思わざるを得ません。2つ目は、生物調査にて「確認されていない」という項目が多いこと。 横座トンネルを利用する時にシカ、アナグマ、アオサギなど目撃しているため「ほ乳類」や「は虫類」が確認できないというのは、さすがに無理があると思われ、まさか冬眠中の冬場に調査したのでは？と कांगりたくなります。	高松川については、準備書 p. 10. 1. 2-1(554)の図面に記載し、水質調査地点として選定しています。なお、高松ダムについては、背景図とした国土地理院の「電子地形図 20 万」に記載がありませんが、環境影響評価書において、水環境に係る図面に記載することを検討いたします。 また、生物調査では、哺乳類は準備書 p. 10. 1. 4-9 (617)に示したとおり文献調査では 30 種類、現地調査では 20 種類、爬虫類は準備書 p. 10. 1. 4-60 (668)に示した通り文献調査では 14 種類、現地調査では 12 種類確認しております。

<事業計画>

意見書 21

意見	一般の意見	事業者の見解
66	① (株)ユーラスエナジーホールディングスではこれまでに、当北薩エリア以外で、同規模もしくは、狭小でも、すでに設置された所があるでしょうか。 ・場所 ・広さ	弊社北薩風力案件につきましては、単機出力の増加もあり発電所総出力は比較的弊社内案件の中でも大きくなっておりますが、風車設置基数の観点で言えば、北薩同等またはそれ以上の風車配置計画を行ってきた案件は複数ございます。
67	②その場所に診る苦情の内容、件数について教えて下さい。	北薩同等またはそれ以上の風車配置計画を行ってきた案件では、稼働後の騒音等についてこれまで約 10 件ほどのご意見をいただいておりますが、現地の状況確認や現況値測定を実施し、適切な対策を講じた結果、現在ではすべて解決しております。
68	③設置に伴う、開発地の風水害対策が非常に重要。土砂崩れ等の具体策、取付道路の安全管理の徹底が必要です。直接管理は誰が担いますか？	「鹿児島県 林地開発許可制度の手引」等を参考に、許認可審査を通じた適切な排水設計、排水・防災設備の設置を行います。(沈砂池、ふとんかご、しがら柵、小段排水、縦排水・法肩/法尻排水設備等) 工事期間中は、施工業者にもご協力いただきながら管理し、操業開始後は、風車操業管理の者が定期的に点検を行う予定です。

意見	一般の意見	事業者の見解
69	<p>風力発電施設の周辺において、電波が乱されテレビ受信者や中継回線に影響を与える事例が発生している。</p> <p>本事業に係る環境影響評価準備書では、地上デジタル放送の受信環境保全の観点から調査、予測及び評価した結果が記載されておらず影響について確認できないことから、下記のとおり要望する。</p> <p>1 視聴者保護の観点から、地上デジタル放送の受信及び中継回線等の放送設備への本事業が与える影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>2 調査、予測及び評価した結果について、放送事業者と共有し、協議すること。</p> <p>3 影響を及ぼす恐れがある場合には、事業者の責任において対策すること。</p>	<p>1について・・・2019年末に鹿児島県内テレビ局各社(NHK鹿児島放送局、(株)南日本放送、鹿児島テレビ放送(株)、(株)鹿児島放送、(株)鹿児島讀賣テレビ)の皆様へご報告済みの通り、各種ご相談させていただいた上で、NHK-ES様での予測評価、及びNHKテクノロジーズ様による現況調査を実施完了済みです。</p> <p>2について・・・上記のNHK-ES様、NHKテクノロジーズ様の調査、予測及び評価した結果について、上述の鹿児島県内放送事業者5社様へ共有の上で、各種対応方針について等協議をさせていただいていた次第です。</p> <p>3について・・・当社事業の責に依ることが明確な場合などの対応を含む今後の弊社対応方針について</p> <p>書面内容にて放送局各社へ通知すべく、現在準備をさせて頂いている段階です。</p>

意見	一般の意見	事業者の見解
70	<p>§ 調査、予測及び評価の結果のうち鳥類に付いて</p> <p>・重要な種として、哺乳類 10 種・鳥類 17 種・爬虫類 1 種・両性類 3 種・昆虫類 6 種・魚種 2 種・底生動物 3 種を確認したと記載されている。鳥類に付いてはトータルで 111 種も確認されているが、このことは予定地が、留鳥もここを往来する渡り鳥も彼らにとっては、なくてはならない重要地であることを物語っている。111 種の内、65 種(58.8%)約 6 割の渡り鳥にとっては、建設予定地を往来しているそのこと自体特記すべきことであり、長旅をする彼らにとっては、掛け替えのないエリアであること、渡り鳥は何も明るい時間帯だけでなく、暗闇の時間帯でもここを往来していることを述べる。</p>	<p>当該地域は鳥類にとっても、かけがえのないエリアであることを認識しております。調査地域における生息環境への改変面積は小さいと考えられるものの、事業の実施に伴う重要な種及び注目すべき生息地への影響を回避、低減するため、環境保全措置を適切に行って参ります。</p>
71	<p>・ここ北薩風力発電事業計画地で最重要種は、如何なる鳥であろうかということは、少し鳥に興味のある地元の方であれば、クマタカは当然だよ、と答えると思う。準備書ではクマタカに付いては、17 ツガイを確認し、その内 6 ツガイの繁殖を確認したとあり、予想以上に生息していることを嬉しく思うところです。次に最重要種はと想い浮かべる鳥類は、出水のツル類だよ、と、同じように返答するだろう。昨シーズンのツル類の越冬数は過去最高数の 17,315 羽をカウントした。鳥インフルエンザが過去、「養鶏の町日本一」の出水市でも発生しているが、その後、養鶏業への影響は関係者の懸命な防疫対策の甲斐あって発生は、ま</p>	<p>方法書段階における専門家ヒアリングにおいて、出水市から薩摩川内市やさつま町にツルが移動するかもしれないので、注意することと意見を伺っており、その際の意見内容も準備書に掲載しています。鳥類調査の調査範囲は対象事業実施区域から 300m の範囲を設定しましたが、ツル類の飛行の有無を確認するため、希少猛禽類調査における調査範囲である 1.5km の範囲でもツル類の有無に留意して観察しました。調査期間である約 2 年間、ほぼ毎月調査しましたが、その間に対象事業実施区域の上空をツル類が通過することは一度もありませんでした。ツルは夜明けからねぐらから飛び立ち、日の入頃にはねぐらに戻るということを認識しており、ツル類の渡り時期や越冬期間中は、</p>

	<p>のがれているがそれでも、ツルのねぐらの田んぼからは、鳥インフルのウイルスが毎年検出されて、薄氷を踏む思いでシーズンを乗り越えている現状があると感じる。そのため、出水市と国（環境省）はツル類の分散事業に、2020年、昨年から真剣に取り組み始めたことは、知るところである。具体的には越冬地で与える餌の量を減らして状況を確認していると関係者より伺っているが、その影響と推察される計画地南側に位置する、川内川の河畔数か所で今までにないツル類が確認された。私は薩摩川内市楠元町、中村町（川内川左岸）において、60羽のマナヅルを確認し写真に収めた。もちろん関係機関へはその旨、報告した。今までは家族単位の数羽が越冬しているのを観察していたが、このようなことは初めての経験であった。</p>	<p>日の出・日の入り時刻を含む観察にも努めました。希少猛禽類調査では、クマタカを1,000回以上確認しています。クマタカは森林性の猛禽類であり林内で主に生活しあまり飛翔しないことから観察は容易ではありません。一方、ツル類はクマタカと比べて確認しやすい種であり、調査範囲内を飛翔した場合に見落とすことはないと考えています。以上のことから、対象事業実施区域の尾根上は、ツル類の主要な移動ルートではないと考えています。</p>
72	<p>§意見・要請</p> <p>・ここ紫尾山系風力発電事業計画地でもう一社、D社の準備書に関しては同じように縦覧を行い、私は説明会へも参加しました。D社は、ツル類を重要種としてとらえ、調査、予測及び評価も行っており、その結果は、区域内及びその周囲で延べ124個体を確認したと明らかにしています。</p> <p>調査期間は、2019年10月～2020年3月の6ヶ月間であり、それに対して知事意見は、『ツル類の飛翔確認事例が少なかったと評価されているが、出水干拓ではツル類の分散化を進めており当該地域を飛翔する個体が増加する可能性がある。ブレードが回転することにより生じる球体の衝突危険区域が尾根に連なることで長大な障壁空間となり、バードストライクの増加や飛翔ルートの変更に伴うエネルギーロスなどにより、ツル類に大きな影響を与える恐れがあることから、追加で調査、予測及び評価を行い、移動等に影響が生じることが予想される場合には風力発電設備等の配置等の取りやめや変更を検討し、その結果を評価書に記載すること。』と述べています。</p> <p>上記のD社への知事意見にも鑑み、御社の準備書には建設予定地では、ツル類は確認されなかったと記載があり又、説明会でも質疑応答の際も確認されなかったと、答え、認めました。</p> <p>このことは準備書の第4章の専門家への聞き取り(296ページ)で、「ツル類の越冬期間中には、念のためツル類にも留意した方が良い。当該地域ではツル類がどのような飛行ルートで移動するのかは、不明である。薩摩川内市斧淵等、3箇所程度で越冬していることは分かっている。但し、出水市とこ</p>	<p>ツル類は重要種と認識しており、専門家へのヒアリングでもツルについてのご指摘もございました。そのため、ツル類にも十分に留意して、調査期間である約2年間、ほぼ毎月調査しましたが、その間に対象事業実施区域の上空をツル類が通過することは一度もありませんでした。また、ご指摘のとおりツルは夜明けからねぐらから飛び立ち、日の入頃にはねぐらに戻るということを認識しており、ツル類の渡り時期や越冬期間中は、日の出・日の入り時刻を含む観察にも努めました。</p> <p>なお、他社様は2か所の対象事業実施区域があり、弊社の対象事業実施以外の地域の調査結果も含まれている可能性もあり、単純に比較できるものではないと考えております。</p> <p>他方、ツルを含む鳥類のブレード等への接触に係る事後調査を行い著しい影響が生じると判断した際には、専門家の指導や助言を得て環境保全措置を講じます。</p> <p>なお、準備書の390ページに掲載したヒアリング結果は、方法書ではなく準備書の内容に対するものです。</p>

<p>こ等を毎日行き来しているものではない、と明記してあるがこれは「配慮書」の段階での記録である。また、390 ページには「方法書」段階での聞き取りが示してある。この二つの記載をもとに『ツル類は確認されなかった』と結んでいる(665 ページ)。</p> <p>以上から、御社のこの準備書は肝心要の最重要課題が欠如していると、言わざるを得ない。ツル類に付いては、一から出直しアセス法に基づいて再度、調査、予測及び評価のやり直しを求め又、ツル類が大陸から飛翔する時期は、黄昏時・夜間・未明の時間帯も調査すること。以上、意見と要請とします。</p>	
---	--

意見	一般の意見	事業者の見解
73	<p>紫尾山は、平安時代に編さんされた歴史書「日本三代実録」編者は、藤原時平・菅原道真公、他でこの歴史書にも記載されている由緒ある山です。その昔、「東の高野山・西の紫尾山」と言われた、信仰の山であったからです。太古より山系の麓や周辺で暮らす住民は、この山を神仏として敬いながら現代に至っていますが、その化身としてこの山系の鳥類の王者、熊鷹・クマタカが生息していることを知っており又、山からの恵みをいただいて生活しているので、「紫尾山には手を出すな、汚すな」として、その思想は現代まで受け継がれています。</p> <p>今回公告された準備書によると、計画予定地周辺でクマタカのツガイが17ツガイも確認されたとあります。この数量には驚きです。過去私達がクマタカ研究会が調査したところでは、7～8ツガイがいるようだと聞いて参りました。この生息数を調査されたことに付いては、感謝したいと思います。しかし、この山系にこれ以上人の手がかかること「風力発電建設」は、クマタカの聖域を冒すことになり、その命が、消滅絶滅が危惧されます。そうでなくても、保護しないと絶滅する危険性</p> <p>(大)として、国の「絶滅危惧ⅠB類」及び「種の保存法」により国内希少野生動植物に指定されているこの生物のことを、何故無視してこの山系に、風車計画を立案したのかその理由が分かりません。同じく、計画地は出水平野のツル類がこの山系の尾根を越えて往来していることも分かっています。ツル類は、国が定めた「特別天然記念物」であり、両者ともにバードストライクにより落鳥します。</p> <p>熊鷹や、鶴類、そしてあまたの鳥達が末永くこの山系に棲めることを、往来できる事を願い、貴社の英断を持って、この計画の中止をお願いします。以上</p>	<p>・地域の皆様との対話を通じて紫尾山が地域の皆様において重要な象徴であると伺っておりましたため、弊社計画では、紫尾山の直接改変を行うことはせずに、国道504号を挟んで紫尾林道沿いのみに風車を設置する計画とさせていただいた次第です。</p> <p>・クマタカにつきましては、同じ鹿児島県の既設風力発電機の周辺地域では、風力発電機の建設前と建設後のクマタカの生息情報データがあり、クマタカは風力発電機が建った後でも隙間なく密に生息していることが分かっています。また、同既設風力発電機の稼働中において、繁殖の成功も確認しており、クマタカのバードストライクも確認されておりません。</p> <p>・ツル類につきましては、調査期間である約2年間、ほぼ毎月調査しましたが、その間に対象事業実施区域の上空をツル類が通過することは一度もありませんでした。また、ツルは夜明けからねぐらから飛び立ち、日の入頃にはねぐらに戻るということを認識しており、ツル類の渡り時期や越冬期間中は、日の出・日の入り時刻を含む観察にも努めました。この現地調査の結果、対象事業実施区域の尾根上は、ツル類の主要な移動ルートではないと考えております。</p> <p>なお、クマタカやツル類を含む鳥類のブレード等への接触に係る事後調査を行い著しい影響が生じると判断した際には、専門家の指導や助言を得て環境保全措置を講じます。</p>

意見	一般の意見	事業者の見解
74	<p>紫尾山は、鹿児島県内陸部に存在する貴重な山脈です。山脈の範囲は北は伊佐針持から西は薩摩川内市、阿久根市、北は出水市、水俣市、南に薩摩町の五市一町にその領域を有する山脈です。</p> <p>八代海からの潮風を受けて、出水市針原・長島の柑橘類は芳醇な香と黄色の風物詩であります。また紫尾山を取り巻く周辺市町の小学校、中学校、高校の校歌にも紫尾山の美しさ雄大さをほぼ全校で取り入れています。また歴史的にも紫尾山は白亜紀に隆起によって出来た山脈とされており、周辺地域に温厚な風土を醸しています。このような精神風土を醸成している山脈に、轟音とそれが齎す周辺住民の健康被害を考えると北薩風力発電事業に絶対反対を表明せざるを得ません。</p>	<p>・地域の皆様との対話を通じて紫尾山が地域の皆様において重要な象徴であると伺ってございましたため、弊社計画では、紫尾山の直接改変を行うことはせずに、国道 504 号を挟んで紫尾林道沿いのみに風車を設置する計画とさせていただきます次第です。</p> <p>・また、風車騒音につきましては、メーカーから受領した 4,300kW の風力発電機の騒音のパワーレベルや低周波音に係る G 特性音響パワーレベルの資料を用い音の伝搬理論式に基づき寄与値を算定の上で、現地調査より抽出された残留騒音に対し影響予測を行っております。</p> <p>・ご意見主様を含む地元地域にお住いの皆様より頂戴した各種ご意見等を踏まえ、環境影響評価準備書審査を含む各種関係法令を通じ適切な事業計画を策定して参ります。</p>
75	<p>一昨年だったと思いますが、紫尾山系に巨大風力発電計画が持ち上がっていると聞き、その建設計画への反対のための討論会（説明会）に参加しました。</p> <p>紫尾山は、小生の家からは川内川を隔てた北西の方向に、標高 1067m の如何にも温厚で、柔和な山容を物心ついたときから、毎朝無意識の内に仰ぎ見て、一日の生活が始まります。紫尾山は、鹿児島県内陸部の薩摩川内市、阿久根市、出水市、伊佐市、さつま町の 4 市 1 町にその山容は広がり、その山頂の領域は撫の南限地でもあります。</p> <p>又、希少種のヒノタニリュウビンタイ等シダ類の宝庫でもあります。さらに紫尾山系には、絶滅危惧種のクマタカの生息地でもあります。紫尾山系は、白亜紀に隆起によって出来た山脈だとされており、気象現象によっては全山が真紫色に変容する実に神秘的な山です。</p> <p>紫尾山系に風力発電を設置するということは、地域住民の健康や貴重な生態系の保護育成といった観点からも、絶対にあってはならないことです。</p> <p>ここに紫尾山系への風力発電計画を強く非難し、地域住民への謝罪と計画の取り消しを要求するものであります。</p> <p>以上</p>	<p>紫尾山が地域住民の皆様にとって重要なシンボルであることは重々承知しております。なお、対象事業実施区域周辺における植物調査において、ヒノタニリュウビンタイ等のシダ類の希少種は確認されておりません。計画においては、紫尾山を直接改変せず、国道 504 号を挟んで紫尾林道沿いのみに風車を設置する計画とさせていただきます次第ですが、今後は周辺に生息するクマタカへの衝突確率や景観等への環境影響も勘案して詳細設計を行い、風力発電機の配置を検討いたします。</p>

意見	一般の意見	事業者の見解
76	<p>北薩風力発電の建設予定地になっている柴尾山は県民にとっては鹿児島の桜島の次に心の拠所であり、近隣の多くの市町村で学校の校歌になっている所です。</p> <p>福島原発事故の時も少し国民が電気の節</p>	<p>・地域の皆様との対話を通じて紫尾山が地域の皆様において重要な象徴であると伺ってございましたため、弊社計画では、紫尾山の直接改変を行うことはせずに、国道 504 号を挟んで紫尾林道沿いのみに風車を設置する計</p>

約で乗り越えてきた事実が有ります。家を新築される方はほとんどの方が太陽光を備えていて電気不足は考えられない時に新たに工事する意味が分かりません。環境の保全の見地からの意見とは余談になりましたが、一番心配なのは、工事の後に出土を山の谷間に埋ると有りますが、ここ数年の異常気象で50年に一度の大雨が降って作年も日本の各地で災害がおきています。何時どこでおきるか分からない今、埋立てた先の麓には民家が有、田畑も有ります。崩れないように工事をしたつもりでも自然の力は凄い物が有ります。何かおきてから想定外だったと言ってほしくないです。

今生きてる私達は少し不自由はしても安心して暮らせる古里を子孫にバトンタッチする義務があると思っています。

画とさせていただいた次第です。ご意見主様を含む地元地域にお住いの皆様より頂戴した各種ご意見等を踏まえ、環境影響評価準備書審査を含む各種関係法令を通じ適切な事業計画を策定して参ります。

・原発停止後の不足分は外国産の化石燃料を用いた火力発電などの稼働により補われておりましたが、結果的にCO₂排出量などが増加いたしました。また、海外に燃料を依存することで国際情勢の影響を受けやすいことも課題とされています。上記したような火力発電などの化石燃料由来の電源で補った分の電力量を、風力発電を初めとする再生可能エネルギーに代替していくことによりCO₂排出量を減少させていくこと、国産エネルギー資源を有効活用すること等の面でも意義があると考えております。

この他、分散型電源としての地域活性化や災害時のリスクマネジメントの観点でも、風力発電をはじめとした再生可能エネルギーに係る期待は今後も高まって来るものと認識しております。

・土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。（候補地7か所の容量合計約470万m³に対し、発生残土量は約120万m³）

皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事用車両の通行量に加えて、延べ約956台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念（準備書の残土量前提）があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。

<事業計画>

意見書 27

意見	一般の意見	事業者の見解
77	<p>・少年の頃より慣れ親しんで来た（神の山、信仰の山）として校歌にも歌ってあります。周辺の地域に六校程有ると聞いています。四季を通して柴尾林道を通して山頂に登っています。遠くは熊本県の阿蘇山も眺望できて素晴らしい所です。その周辺とはいえ大規模な風力発電を建設する事は自然破壊その物の様に感じます。林道から設置場所までの道路建設の為の樹木伐採、山の切り崩し等、林道田代辰倉線は現状では使用不能と思っている。山崩れ崖崩れを引き起こしかねない工事は中止して貰いたいです。ですからせめて半分程度に減してください。お願いします。</p>	<p>地域の皆様との対話を通じて紫尾山が地域の皆様において重要な象徴であると伺ってございましたため、弊社計画では、紫尾山の直接改変を行うことはせずに、国道 504 号を挟んで紫尾林道沿いのみに風車を設置する計画とさせていただいた次第です。ご意見主様を含む地元地域にお住いの皆様より頂戴した各種ご意見等を踏まえ、環境影響評価準備書審査を含む各種関係法令を通じ適切な事業計画を策定して参ります。</p>

<事業計画>

意見書 28

意見	一般の意見	事業者の見解
78	<p>・工事に関した捨土の量が 130 万 m³とのこと。数ヶ所に分散しての処理になると思います。が市役所で閲覧した所、かなり急勾配（急傾斜）の場所が殆んどである。しかも谷間だから雨は全量が集まってくる。去年は 100 年に一度と云われる雨が全国の何処でも降って甚大な被害が発生している。先程の熱海での災害が真に人災であると専門家が判断しています。沈砂地が災害時に果たして機能するのか疑ってしまう。大自然の嶺々が続く柴尾山系に大規模な風力発電の計画は到底納得出来るものでは無く賛成しかねます。</p>	<p>土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。（候補地 7 か所の容量合計約 470 万 m³に対し、発生残土量は約 120 万 m³）</p> <p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事用車両の通行量に加えて、延べ約 956 台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念（準備書の残土量前提）があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。</p> <p>熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。</p>

意見	一般の意見	事業者の見解
79	<p>・大自然の柴尾山系に20ツガイものクマタカの生息が確認された様で、誠に嬉しく思います。動物達は安全な生息地を知っておりそこでこれまで永年に亘り、命を引き継いで来たものと考えます。これはクマタカに限らない事です。長期間におよぶチェーンソーの音、ブルドーザーの音、ダンプカー・運搬車等の騒音上げたら、限りが無い位の音が脅威となり動物・鳥類を襲い驚き恐怖で二度と元の場所には戻って来ないでしょう。又、建設された数多くの風車群に又、ブレードの廻る音に驚く事でしょう。希少野生動植物種のクマタカ（絶滅危惧種Ⅰ類）の営巣地点に近いところに建設予定の配置は適切で無く、貴社がやろうとしている事は最初からクマタカ等を柴尾山系から追っ払うようなものである。配置は他にないのか数は少なく出来ないのか、もっと云えば建設中止も検討して貰いたい。自然環境を守ると言う事は森林台地水態系そこに住む人達の居住権、生活権等も壊さない事であると思います。準備書を見た限りでは賛成出来る部分は少なく疑問に思え、又納得しがたい部分が多い。再考をお願いします。</p>	<p>現地調査により、柴尾山西側の対象事業実施区域周辺に17つがい生息していることを確認しました。文献や全国の事例を見ましてもクマタカが主要な尾根上に巣を作ることはないと言われており、尾根上に計画しております本事業の風力発電機が与える影響は小さいと考えております。</p> <p>また、ご意見のとおり騒音により一時的に影響が生じる可能性も考えられますが、同じ鹿児島県の既設風力発電機の周辺地域では、風力発電機の建設前と建設後のクマタカの生息情報データがあり、クマタカは風力発電機が建った後でも隙間なく密に生息していることが分かっています。また、既設風力発電機の稼働中においても、繁殖の成功も確認されています。</p> <p>以上のことから当該地域に風力発電機が立った後においても、クマタカは継続して生息し、共存できるものと考えられますが、ブレード等への接触に係る事後調査を行い著しい影響が生じると判断した際には、専門家の指導や助言を得て環境保全措置を講じます。</p>

意見	一般の意見	事業者の見解
80	<p>・たしか7月7日付けで書きましたが、再度意見書を出します。再生可能エネルギーはCO₂を出さないエネルギーだと云われますが、しかし近年、100年50年に一度と云われる雨が毎年日本のどこかで降っており甚大な災害を引き起こしています。1週間前も鹿児島県は豪雨に見舞われ(線状降水帯)テレビでは終日放送されていました。洪水には慣れていて74年間、川内市の近くに住む自分でも今度は覚悟を決めました。(堤防決壊)大木を大量に伐採して道路を作り、人工物を作るとそこでは山崩れ、崖崩れ、土砂流が起こってしまう。24年前の鹿児島県北西部地震が発生した場所でもあり、当時柴尾山系では10数ヶ所以上の崖崩れが発生しております。ただでさえ崩れるのにそこに道路を作り、多くの風車を建設するとどうなるか?想像しなくても結果は出てしまうでしょう。私には地元には孫が三人います。この子らが大人になりさらに子供が生まれ又、生まれていく……。私が愛してやまない「神々が住む」と云われる柴尾山、そしてそれに続く嶺々を開発せずに残してやりたい。工事を想像するだけでも身を切られる思いがします。乱開発を止め、他の方法で発電されることを希望します。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。ご意見主様を含む地元地域にお住いの皆様より頂戴した各種ご意見等を踏まえ、環境影響評価準備書に係る審査並びに各種関係法令に係る協議を通じ適切な事業計画を策定して参ります。</p>

意見	一般の意見	事業者の見解
81	<p>①残土の処分について！ 住民の要望があれば地区外に搬出すること で全量持出しを要望します。※他社は全 量持出しの情報有</p>	<p>他事業者様の計画について、残土約 200 万 m³ を全量場外搬出される計画と公表されてお りますが、具体的な処理計画や環境影響評価結 果が掲載されているものではないです。切土と盛土はバランスさせる必要が あることから、当社計画における 土捨て場につきまして、方法書知事意見に関 連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備 書においては土砂災害防止法に基づく土砂 災害警戒区域を除外する形で複数案を提示 させていただきましたが、当該箇所すべてを 使用することはございません。（候補地 7 か 所の容量合計約 470 万 m³ に対し、発生残土量 は約 120 万 m³） 皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じ て、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬 出も含めた検討・計画の精査をして参りま す。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場 合、既存の生コン車などの工事車両の通行 量に加えて、延べ約 956 台/日分の大型車通 行数が増加するといった懸念（準備書の残土 量前提）があり、このことにより道路交通騒 音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環 境への影響が増大する可能性があります。よ って、これらの環境影響等も考慮した上で、 総合的に残土の処理方法については検討し て参ります。熱海の土石流災害の原因は調査 中と認識していますが、排水設備の設置が不 十分であった可能性等が指摘されています。 当社事業に際しては、林地開発などの許認可 を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備し た形で建設することとなることを申し添えま す。また、地震時に地すべりを発生させない ように、必要に応じて表土の除去や地山の段 切りを検討いたします。加えて操業開始後 も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を 行う予定にしており、有害な損傷が認められ る場合には速やかな補修ができるように配 慮いたします。</p>
82	<p>②動物（イノシシ、シカ、その他）への対応 防護費の支援！</p>	<p>シカやイノシシ等については、薩摩川内市に おいては、「薩摩川内市鳥獣被害防止計画」 が策定され、捕獲や防護柵設置等の取り組 みが進められていると認識しております。 また、弊社の他の風力発電施設の設置地域に おいては、獣害の被害は寄せられておらず風 車の設置によって獣害が増えるとの直接の 因果関係が認められておりません。今回も工 事による直接影響はないと考えていますが、 必要に応じて対策等を検討して参ります。</p>
83	<p>③決定？後について 工事中、完成後、定期的な情報提出</p>	<p>皆様の意見や準備書の審査結果等を踏まえ 工事計画策定後に環境影響評価書を作成し 公表する他、計画地隣接地域の皆様に対し適 切に説明を実施して参ります。</p>

意見	一般の意見	事業者の見解
84	<p>I 土捨て場について</p> <p>残土の捨て場として図 2.2-3 において「土捨て場」01-07 が図示されています。この 01-07 は全て尾根筋の谷間です。それも急峻な谷です。準備書公告後、7 回にわたり「土捨て場」を踏査しました。「土捨て場」の下流域にあたる集落及びその集落から「土捨て場」までの谷筋＝沢を行ける範囲で踏査しました。シロウト目の判断ですが、土石流の危険性があると思います。その後、7 月 3 日の熱海土石流のニュース映像を見て、その感を強くしました。この災害でクローズアップされた谷埋め盛土の問題です。熱海土石流で流された盛土量は 54,000m³ と言われています。本計画の「土捨て場」に搬入される残土量は 1,211,586m³ です。桁が二桁違うのです。説明会では、三桁の方をなんとか二桁までには圧縮したいと述べていましたが、努力して圧縮してもギリギリ三桁を割るかどうかという説明です。三桁を割ったとしても熱海土石流で流された盛土の 20 倍です。</p> <p>さらにその 1 週間後の北薩豪雨では、紫尾山で 430 mm/24H の降水量を記録しています。その結果、紫尾林道、山田本俣林道、本俣林道、藤之本林道は私が確認しただけでも 6ヶ所の林道崩落、法面崩落、小規模土石流を起こしています。この 3 年間の降水記録をみても、24H の降水量が令和 2 年 7 月豪雨で、山梨県鳴沢村・約 900mm、熊本県芦北町、津奈木町、あさぎり町・約 700 mm、令和元年・台風 19 号では、神奈川県箱根町・1,000 mm を記録しています。7 月 10 日・北薩豪雨の実に 2 倍もの降水量が想定されるのです。</p> <p>このような豪雨ではなく、ちょっとした大雨でも 01～07 の下流域にあたる津田、榎段、本俣、宇都川路に暮らす人たちの飲み水、生活用水、農業・産業用水に影響を与えます。なによりも問題なのは 01～07 の「土捨て場」になる谷の樹木が全て伐採されるということです。広大な面積です。水脈を含め「土捨て場」一帯及びその下流域の自然環境に大きな影響を与えます。影響を与えるというより、私は大規模な自然環境破壊だと思います。風力発電はたかだか 20 年（プラスα）の事業です。しかし、その下流域の人たちの暮らしは、過疎地になったとはいえ、この先何十年、何百年と続くのです。</p> <p>「土捨て場」01～07 の計画は全て白紙に戻して、他の場所に考え直してください。もし今の計画をこのまま遂行するというのであれば、以下の質問に答えていただきたい。この質問の大部分は住民説明会において質問し</p>	<p>・土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。（候補地 7 か所の容量合計約 470 万 m³ に対し、発生残土量は約 120 万 m³）</p> <p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事用車両の通行量に加えて、延べ約 956 台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念（準備書の残土量前提）があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。</p>

	<p>ようと思っておりましたが、時間がなく質問できませんでした。そこで、改めて住民説明会を開催するよう要請しましたが、貴社は「検討します」と回答しつつ、その後なんの連絡もありませんでした。以下の質問に誠意をもって回答していただきますよう、よろしくお願い致します。</p>	
85	<p>① 「土捨場」06、07は薩摩川内市有林であるという確認をしています。また『再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請に係る証明書』を薩摩川内市が発行していることも確認しています。</p> <p>貴社はこの『証明書』において「土捨場」06、07に予定している林地が薩摩川内市より使用を認められた、と認識されているのでしょうか。まだ使用は認められていないという認識でしたら、どのような根拠で「準備書」において薩摩川内市有林を土捨て場の候補地として記載したのでしょうか。上記『証明書』以外に薩摩川内市より「土捨場」06、07の予定地を使用してもいいという、なんらかの許認可の文書が交付されたのでしょうか。</p>	<p>・薩摩川内市様との間における土地利用に係る契約は現時点でございません。複数案の一つとして掲載をさせていただいたものでございます。</p> <p>・土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。（候補地7か所の容量合計約470万m³に対し、発生残土量は約120万m³）</p> <p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事用車両の通行量に加えて、延べ約956台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念（準備書の残土量前提）があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。</p>
86	<p>② 計画では残土と書かれていますが、ここに捨てるのは土だけなのでしょうか。工事が出る石、木の株その他、土以外の物は混入しないのでしょうか。</p>	<p>伐採した樹木は分別し、根株については、土捨場盛立後の平場山側に集積・残置することで考えております。ただし、分別が困難な細かい根株等を含んだ表土については、根株を適当な長さに切断し、表土と共に盛土材として利用する予定です。</p> <p>なお、盛土の支障となるような大きな石については、破碎後盛土安定上の支障とならない箇所へ盛り立てることで考えております。</p>
87	<p>③ 「土捨場」を計画するにあたって想定し</p>	<p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じ</p>

	<p>た降水量はどれくらいでしょうか。線状降水帯、台風襲来時の 1H、24H、48H、72H の想定降水量を示してください。またそのように想定した根拠を示してください。</p>	<p>て、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。審査等の結果、準備書に掲載した土捨て場候補のいずれかを利用することとなった場合には、「鹿児島県 林地開発許可制度の手引」を基に、許認可管理者等との協議を通じて降雨強度を決定いたします。</p> <p>なお、排水設備流下能力の設計については、設定した時間雨量の雨がずっと降り続いた平衡状態において耐えうるように設計することになりますので、経過時間ごとに個別に累積雨量条件を設定することはありません。</p>
88	<p>④ 「土捨て場」の最下流部に沈砂池を設置すると説明されていますが、01～07 に設置される沈砂池の大きさについて各々具体的に示してください。</p>	<p>準備書でお示ししたものは、それぞれ以下となります。ただし、準備書でお示ししたものは仮設計に基づくものです。最終的な仕様につきましては、土捨て場の位置が確定した後、負担する流域面積を詳細に確認の上、「鹿児島県 林地開発許可制度の手引」などを基に、沈砂池容量・配置を決定し、林地開発等の許認可審査を経て、その妥当性を確認いただいたうえで工事をしてまいります。</p> <p>01：318m² 02：222m² 03：357m² 04：255m² 05：301m² 06：225m² 07：133m²</p>
89	<p>⑤ 01～07 の沈砂池に流れ込む集水面積はどのくらいでしょうか。各々具体的に示してください。</p>	<p>各土捨て場の集水面積につきましては、「10.1.2 水の濁り」に記載いたしました。具体的な数値は以下のとおりです。</p> <p>土捨て場 01：6.35ha 土捨て場 02：4.43ha 土捨て場 03：7.13ha 土捨て場 04：5.09ha 土捨て場 05：6.02ha 土捨て場 06：4.49ha 土捨て場 07：2.65ha</p>
90	<p>⑥ ③で示される想定降水量及び⑤の集水面積に対して、④で示される沈砂池の大きさが十分かどうか、専門家以外でも分かるように説明してください。</p>	<p>準備書でお示ししたものは、50m²/ha を目安に設定しています。最終的な仕様につきましては、土捨て場の位置が確定した後、負担する流域面積を詳細に確認の上、「鹿児島県 林地開発許可制度の手引」などを基に、沈砂池容量・配置を決定し、林地開発等の許認可審査を経て、その妥当性を確認いただいたうえで工事をしてまいります。</p>
91	<p>⑦ 「土捨て場」は捨てる量、面積が広大です。「準備書」ではその「土捨て場」の構造が分かりません。分かりやすく、図にするなどして説明してください。例えば、熱海土石流の解説では盛土の現場が 9～10 段の段々畑状になっている図がありました。</p>	<p>個別に図面をお示しできておりませんでした。準備書の図 2.2-4 の標準部の左側（盛土部分）に示した仕様となります。（約 5m 毎に小段を設ける予定です。）また、小段部分に排水路を設けたり、縦排水・法肩/法尻排水を設けることも検討いたします。最終的な仕様は、土捨て場の位置が確定した後、負担する流域面積を詳細に確認の上、「鹿児島</p>

		県「林地開発許可制度の手引」などを基に設計し、林地開発等の許認可審査を経て、その妥当性を確認いただいたうえで確定して参ります。
92	⑧ 計画している残土量と地形から考えて土石流災害が起きたら、貴社一社では責任を負えないと思うのですが、災害が起きたときの責任の所在と対処法をどのように考えているのでしょうか。あるいは、この計画において土石流災害は絶対起きませんと言い切れるのでしょうか。絶対に起きませんと言い切れるとしたらその根拠を具体的に示してください。	当然、災害が起きないように関係当局とも協議の上で出来る限りの対策施工を実施してまいります。万が一災害が発生した場合については、その事象の原因調査を行い、突き止めた原因あるいは調査結果を踏まえ、総合的に判断することになると考えております。なお、自然現象に対して「絶対」ということは言い切れませんが、とりわけ熱海の土石流災害については、原因は調査中と認識しておりますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。
93	⑨ 土石流災害に対処する保険はあるのでしょうか。あるとしたらその保険を利用するのか。ないとしたら想定される災害にどのように備えるのか、具体的に示してください。	土捨て場において万が一土砂災害が発生した場合の被害に対する資金手当ての手段の一つとして保険についても今後検討していくことになると存じますが、保険商品を除いた場合の資金手当ての手段としては、自己資金、銀行からの緊急融資、親会社融資などの手段が挙げられ、総合的に検討することになると思われます。
94	以上の質問の大部分は「準備書」段階での住民説明会において質問しようと考えていた項目で、本来はこの「意見書」を書くのに必要な貴社の回答と説明です。その回答をするにあたって「評価書」において説明します、などという見解を述べないようにしていただきたい。 「準備書についての意見の概要と当社の見解」において回答・説明していただきますよう、重ねてよろしく申し上げます。	上記の通り回答させていただきました。
95	II 風力発電機設置予定地から住宅までの距離が近すぎるという問題 1、下記に列挙する風力発電機設置予定地は最も近い住宅から1.6 km以内に立地します。2km以内についても言いたいところですが、1.6 km以内でもこれだけの設置予定地があります。これらの設置予定地は少なくとも2km以上、できれば3km以上離してください。同時 に出力の規模がもう少し小さいものにしてください。できれば柳山ウィンドファームク	準備書においては、メーカーから受領した4,300kWの風力発電機の騒音のパワーレベルや低周波音に係るG特性音響パワーレベルの資料を用いて、音の伝搬理論式に基づき寄与値を算定しています。 なお、経済産業省の「第21回新エネルギー発電設備事故対応・構造強度WG資料1-2」によれば、「技術開発により低騒音化が進展。最新の4MWクラスの風車は既存の3MW以下クラスと発生騒音が同程度」とされており、大型化に伴い、騒音も大きくなるということは

	<p>ラスの出力 2,300kW くらいにしてもらいたい。理由は――</p> <p>① 私の住む市内にある柳山ウィンドファームは、5m/秒以上の風が吹くと、1.5kmの距離で騒音（風切り音）が聴こえます。この騒音が夏の夜だったら睡眠に影響を与えるだろうなど実感します。</p> <p>② 4,300kW の出力の風力発電機はまだ日本では稼働していません。これが稼働した時、どれくらいの騒音（風切り音）が発生するのか、誰も確たることを言えないと思いますが、少なくとも2,300kW級の風力発電機が発する騒音より大きいだろうと、推測できます。</p> <p>《風力発電機設置予定地から最も近い住宅までの距離》</p> <p>阿久根市 〈米次地区〉 T11-1,500m T12-680m T13-975m T14-830m T23-1,070m T24-1,400m T25-1,300m 〈横ヶ倉地区〉 T19-1,170m</p> <p>薩摩川内市 〈中津俣地区〉 T22-1,195m T24-980m T25-1,025m 〈本俣地区〉 T03-1,680m T04-1,510m 〈宇都川路地区〉 T12-1,590m T13-1,580m</p>	<p>ございません。</p> <p>なお、健康被害のお声を頂戴した場合は、個別に現地状況の把握を目的とした調査やヒアリングをさせていただいたうえで、風車影響によるものである事が確認された場合は、専門家等の意見も踏まえながら、個別に対策を検討していきたいと考えております。</p>
96	<p>2、T-11～14、T-23～25 は阿久根市米次地区の飲み水、生活用水、事業用水の源です。T-03～05、T-11、T-22、T-24、25 は薩摩川内市藤川本俣の飲み水、生活用水の源です。これらのヤードはなるべく小さく、下流域の人たちの水に影響が出ないように配慮してもらいたい。</p>	<p>準備書に掲載した造成計画図の通り、弊社では改変面積の縮小を念頭に長方形のヤード設計ではなく、各地点の地形を十分に考慮した造成計画を行い、樹木の伐採量も低減した計画として参りましたが、今後の詳細設計を行うにあたり、頂いたご意見及び準備書の審査結果なども踏まえつつ、風力発電機の設置基数の削減や改変区域の縮小を検討してまいります。</p>
97	<p>Ⅲ 風力発電機設置予定地及びそこに至る資機材搬出入林道の新設・拡幅の切土・盛土によるヤード及び新設・拡幅林道の崩落、土石流の危険性</p> <p>「Ⅱ」で示した設置予定地から住宅までの近さは騒音、水の問題だけでなく、ヤード造成、基礎工事、搬出入林道の新設・拡幅のための切土・盛土による林道・法面崩落の危険性があります。またそれに伴う土石流も危惧されます。この問題は「Ⅰ」において実例を示した7.10北薩豪雨による林道・法面の崩落、小規模土石流を見れば明らかです。ここまで意見を述べてきて、率直に言ってこの事業計画全体に相当無理があると思います。紫尾山系の地形、地質・地層の問題まで言及する時間的余裕がありませんが、これら諸々の問題を考えあわせると、この事業計画は全面的に見直したほうがいいと思います。</p>	<p>盛土・切土の勾配については、ボーリング調査結果等を参考に現地地質状況を踏まえ、法面勾配を設定いたします。必要に応じて補強土壁などの適用も検討いたします。排水設備だけでなく、法面は緑化等の表面保護を行います。</p> <p>頂いたご意見及び準備書審査結果、その他関係法令を踏まえ、上記項目等の土砂災害対策を実施の上、推進してまいりたいと思っております。</p>

	最後に一点、景観の問題について述べます。	
98	<p>IV 景観について</p> <p>藤川天神からの景観についてです。</p> <p>「準備書」P1239 10.1.7-31 のモニタージュ写真において T-24、T-25、T-22 が表示されています。これは意識的に撮影場所をずらしたのでしょうか。この撮影場所から 20m 程西へ行くと、西郷隆盛の愛犬「つんの銅像」があります。その横に立ち真正面・北側を向きますと貴社の風況塔 M02 が見えます。M02 は風力発電機設置予定地 T11 にあたります。風況塔の高さは 60m と聞いています。予定されている風力発電機の高さはほぼ 2 倍半になります。これほど風力発電機の大きさと景観を思い描ける場所はありません。</p> <p>藤川天神は川内川流域県立自然公園の一部であり、地元住民にとっては神社を取り囲む自然環境とその景観を含めて神聖な場所です。</p> <p>藤川天神の自然環境と景観を壊す T11、T22、T24、T25 は風力発電機設置予定地から外すべきです。</p> <p>以上</p>	<p>藤川天神の臥龍梅は国指定天然記念物にも指定されており、多くの方々が梅の鑑賞に訪れる場所であると認識しております。そのため、景観写真は、藤川天神の梅園を鑑賞する境内の参道の中において、風力発電機が可能な限り植生等に遮蔽されず大きく視認できると推定され、梅の鑑賞の方向と風車の位置が重なる箇所から撮影しております。撮影場所は風車による景観の変化を皆様におわかりやすくご認識いただける場所を考えて設定しており、意図的に撮影場所をずらしたわけではございません</p> <p>また、ご指摘のとおり、藤川天神における周囲の環境に配慮するとともに、景観と併せその他の環境影響も勘案し、環境影響評価準備書に係る審査等も勘案した上で詳細設計を行い、風力発電機の配置を検討いたします。風力発電機の塗装についても、景観との調和を図るため明度・彩度を抑えた塗装を行う等の工夫により可能な限り景観への配慮に努めます。</p>

< 景観、事業計画（残土） >

意見書 33

意見	一般の意見	事業者の見解
99	<p>藤川天神から見える場所に風力発電の計画があると聞き、近くの風力発電所のプロペラが回る風景を思い出して残念に思いました。</p> <p>柳山の風力発電所まで見に行き、天神と予定されている風車と同じ距離離れて見ましたが、見える大きさが大きすぎます。</p> <p>藤川に計画されている風車はもっと大きなタイプと聞き、なおさら風景に対する影響を感じました。</p> <p>まるで灰色の巨人が山の上に立っているようで威圧感を感じます。</p> <p>天神様の静かな落ち着いた風景にはプロペラはあり得ません。見える場所には設置しないでください。</p> <p>山の上に計画している土捨て場についても、計画を知った住民の皆さんは一様に不安に思っています。</p> <p>地域役員の皆さんも土捨て場は反対と言っておられます。</p> <p>土を山の上に捨てないでください。土砂崩れなど災害が起きそうで怖いです。</p>	<p>藤川天神の臥龍梅は国指定天然記念物にも指定されており、多くの方々が梅の鑑賞に訪れる場所であると認識しております。そのため、ご指摘を踏まえ、今後も、藤川天神における周囲の環境に配慮するとともに、景観と併せその他の環境影響も勘案し、環境影響評価準備書に係る審査等も勘案した上で詳細設計を行い、風力発電機の配置を検討いたします。</p> <p>風力発電機の塗装についても、景観との調和を図るため明度・彩度を抑えた塗装を行う等の工夫により可能な限り景観への配慮に努めます。</p> <p>土捨て場に関しては、鹿児島県知事意見において、「建設残土の処分については、尾根にある谷部分を埋める方法にて実施しないこと」とのご意見をいただきましたが、その後の有識者との協議において「土砂災害リスクの低い範囲を事業者が選定した後に、改めて審査を行う予定。」と指導を頂いたことも踏まえ、準備書では万が一の災害発生時の影響を回避低減できると思われる土捨て場の設置案を複数立案しており、詳細設計や地権者を含む地元地域との協議を踏まえ、今後の環境影響評価に係る審査やその他の許認可要件を具備できる使用箇所限定する予定です。現在の集落における居住の現況等や生態系への影響も考慮し残土の縮減を図るとともに残土処理計画を検討します。</p>

意見	一般の意見	事業者の見解
100	<p>・土捨場の計画については地元住民にとって非常に抵抗がある。</p> <p>県北西部地震で多くのひび割れができた傾斜の急な山に大量の廃土が置かれると、雨のたびに熱海のような災害を恐れることとなる。そういった不安を取り除く意味でも設置すべきでない。</p> <p>土捨場 1～4 は山の中腹にあり上部の山からの雨水や林道からの排水が流れ下る位置に計画されている。</p> <p>降雨量の特により多い紫尾山系の山の中腹のそういった場所に土捨場を計画することは、下流の災害リスクを高めるので行うべきでない。</p> <p>先日の 7 月 10 日の大雨でも周辺ではがけ崩れ、沢からの土砂や岩石の流れ出し、沢部分の崩落などが発生している。</p>	<p>土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。（候補地 7 か所の容量合計約 470 万 m³ に対し、発生残土量は約 120 万 m³）</p> <p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事用車両の通行量に加えて、延べ約 956 台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念（準備書の残土量前提）があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。</p>
101	<p>・県道 46 号線の藤川上園の駐車帯や清流館は路線の休憩所としてドライブの休憩ポイントで紫尾山系の稜線が美しいビューポイントになっている。</p> <p>T22, 25, 11 が立てると山頂部分が 10m から 20m 削られ、建てられた風車がスカイラインを切断することになる。</p> <p>県の景観形成ガイドラインによる稜線を乱すことにあたると思う。景観の面で問題があるので計画から除外すべき。</p>	<p>稜線への風力発電機の配置には、様々なご意見があることは事業者としても認識しております。</p> <p>景観との調和を図るため明度・彩度を抑えた塗装を行う等の工夫により可能な限り景観への配慮に努めます。</p> <p>なお、対象事業実施区域南側における景観については、同地域の藤川天神において把握しております。</p> <p>今後、景観と併せその他の環境影響も勘案し、環境影響評価準備書に係る審査等も勘案した上で詳細設計を行い、風力発電機の配置を検討いたします。</p>
102	<p>・土捨場 1～5 の場所は土石流危険溪流に指定されている場所であり、その指定されている場所に最大 41 万 m³ から 112 万 m³ の廃土を置くことは下流の災害リスクを高めることにほかならない。</p> <p>現在の状態で土石流が発生しても 2km ほど下</p>	<p>ご指摘の通り、土石流危険溪流に該当するエリア内に土捨て場 1～5 は計画されている状況にございますが、H13 年 4 月 1 日より施行された土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域は除外した計画としてございます。土石流危険溪流については住民の方が土砂</p>

	<p>流の集落に被害が及ぶ確率は低いと思うが、土捨場を作った場合には土石流が発生すると膨大な量の土砂が流れ下ることになり、下流の集落に大きな被害を及ぼす恐れがある。地元住民にリスクを負わずような土捨場については計画から外し、地区外で処分すべきである。</p> <p>土捨場 6, 7 も急斜面で 7 の場所は雨で斜面も崩落しているような場所である。下流域の安全のためにも土捨場とするべきでない。</p>	<p>災害の恐れのある個所を確認し、土砂災害への備えや警戒避難に役立てるために、土砂災害防止法が施行される前に実施された調査結果(1/25,000 地形図を用いて土砂災害の恐れのあるエリアを概略的に示したものを)を国ないし県主導で公表されていたものですが、土砂災害防止法施行後に、より詳細な 1/2,500 地形図を使用し、かつ詳細な現地調査も含めて土砂災害警戒区域の整備がなされました。</p> <p>以上より、過去概略的に調査された土石流危険渓流などの分布に対して、より調査精度を向上させたいと指定したものが土砂災害警戒区域となっており、当社が準備書にてお示しした残土処理計画候補地点においては、土砂災害警戒区域は除外している状況でございます(砂防三法指定区域との重複もございません)。</p> <p>なお、今回の候補として挙げている土捨て場計画案は、土石流危険渓流となっている沢や河川の流域を変えてしまうような改変計画ではございません。林地開発などの許認可を経て、適切な排水・防災設備を設けることとなるので、今の渓流の状態から極力災害リスクを上げるような形とはしないよう計画いたします。</p>
103	<p>・土捨場 2 への道は大型ダンプなど通らない細い昔の作業道である。</p> <p>準備書には道路の改変計画の記載はなかったが土砂搬入はどのように行うのか。</p> <p>道路の工事を行うにも切り立った岩場などで、発生する土砂量も多くなると思うが。</p>	<p>詳細検討において、既設作業道活用の可否判断を実施し、利用可能である場合は、運搬車両通行に必要な幅員確保のための最小限の改変を検討いたします。</p> <p>また、既設作業道の利用ができない場合は、仮設作業道の整備を検討いたします。</p> <p>なお、土捨場の選定にあたっては、他の候補地や場外搬出等及びその環境影響等も含め、総合的に判断することとしております。</p>
104	<p>・景観写真では現状の写真と完成後のフォトモンタージュで比較され風車の立つ位置関係はよくわかりました。</p> <p>しかし広角レンズで撮影してあるため実際に撮影点から肉眼で見る風景とは大きく異なります。遠方の山は小さく写し出されており、それに伴いフォトモンタージュの風車も小さく書き込まれています。</p> <p>『自然環境アセスメント技術マニュアル』を参考に広角レンズで撮影と記載してあるが、マニュアルには見せ方も記載されているのに、そこは参考にはされないのでしょうか？</p> <p>写真を見せるにはレンズに応じて適正な写真サイズがあること。大きなサイズで見せることができなければ巻末資料に載せる。レンズを適正なもの(標準レンズ)に替えたり、写真の大きさを変える等と記載してあります。</p> <p>これらはカメラを触る人達にとって常識の</p>	<p>「自然環境アセスメント技術マニュアル」において、「焦点距離 28 mm もしくは 35 mm のレンズが人間の視野に最も近いとされている」と記載されております。そのため、景観写真は、レンズの焦点距離が 35 mm フィルム換算で 28 mm となるように撮影しました。</p> <p>また、印刷された紙面では実際の見え方とは異なるため、風車の見える垂直見込角についても計算し、「景観対策ガイドライン(案)」(昭和 56 年、UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会)の見え方に関する知見とともにお示し、評価させていただきました。</p> <p>なお、今後、景観と併せその他の環境影響も勘案し、環境影響評価準備書に係る審査等も勘案した上で詳細設計を行い、風力発電機の配置を検討いたします。</p>

	<p>話であり、準備書の景観写真を見ると故意に風車が小さく見えるようにしているのではと勘ぐってしまいます。</p> <p>NEDO マニュアルにも『現地で実際に見た時の視覚的認識にできるだけ近い状況を再現すること』となっていますので景観写真の修整をお願いします。</p>	
105	<p>・水質について、紫尾林道と林道山田藤川線の改変工事が複数箇所計画されているが、これらの工事箇所からの濁水は従来の林道の排水場所から流され処理されずに流れ下ることになる。</p> <p>従来の林道の排水箇所は大雨時には周辺の山水が流れ下る沢部分のあたる。そのため下草や表土もなく濁水が浸み込み浄化される要素は少なく下流域まで濁水が届く恐れが高い。</p> <p>道路改変工事を行うなら表土があり濁水の浄化を期待できる場所に新たな排水先を作るべきである。</p> <p>土捨場 1, 2, 3, 4 の沈砂池だが、土捨場は山の中腹に位置し、計画地の上を走る林道の排水や、さらに上の山の雨水が流れ込む沢の部分にあたる。</p> <p>そのため沈砂池への雨水の流入量は土捨場面積だけでなく周辺からの流入量を考慮したサイズとすべき。</p>	<p>道路の拡幅場所も含め、複数箇所の沈砂池を設け、濁水の流出を抑える措置を講じます。沈砂池の下流側にはさらに、しがら柵やふとんかごを設置し濁水の流出を低減します。</p>
106	<p>・紫尾山は九州百名山の山で年間を通じて登山客が訪れ、車で頂上近くに行けることからドライブに訪れる人も絶えない山です。</p> <p>その紫尾山から見下ろす山々に計画の風車が立つと、垂直見込角約4度の大きな風車から遠方の風車まで複数の風車群が視界の半分以上を占めることとなります。紫尾山からの景観は台無しとなります。</p> <p>人の訪れない山ならまだしも、紫尾山からの景観に風車群は影響が大きく計画の見直しを行うべきです。</p> <p>事業者は視点場からは建物があ見通せないように電柱や電線が視界に入るから影響はないと記載しているが山頂点からはそうであっても、山頂部は広い広場のようになっており訪れた人は見通しのきく場所を歩き回りながら風景を楽しんでいます。</p> <p>工作物があるから景色や風車は見えないというのは当てはまりません。</p> <p>山頂点の案内板には風車群が計画されている方向の案内もあり、少し移動するだけで川内川河口から長島への景観、東シナ海・甌島列島と目を楽しませてくれる素晴らしい景色が広がります。</p> <p>説明会では紫尾山に直接改変を行わないからいいというような説明をしています環境アセスの景観という項目を軽く見ているようで残念です。</p>	<p>紫尾山からの景観写真は、山頂部の広場において、最も風力発電機を多く視認できる箇所より撮影しました。加えて撮影場所は放送施設の脇の足場の不安定な草むらの中にあり、通常利用される案内板付近からは放送施設において遮蔽されることから、利用者の主要な眺望方向とは重複しないと考えております。</p> <p>紫尾山からの風力発電機の見え方には、様々なご意見があることは事業者としても認識しております。景観との調和を図るため明度・彩度を抑えた塗装を行う等の工夫により、可能な限り景観への配慮に努めます。</p> <p>今後、景観と併せその他の環境影響も勘案して詳細設計を行い、風力発電機の配置を検討いたします。</p>
107	<p>・風車騒音については風車と住宅の距離が</p>	<p>準備書においては、メーカーから受領した</p>

	<p>1km以下のところもあり、集落とも1.5kmほどと非常に近い。風車も国内で実績のない大型のものということもあり事業者の予測通りになるのか住民は非常に不安になっている。</p> <p>特にN6・N7の測定地域は秋から冬にかけては季節風を山が防ぎ無風になる地域であり、山上で発生した風切音が降りてくればマスク効果がなく住民は風切音だけにさらされる恐れがある。</p> <p>事業者は4MWクラスであっても既存の3MWクラスの騒音レベルと同じと説明するが、長島の2MWクラスでも2km以内に住む住民からの音被害の声は高いとのアンケート結果が出ている。</p> <p>発電機の騒音は低減されていても実績のない大型風車の風切音の被害が想定されるので設置距離を見直してほしい。</p> <p>大型風車の実績のある欧州の規制値を参考に住宅とは2km以上離すべき。</p>	<p>4,300kWの風力発電機の騒音のパワーレベルや低周波音に係るG特性音響パワーレベルの資料を用いて、音の伝搬理論式に基づき寄与値を算定しています。</p> <p>なお、経済産業省の「第21回新エネルギー発電設備事故対応・構造強度WG資料1-2」によれば、「技術開発により低騒音化が進展。最新の4MWクラスの風車は既存の3MW以下クラスと発生騒音が同程度」とされており、大型化に伴い、騒音も大きくなるということはありません。</p> <p>なお、健康被害のお声を頂戴した場合は、個別に現地状況の把握を目的とした調査やヒアリングをさせていただいたうえで、風車影響によるものである事が確認された場合は、専門家等の意見も踏まえながら、個別に対策を検討していきたいと考えております。</p>
108	<p>・交通騒音について、交通量調査はR2の県道46号線で行われた。</p> <p>工事車両の増加は1.2倍ほどで影響はないとの事業者見解だった。しかし県道から入った市道の通行量は一日数台程度で、工事車両が市道を走行すれば爆発的な増加量となり、沿線の住宅や生活環境に大きな影響を及ぼすことが予想される。</p> <p>県道から市道に入っすぐには住宅や食堂のすぐ横を通る一車線の長い急坂があり工事車両の排気ガスや騒音や振動の被害が発生することが容易に想像される。</p> <p>市道と住宅との距離も近く、道路下側にも住宅があり建物への被害を引き起こす恐れも高い。</p> <p>これらの被害を受けやすい地域の調査は行われておらず、住民への影響も大きくなると思われるので工事車両の通行路線から外すべき。</p>	<p>予測に用いた交通量は、1ルートに全ての車両が通行する等を前提とした予測評価となっている他、風車基数をはじめ土工量なども最大量での前提となっております。今後の詳細設計において、風車基数や土工量縮減を行うほか、1ルートでの運搬等は行わず複数ルートに分散する他、徐行対策や安全対策等についても周知徹底した上での実施を行っていくものとなります。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、今後の審査において残土排出計画の方針を協議し、工事に係る詳細な計画を決定する際に生コンクリート車や残土運搬等の高利用路線となる可能性が高いと判断された場合は、工事の実施に係る大気環境（道路交通騒音、振動、降下ばいじん）について追加調査を検討いたします。また、工事中につきまちは交通量等の環境監視を実施し、影響の有無についても確認いたします。</p>

< 景観 >

意見	一般の意見	事業者の見解
109	<p>・藤川天神からの景観だが、準備書にはT22, 24, 25が見えると記載があり、T11は不可視とある。しかし境内から風力観測塔2が見えるという事はT11も見えるということ。</p> <p>担当者に問えば『参道の端からはT11が見えるが、参拝者が参道端にある銅像の方を向くとT11に背を向けることとなるのでT11が見えるとは言えない』となんとかとも理解しがたい説明を受けた。</p> <p>しかし観測塔は参道の端から参道中央の鳥居近くまで見えており担当者の説明には当てはまらない。</p>	<p>藤川天神の臥龍梅は国指定天然記念物にも指定されており、多くの方々が梅の鑑賞に訪れる場所であると認識しております。そのため、藤川天神の景観写真については、梅園の鑑賞の際の影響を考慮するため、藤川天神の梅園を鑑賞する境内の参道の中において、風力発電機が可能な限り植生等に遮蔽されず大きく視認できると推定され、梅の鑑賞の方向と風車の位置が重なる箇所から撮影いたしました。</p> <p>他方、T11などについては、ご指摘のとおり、ツンの銅像付近においては、駐車場の方向に</p>

<p>会社側の不可視の理由も担当者と同じ理由からなのか？ しっかりと景観の調査がされているのか疑問である。 T22, 24, 25 も見込角 3 度前後と大きく見え、国の天然記念物臥竜梅の観梅場所、参拝の場所の背景には非常に不適。 現在の藤川天神は周辺全体が木々や美しい山並みに囲まれた静かな場所であり、風力発電所は風景にそぐわない。 藤川天神から見える 4 基の風車は除外してもらいたい。</p>	<p>ある対象事業実施区域方向に風力発電機は視認されますが、主たる梅の鑑賞の方向とは重複はしないものとなっております。 今後、藤川天神における周囲の環境に配慮するとともに、景観と併せその他の環境影響も勘案し、環境影響評価準備書に係る審査等も勘案した上で詳細設計を行い、風力発電機の配置を検討いたします。 風力発電機の塗装についても、景観との調和を図るため明度・彩度を抑えた塗装を行う等の工夫により可能な限り景観への配慮に努めます。</p>
---	---

<事業計画（残土）、景観>

意見書 36

意見	一般の意見	事業者の見解
110	<p>土捨場 5 について下流の集落住民の懸念や不安を事業者担当に伝えたところ、担当者からは、土捨場 5 の計画地には保安林が含まれ、そもそも許可が出ない場所と説明を受けた。しかし準備書には記載されており、地元住民からの質問に対する事業者回答書(7 月 15 日付)にも、土捨場 5 を含む 7 か所に排土量の 4 倍の候補地を準備してあると記載してある。担当者の説明と会社側の回答が異なっており信用できない。 本当に保安林が含まれているのなら書面での調査さえずさんな計画と言え、7 月 15 日の会社回答で地域住民にそのことを伝えようとしてもしない会社の姿勢が見え隠れする。 保安林が含まれず担当者説明の間違いであるなら、不安を抱えている集落住民の計画への抵抗感をなくすために、そのような説明をしたのではないかと問われる。 保安林が含まれているのかいかなかったのか回答をお願いし、正確な説明や正確な準備書計画を示してほしい。</p>	<p>・土捨て場 5 については、保安林指定が為されている箇所での計画となっておりますので、大規模な残土処理利用としての許認可を頂くことが難しい可能性がございますが、関係当局と協議の上で、規模要件などの観点で部分的に認めて頂ける可能性なども考慮し計画案として示させていただいた次第です。 ・土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。(候補地 7 か所の容量合計約 470 万 m³ に対し、発生残土量は約 120 万 m³) 皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事用車両の通行量に加えて、延べ約 956 台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念(準備書の残土量前提)があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配</p>

		慮いたします。
111	<p>紫尾山は九州百名山の山で年間を通じて登山客が訪れ、車で頂上近くに行けることからドライブに訪れる人も絶えない山です。その紫尾山から見下ろす山々に計画の風車が立つと、垂直見込角約4度の大きな風車から遠方の風車まで複数の風車群が視界の半分以上を占めることとなります。紫尾山からの景観は台無しとなります。</p> <p>人の訪れない山ならまだしも、紫尾山からの景観に風車群は影響が大きく計画の見直しを行うべきです。</p> <p>事業者は視点場からは建物があり見通せないように電柱や電線が視界に入るから影響はないと記載しているが山頂点からはそうであっても、山頂部は広い広場のようになっており訪れた人は見通しのきく場所を歩き回りながら風景を楽しんでいます。</p> <p>工作物があるから景色や風車は見えないというのは当てはまりません。</p> <p>山頂点の案内板には風車群が計画されている方向の案内もあり、少し移動するだけで川内川河口から長島への景観、東シナ海・甕島列島と目を楽しませてくれる素晴らしい景色が広がります。</p> <p>説明会では紫尾山に直接改変を行わないからいいというような説明をしていますが環境アセスの景観という項目を軽く見ているようで残念です。</p>	<p>紫尾山からの景観写真は、山頂部の広場において、最も風力発電機を多く視認できる箇所より撮影しました。加えて撮影場所は放送施設の脇の足場の不安定な草むらの中にあり、通常利用される案内板付近からは放送施設において遮蔽されることから、利用者の主要な眺望方向とは重複しないと考えております。</p> <p>紫尾山からの風力発電機の見え方には、様々なご意見があることは事業者としても認識しております。景観との調和を図るため明度・彩度を抑えた塗装を行う等の工夫により、可能な限り景観への配慮に努めます。今後、景観と併せその他の環境影響も勘案して詳細設計を行い、風力発電機の配置を検討いたします。</p>

<事業計画（残土）>

意見書 37

意見	一般の意見	事業者の見解
112	<p>・残土 120 万 m³ の処分について、方法書審査では県知事から尾根の谷での処分を行わないようにと意見を出されながらも、準備書では谷部に捨てる計画をしてある。</p> <p>土捨場には多くの地区民が懸念を示しているので事業者に質問したところ、公共残土場がなかったことと、経済産業大臣の勧告がなかったためと回答をもらった。</p> <p>残土処分については公共だけでなく民間処分まで検討するべきではないのか。コストがかかるので谷へ捨てるでは地元住民は納得できない。</p> <p>土捨場については今回の熱海での土砂災害、人吉の線状降水帯の豪雨災害、数年ごとに発生する各地・北薩での大雨被害などを見ている住民にとっては神経質になる問題である。残土については谷に捨てずに持ち出してほしい。</p> <p>住民も県知事も懸念している土砂処分については環境省・経済産業省も住民が納得できる理由を示して意見してほしい。</p>	<p>土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。（候補地7か所の容量合計約 470 万 m³ に対し、発生残土量は約 120 万 m³）</p> <p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事用車両の通行量に加えて、延べ約 956 台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念（準備書の残土量前提）があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不</p>

		<p>十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。</p>
113	<p>・6/4 に準備書が公開され薩摩川内市の説明会が6/15 に開催されたが7/5 時点まで地元地区での説明会もなくその後の予定もなかった。</p> <p>意見書締め切りの7/19 が近づいても地元地域に計画内容を知らせる様子もないため、事業者担当に相談し説明会用準備書を藤川地区各戸に配布するよう求めた。7/8 には個人的に呼びかけた人たちに対する説明会を行ってもらった。</p> <p>本来は事業者自らが地元地域に積極的に説明をし理解を求めべきことなのに、説明資料の各戸配布を渋るなど消極的な態度は残念である。コロナの影響を言われるが一年以上前からの話であり、地元地区に伝える手段はいくらでも検討できたはずである。</p> <p>地区役員だけに説明し地区への説明を済ませたとすれば、計画への不満や問題が起きた時に地区役員が責任を問われかねない。地元地区説明をそのような形だけでやるのは事業者の怠慢である。</p> <p>事業者担当も意見書締め切り後でも意見を聞きますと言うが、環境アセスメントの手続きの、説明会の開催や一般意見の提出をどれほど軽く見ているのか透けて見える。</p> <p>地元地区の住民からも土捨場に亀裂があった話や、大雨時には土捨場が沢になる話、地質の弱い場所など様々な情報や意見などを聞いています。本来はそれらを拾い集め専門家や担当官庁に審査してもらうのが目的のはず。</p> <p>意見書締め切りまでに地元地区説明会は開催されなかったが藤川地区は風力発電計画の影響が大きい場所である。今後しっかりと地区住民に説明していただき住民意見を事業者だけでなく関係自治体や監督官庁まで伝えていただきたい。</p>	<p>・弊社といたしまして、(1)準備書公表の旨、(2)6月15日～18日にかけての各自治体における説明会を開催する旨、(3)ご意見を募集する旨の周知の方法として、新聞公告、広報誌での周知、自治体並びに弊社WEBサイトでの周知、各市町議会への直接周知、当社計画等に関連し地域住民の皆様により構成された特定民間団体への直接周知、関連地元地区長の皆様にご協力を頂き計画地隣接地元地区全戸への準備書説明会開催案内チラシ配布等を行うなど、取り得る手段を用いて可能な限りの周知対応をさせていただきました。</p> <p>・上記を背景として、当日会場にお越しいただきました皆様へは事業概要・アセス調査評価結果等についてご説明をさせていただいた次第です。</p> <p>・なお、説明会開催是非もさることながら、説明会会場について新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から公共施設（東郷公民館、風テラスあくねなど）における実施の制限があったことも申し添えます。</p> <p>・地元地区単位における説明会類の開催につきましては、昨今の新型コロナウイルスの状況も鑑みつつ、関連地元地区長の皆様との協議・相談を前提として、原則デマンドレスポンス型にて対応を行っております。</p> <p>・東郷町藤川地区につきましては、地元地区長様より各集落の役員の皆様へ2度に渡り集落単位での開催要望があればお問い合わせを頂きたい旨をご周知頂いていたと伺っております（薩摩川内市内の地区コミュニティセンターも公共施設の一部に該当することから、大規模人数を集めての集合型説明会開催については各種制限があるものと理解しております）。</p> <p>・上述のような各種背景等が十分にお伝えできていなかった点はあったものと存じますが、2021年7月に入って以降、個別にご意見主様を始めとした住民の皆様より頂きましたご要望等を踏まえ、2021年7月7日に地元地区長様のご協力も頂き準備書説明会にて配布した説明資料類一式を東郷町藤川地区全戸（130戸）へ配布させていただいた他、</p>

		<p>2021年7月8日に藤川天神の敷地内施設をお借りする形で個別説明会を開催させていただいた次第です。</p> <p>・また、2021年7月8日の説明会の際にご参列された住民の皆様より書面にて頂戴した各種ご質問一覧（46問）に対する弊社回答を2021年7月15日にご質問主の方へ直接ご提出させていただいた次第です。なお、当該回答文書については、7月15日以降、自治体関係者並びに地元地区長様へも共有させていただいた次第です。</p> <p>・準備書における意見募集期間は法令上定められた期間の設定がございしますが、今後も引き続き地元地区長の皆様と協議のうえで、適宜説明会の開催なども対応して参る所存でございします。</p>
--	--	--

<景観、事業計画（残土）>

意見書 38

意見	一般の意見	事業者の見解
114	<p>今の藤川天神は周囲を山々に囲まれ人工物は見えません。</p> <p>その藤川天神から2.5kmの位置の尾根を削り150mの風車を建てて影響がないと言うのは全くおかしいです。</p> <p>景観を壊し影響が大きすぎます。</p> <p>そのような計画はしないでください。</p> <p>土砂捨て場の計画も集落の2kmほど上側の場所では、万が一土石流などが発生したら集落に大きな被害が及びます。</p> <p>そのような場所に置くのではなく、持ち出してください。</p> <p>低コストで事業を行うために地域住民に災害リスクや災害不安を押し付けしないでください。</p>	<p>・藤川天神の臥龍梅は国指定天然記念物にも指定されており、多くの方々が梅の鑑賞に訪れる場所であると認識しております。そのため、ご指摘を踏まえ、今後も藤川天神における周囲の環境に配慮するとともに、景観と併せその他の環境影響も勘案し、環境影響評価準備書に係る審査等も勘案した上で詳細設計を行い、風力発電機の配置を検討いたします。風力発電機の塗装についても、景観との調和を図るため明度・彩度を抑えた塗装を行う等の工夫により可能な限り景観への配慮に努めます。</p> <p>・土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。（候補地7か所の容量合計約470万m³に対し、発生残土量は約120万m³）</p> <p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事用車両の通行量に加えて、延べ約956台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念（準備書の残土量前提）があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。</p>

		<p>当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。</p>
--	--	--

< 景観 >

意見書 39

意見	一般の意見	事業者の見解
115	<p>・私たち地元住民にとって藤川天神という場所は、神様のおられる神聖で特別な場所です。</p> <p>緑の山に囲まれ静かで心穏やかになる祈りの場所なのです。</p> <p>近くの風力発電所まで案内してもらい天神様から計画されている風車と同じ距離に立つ風車を見ました。</p> <p>とても大きく見えることに驚きました。</p> <p>天神様から見える山の上にそれらが4つも見えるようになるのは背景として非常に問題があります。</p> <p>天神様の神聖な雰囲気壊します。</p> <p>天神様は遊園地のような場所ではないのです。</p> <p>一社の企業利益のために地元住民の大切な場所の雰囲気を壊さないでほしいです。</p>	<p>ご指摘のとおり、藤川天神は皆様にとって重要な場所であると認識しております。そのため、景観の調査地点や人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点として選定させていただき、予測、評価をさせていただきました。</p> <p>ご指摘を踏まえ、今後も藤川天神における周囲の環境に配慮するとともに、景観と併せその他の環境影響も勘案し、環境影響評価準備書に係る審査等も勘案した上で詳細設計を行い、風力発電機の配置を検討いたします。</p> <p>風力発電機の塗装についても、景観との調和を図るため明度・彩度を抑えた塗装を行う等の工夫により可能な限り景観への配慮に努めます。</p>

意見	一般の意見	事業者の見解
116	<p>・以前、風力発電の説明を聞いて藤川の上には2,3本立つのかと思っていたら、たくさんの風車が本俣の上から宇都の迫の上まで立てられると聞き驚きました。</p> <p>また、どこにもないほどの大きさの風車で、山頂を大きく削る計画など地元住民としては非常に不安であり、不満でもあります。</p> <p>風車が計画されている尾根は山並みが美しく遠くからも眺められ、周辺に住む人たちが見慣れた美しい風景です。その風景の尾根の標高は400mから600mくらいですが、その山頂を10mから20mも削りとり、150mの風車を複数立てる計画には大企業の横暴さを感じます。</p> <p>また藤川の山に土捨て場を計画しているそうですが、急傾斜の山に大量の土を置けば降水量の特に多い地域なので、伊豆のような災害が起こる恐れがあります。</p> <p>たとえ起きなくても下流に住む住民は恐れながら生活することになるのでやめてほしい。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。ご意見主様を含む地元地域にお住いの皆様より頂戴した各種ご意見等を踏まえ、景観や残土処理の観点を含め環境影響評価準備書に係る審査並びに各種関係法令に係る協議を通じながら適切な事業計画となるよう検討をして参ります。</p> <p>なお、土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。（候補地7か所の容量合計約470万m³に対し、発生残土量は約120万m³）</p> <p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出した場合、既存の生コン車などの工事用車両の通行量に加えて、延べ約956台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念（準備書の残土量前提）があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。</p>

意見	一般の意見	事業者の見解
117	<p>A: 対象地域の改変面積等について</p> <p>準備書によると改変面積は、約84.7haにも及ぶとされている。その内訳は、ヤード・変電所が約16.6ha、管理用道路が約32.1ha、土捨て場が約36.0haである。これにより発生する残土は約120万立方メートルとしている。</p>	<p>数値は準備書に記載の通りです。ただし、準備書にも記載させていただきました通り、土捨て場36.0haについては、発生土量よりも多くの処理容量を備えた候補地すべての面積の合計となります。</p>
118	<p>（地質と地形）</p> <p>当地域の東側は新第三紀の貫入新期花崗岩類およびその風化帯で、西側は白亜紀後期の</p>	<p>事前のボーリング調査においては、砂岩・頁岩の互層や花崗岩を確認しており、ご指摘の地質状況が存在すると事業者としても認識</p>

	<p>四万十層群である。地形的に見ると、長期間の浸食により急峻な傾斜と痩せ細った尾根部からなる。何故、このような地形になっているかと言えば、四万十帯は付加体でスランプ構造により、非常に脆く崩れやすい砂岩・頁岩の互層である。また、露出した花崗岩類は厚く風化しさらさらと崩れやすい。この紫尾山系は常に小規模な斜面崩壊を繰り返し、微妙なバランスを取りながら現在の急峻な地形を造り上げてきた。</p> <p>微妙なバランスを保っている所へ、上記のような大規模の地形改変を行い、大型構造物を建設することは、非常に危うい結果をもたらす事が予想される。</p>	<p>しております。このため、同地質箇所における造成においては、ボーリング調査結果も踏まえ、切土の安定勾配を検討し、その確保に努めます。</p> <p>風車本体については、風車地点ごとにボーリング調査を実施し、各風車位置で支持層を確認し、当該支持層にて確実に構造物を支持できるように設計いたします。加えて、施工時においても、設計通りの支持層となっていることを確認するようにいたします。</p>
119	<p>(現地土砂崩壊：7月16日現在)</p> <p>T01の東北東800mの堀切峠では、平八重(出水市)に下る谷部に面した真砂化した風化花崗岩の法面が大きく崩れている。</p> <p>T14の予定地の西側斜面の林道では、1月の段階で1kmほど進んだ地点で路面は大規模に崩壊し徒歩で進むことすら危険になっている。</p> <p>土捨て場07に面する紫尾林道は、6月および7月初旬の大雨で路面が全面崩壊し通行止めになっている。ここは旧谷地形に盛土して道路を作ったもので、谷部の通水用管があるにも関わらず、その周囲から崩れている。</p> <p>横座トンネルの上にあるT23と変電所の間で三文字では、排水口からの流水でその北側斜面が崩れており非常に危うい状況である。</p> <p>林道藤之元線は、榎段から数百m入ったところで、約100mに渡り谷部に地すべりで道路が割れ通行に支障をきたしている。</p> <p>薩摩川内市藤川の本俣地区から土砂捨て場04に上る道は、途中で土砂崩れにより通れなくなっている。</p> <p>土砂捨て場02の上部の林道山田本俣線は土砂崩れのため不通になっている。</p>	<p>真砂化した箇所の崩壊との情報提供ありがとうございます。ご指摘の通り、風化により崩壊しやすい性状となっている地質が存在することは事業者としても承知しております。このため、同地質箇所における造成においては、ボーリング調査結果も踏まえ、切土の安定勾配を検討し、その確保に努めます。</p>
120	<p>(熱水変質作用による風化)</p> <p>長谷川修一(地質学的視点による地すべりの診断：SABO vol.90 Apr. 2007)によると、西日本外帯において現在地表に露出している花崗岩体は氷山の一角で、地下には大規模な花崗岩体が伏在しており、これらの岩体から出る熱水により地下深部の粘土化が進んでいるという。そして薩摩半島西部から甌島付近も、中期中新世花崗岩体の存在が推定されている(長谷川・大野、2006)。</p> <p>榎段から紫尾林道に上がる三文字から100m程の所に在る橋から北を見ると、先日大雨で川の護岸がえぐれているが、川の中に白い花崗岩らしき転石がある。これは林道藤之元線に沿う溪流から流れてきたもので、花崗岩体の伏在を示している。</p>	<p>事前に実施したボーリング調査においても、表層ではない層に一部風化層が存在することを確認しております。他方、表流水をうまく処理できずに多量の雨水が浸透し、地すべりの起点となりうる層に到達した場合に、地すべりのリスクが大きく増大するものと考えておりますので、そのようなことが発生しないよう、林地開発許可に基づく排水設備の拡充を図ることで、対策を実施してまいります。さらに、詳細設計を通じた土量の削減や場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出した場合、既存の生コン車などの工事用車両の通行量に加えて、延べ約956台/日分の大規模車通行数が増加するといった懸念(準備書の残土量前提)があり、このことにより道</p>

	<p>準備書を見ると、空中放射線量は鶴川内、大川中、泊野、定之段が高く、吉川の2倍の線量を示している。一般的に空中放射線量は花崗岩地帯が強く、この数値はこの地域の地下に広大な量の花崗岩体が伏在していることを示している。</p> <p>土砂捨て場 06 の東端で、丸太切り出し用の空き地の四万十累層群砂岩・頁岩互層の露頭を見ると、スランプ構造をなし頁岩の部分は茶色く風化している。これは麓の出水地区では見られない。通常は地表面から風化するが、ここでは砂岩層の下位に位置する頁岩層も含めて頁岩層が選択的に風化している。これは正に紫尾山系に貫入している花崗岩体の熱水作用によるものではないか。そうであればこれらの風化は地下深くまで存在し、斜面崩壊や地すべりなどに大きな影響を与えることになる。</p>	<p>路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。</p>
121	<p>(降雨と斜面崩壊)</p> <p>このような山地の尾根部に、84.7haにも及ぶ切り土および盛土を行う計画である。線状降水帯が形成され大量の降雨があれば、斜面崩壊が起こることは必至である。</p> <p>現に2005年7月には紫尾山頂の4.5日間の雨量は1200mmに達し、その下流域で出水市を流れる米ノ津川では大洪水を起こした。今年も7月3日に線状降水帯が発生し、出水市を初め薩摩川内市など避難指示が出された。今や数日間の間には400mmの豪雨がある事は常態化しつつある。</p>	<p>自然現象は近年激甚化しており、河川への影響が大きくなってきております。</p> <p>排水設備流下能力の設計については、「鹿児島県 林地開発許可制度の手引」を基に、許認可管理者等との協議を通じて降雨強度を決定します。そして、排水設備の設計上はその時間雨量の雨がずっと降り続いた平衡状態において耐えうるように設計することになります。</p>
122	<p>(薩摩川内市藤川大久保の斜面崩壊)</p> <p>藤川天神から横座トンネル方面に約1km行った道路対岸の南側山地で傾斜33°の裸地斜面が、長さ約100m、幅数m、崩壊深度は1~3m程で崩壊している。木を切り裸地にすると、このような崩壊が起こることを示している。</p>	<p>ご指摘の箇所の崩壊状況については弊社としても確認したところでございます。ご指摘の箇所の崩壊前の状況については把握ができておりませんが、当事業における造成においては、排水・防災設備の適切な配置、地質に応じた法面勾配の設定を通じ、対策を実施してまいります。</p>
123	<p>(斜面崩壊の危険性が大きい)</p> <p>準備書によると、T07~T09間、T14、T18・T19、T16・15、横座トンネル米次側入り口からT12、林道藤之元線の一部で、新に搬入道路が計画されている。特に横座トンネルからの新規造成道路は、周辺地域は現在でも崩壊がひどく、裸地斜面の傾斜が35°になり非常に崩壊の危険性が高い。</p> <p>これらの地域はこれまでに述べてきたように極めて地質的に脆く、容易に斜面崩壊が起こり、工事そのものに支障をきたすと考えられる。</p> <p>新たな道路を作ることは最小限に留め、崩壊の危険性を避けて欲しい。</p>	<p>準備書に記載の計画は、資材搬入ルートや造成計画共に想定される最大での工事計画をお示しさせて頂いております。今後、皆様から頂いたご意見並びに準備書審査等を踏まえ、適切な計画を策定して参ります。</p>
124	<p>(準備書から各土砂捨て場の様子を調べる)</p> <p>土砂捨て場 01・02 および 06・07 周辺の地質は四万十累層群で、その地層は南北走向で西</p>	<p>土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂</p>

	<p>に 60°～70° 傾斜している。また、03～05 は風化花崗岩である。</p> <p>各土捨て場の項目を地図上から推定する。長径：埋め立て地の最上部から最下部までの距離、最大幅：長径にほぼ直交する方向の距離、高度差：最上部から最下部までの高度差、谷傾斜：長径に対する高度差の角度、最大厚：予定される埋め立て表面から旧谷部までの深さ、である。06 はH形をしており、横軸の距離を最大幅とした。土捨て場と沈砂池の面積は準備書から使用した。(m²は平方メートルのこと)</p> <p>非常に広大な土捨て場である(合計 36.0ha)。長径が約 250～480m、最大幅が 180～340m、高度差は 45～140m、土盛りの最大厚さは 25～45m に達する。これだけの量の土砂が谷部を覆うことは、例えば法令による土留・水抜きなどの対策をしても、400m を越える豪雨の際には土石流災害が危ぶまれる。</p> <p>(注：添付されていた表はお示ししていません)</p>	<p>災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。(候補地7か所の容量合計約 470 万 m³ に対し、発生残土量は約 120 万 m³)</p> <p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出や盛土厚が高大とならないよう検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事用車両の通行量に加えて、延べ約 956 台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念(準備書の残土量前提)があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。</p>
125	<p>(結論)</p> <p>静岡県熱海で引き起こされた土石流のように、溪流の谷部に埋め立てられた大量の土砂が、例えきちんとした方法でなされていても、想定外の事態が発生しないとも限らない。地域住民としては、極小の範囲内で収まるようにお願いしたい。</p>	<p>準備書でお示しした造成計画図面の通り、ヤード形状を長方形ではなく、地形に合わせた形状とすることで、土量の縮減を図ってまいりました。加えて、今後の詳細設計においては、準備書審査結果等も踏まえつつ、取付道路ルートの詳細検討などを通じて、さらなる土量縮減を検討いたします。</p>
126	<p>B: 超低周波音について (周波数特性と 1/3 オクターブバンド法)</p> <p>1/3 オクターブバンド法は、10Hz 以下では代表点の大きさだけを表し、それからずれた周波数は正しく表現されない。周波数成分を正確に捉える高速フーリエ変換分析法を使うべきである。</p>	<p>測定機については、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成 12 年)に基づき、JIS C 1513:「音響・振動用オクターブ及び 1/3 オクターブバンド分析器」に適合した機材を用いて測定しています。</p>
127	<p>(人間の耳が感じる様々な特性)</p> <p>人間の耳は音のみを感じているのではない。三半規管で回転覚、前庭で平衡覚、蝸牛で聴覚を感じると言われるが、前庭から蝸牛に入るところに卵形囊・球形囊があり、ここで低周波音に反応する。この低周波音は耳に聞こえる音としてではなく、圧迫感・振動感として感じ、不眠・めまい・頭痛・肩こりなどを引き起こす原因となる。</p>	<p>低周波音の評価については、ISO-7196:1995 に示される「超低周波音を感じる最小音圧レベル」は 100 デシベルとされており、超低周波音の G 特性音圧レベルの予測結果は最高でも 73 デシベルであり、100 デシベルを十分に下回っております。なお、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成 29 年、環境省)によれば、「全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果からは、20Hz 以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回り、また、他の環境騒音と比べても、特に低い周波数成分の騒音の卓越は見られない。」とされており。</p>
128	<p>(風車騒音と睡眠障害)</p> <p>ヨーロッパの研究で、風車の近くに住んでいる人の睡眠障害が「転居したら治る」こととの極めて強い因果関係を証明した。耳鼻科で</p>	<p>風力発電施設の稼働後に、騒音について環境監視を計画しています。なお、健康被害のお声を頂戴した場合は、個別に現地状況の把握を目的とした調査やヒアリングをさせてい</p>

	は、音が前庭を刺激して「めまい」が起こる事は「チュリオ現象」と言われる。	ただいたうえで、風車影響によるものである事が確認された場合は、専門家等の意見も踏まえながら、個別に対策を検討していきたいと考えております。
129	<p>(超低周波音と健康被害)</p> <p>元札幌医科大学講師の山田大邦氏(生物物理学)によると、北海道石狩市で既に建設され運転している風車の低周波音を、2014年6月から3年半に渡って測定した。その結果は、環境省が示す「参照値」を上回る事例が測定され、周辺住民の訴える睡眠障害、頭痛などの健康被害との関連性を実証した。</p> <p>また、2007年末に稼働した東伊豆の別荘地では、直後から住民の中に健康被害が続出した。団地自治会が企業と交渉し、夜間に住宅直近の3基を停止したり2基の回転数を4割減らした。それにより、直近住民の睡眠障害や頭痛・イライラは改善されている。</p> <p>和歌山県由良町では1990kWの風車から1.3kmの地点に住む住民が、「辛い時には夜中に起きて遠く離れたコンビニの駐車場まで行って寝る」というような事例がある。また、2km離れた住民も「恐ろしい音が地面から柱を伝って入ってくる」という。</p>	風力発電施設の稼働後に、超低周波音について環境監視を計画しています。なお、健康被害のお声を頂戴した場合は、個別に現地状況の把握を目的とした調査やヒアリングをさせていただいたうえで、風車影響によるものである事が確認された場合は、専門家等の意見も踏まえながら、個別に対策を検討していきたいと考えております。
130	<p>(鹿児島県長島町の疫学調査結果)</p> <p>久留米大学医学部の石竹達也氏は2013~2015年まで、長島町で風力発電による低周波音・騒音の長期的健康影響に関する疫学研究を行った。長島町には2400kWx21基の風車があるが、最近接風車までの距離が1500m迄は離れると睡眠障害の割合が有意的に減少しており、騒音・低周波音との関連性を裏付けている。</p>	風力発電施設の稼働後に、騒音・低周波音について環境監視を計画しています。なお、健康被害のお声を頂戴した場合は、個別に現地状況の把握を目的とした調査やヒアリングをさせていただいたうえで、風車影響によるものである事が確認された場合は、専門家等の意見も踏まえながら、個別に対策を検討していきたいと考えております。
131	<p>(設置予定地と住宅までの距離)</p> <p>準備書から風車建設予定地と住宅までの距離を見る。</p> <p>阿久根市米次地区では、T12・13・14がいずれも1km以内、T11・23・24・25が1.5km以内となっている。薩摩川内市中津俣地区では、T22・24・25が約1kmである。</p> <p>本俣地区・宇都川路地区では、T12・13が約1.5kmとなっている。長島町の定格出力が2400kWである事を考えると、4200kWの風力発電ではその騒音・低周波音の及ぼす影響は大きくもっと遠方まで伸びる可能性が大きい。</p> <p>また、長島町では島の中央部に設置され騒音・低周波の広がり放射状であるが、阿久根・薩摩川内市のこれらの地区は周囲を山に囲まれた谷間に位置し、山腹に反射して定常波になり影響が増大することが懸念される。</p>	<p>準備書においては、メーカーから受領した4,300kWの風力発電機の騒音のパワーレベルや低周波音に係るG特性音響パワーレベルの資料を用いて、音の伝搬理論式に基づき寄与値を算定しています。</p> <p>なお、健康被害のお声を頂戴した場合は、個別に現地状況の把握を目的とした調査やヒアリングをさせていただいたうえで、風車影響によるものである事が確認された場合は、専門家等の意見も踏まえながら、個別に対策を検討していきたいと考えております。</p>
132	<p>(住民の居住域へ影響ある風車設置は止めて)</p> <p>洋上発電では、ヨーロッパでは岸から40km以</p>	超低周波音については、経済産業省の検討会において、「一般的な事業内容について設定される参考項目において、超低周波音の考慮

	<p>上離し、ベルギーでは 22km 以上離さないと言 許可は出ないという。 WHO は 1999 年に、「A 特性騒音レベルによる 評価は不適切である」「低周波が多く含まれ る騒音に対しては、より低いガイドライン値 が推奨される」「低周波は低い音圧レベルで も休息や睡眠を妨害する可能性がある」とい う知見を出したと言われる。 これらの国際的な知見を考慮して、低周波の 影響があると考えられる風車の設置は止め て欲しい。</p>	<p>を要するものではない。」とのことから、環 境影響評価の参考項目から削除されており、 また、超低周波音に係る圧迫感や振動感を感 じるレベルでは全ての地点で「よく分かる。 不快な感じがしない」レベルを大きく下回っ ております。なお、健康被害のお声を頂戴し た場合は、個別に現地状況の把握を目的とし た調査やヒアリングをさせていただいたう えで、風車影響によるものである事が確認さ れた場合は、専門家等の意見も踏まえなが ら、個別に対策を検討していきたいと考えて おります。</p>
133	<p>(地域社会の発展と福利を考慮して) 江戸時代に琵琶湖湖畔や京都で活躍した近 江商人がいる。彼らには次のような哲学があ った。「① 売り手よし② 買い手よし③ 世 間よし」 売り手の都合だけで商いをするのではなく、 買い手が心の底から満足し、さらに商いを通 じて地域社会の発展や福利の増進に貢献し なければならない、というものである。 これを現代の電気事業に当てはめると、売り 手は「企業」、買い手は「市民」、世間は「地 域」となる。この「三方よし」の哲学に基づ き、地域の声を十分に聞き地域社会の発展や 福利増進が叶うよう、計画に反映させて欲し い。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。ご質 問者様を含む地元地域にお住いの皆様より 頂戴した各種ご意見等を踏まえ、環境影響評 価準備書に係る審査並びに各種関係法令に 係る協議を通じながら適切な事業計画とな るよう検討をして参ります。</p>

意見	一般の意見	事業者の見解
134	<p>特別天然記念物に指定されているツル類のこと</p> <p>『準備書』の内容：第4章の専門家へのヒアリング(299ページ)において「ツル類の越冬期間中には、念のためツル類にも留意した方が良い。当該地域ではツル類がどのような飛行ルートで移動するのかわからない。薩摩川内市斧淵等、3箇所程度で越冬していることはわかっている。但し、出水市とさつま町を毎日行き来しているものではない(後略)」と明記してある。これは『配慮書』段階での記録である。また、390ページには『方法書』段階の聞き取りが示してある。この二つの記載をもとに「ツル類は確認されなかった」(665ページ)が導いてある。</p> <p>意見：この専門家からの聞き取りでは、ツル類について現状認識の不十分、とりわけ歴史的な変遷への理解が欠落しており、「環境の保全」を検討する材料にはなりえない。特別天然記念物「鹿児島県のツルおよびその渡来地」についての認識が不十分、かつ誤っているので、数シーズン以上の観察記録作成が望まれる。</p>	<p>ツル類の調査について、鳥類調査の調査範囲は対象事業実施区域から300mの範囲を設定しましたが、ツル類の飛行の有無を確認するため、希少猛禽類調査における調査範囲である1.5kmの範囲でもツル類の有無に留意して観察しました。調査期間である約2年間、ほぼ毎月調査しましたが、その間に対象事業実施区域の上空をツル類が通過することは一度もありませんでした。ツルは夜明けからねぐらから飛び立ち、日の入頃にはねぐらに戻るということを認識しており、ツル類の渡り時期や越冬期間中は、日の出・日の入り時刻を含む観察にも努めました。希少猛禽類調査では、クマタカを1,000回以上確認しています。クマタカは森林性の猛禽類であり林内で主に生活しあまり飛翔しないことから観察は容易ではありません。一方、ツル類はクマタカと比べて確認しやすい種であり、調査範囲内を飛翔したら見落とすことはないと考えています。</p> <p>以上のことから、対象事業実施区域の尾根上は、ツル類の主要な移動ルートではないと考えています。</p>
135	<p>参考資料：ほぼ同じ地域において風力発電建設を計画している他者(社)の『準備書』を含めて、ツル類に関する観察記録のいくつかを示しておきます。</p> <p>ツル類の渡来地は出水市荒崎地区が指定時の本来的な地域であり、東干拓地は付け足されたものである。この数年、渡来地でのネグラ(荒崎と東干拓地)が密集してきており、ネグラならびに渡来地の分散化が、ツル保護にあたっての重要課題のひとつになっている。保護実務をおこなっている環境省、出水市などの担当者の直面事項である。</p> <p>この渡来地(ネグラ)から紫尾山系を超えて南方向、東方向に動いていることは、日常的に目視できることからひろく知られている。なので、他者(社)の『準備書』においても、数名の専門家からの聞き取りなどをもとに、観察記録として明示してある。この書には、ツルの飛行高度はM(ブレード回転域)が多数となっている。ツルの山越えは、尾根すれすれであることは、朝、夕の群れ飛翔行動を見ていれば納得できる事柄である。ツルの分散化の段取りのひとつとみられる「紫尾山越え」(川内川流域との往来、南行北帰)の実態把握は、重要である。</p> <p>(付) ツル類は確認されなかったという結論は、鷲を鳥と言い張ることに等しい。</p>	<p>ツル類については、上記のとおり調査期間である約2年間、ほぼ毎月調査しましたが、確認されませんでした。また、他社様は2か所の対象事業実施区域があり、弊社の対象事業実施以外の地域の調査結果も含まれている可能性もあり、単純に比較できるものではないと考えております。</p> <p>他方、ツルを含む鳥類のブレード等への接触に係る事後調査を行い著しい影響が生じると判断した際には、専門家の指導や助言を得て環境保全措置を講じます。</p>

意見	一般の意見	事業者の見解
136	<p>本俣、中津俣は薩摩川内市の水源地であり、中津俣保の山頂の広葉樹林等を伐採することによって、補水率が変わり、水源地の水の水質に影響はないのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・森林には水源かん養機能など様々な機能があり、地域の皆様にとって非常に重要なものと捉えています。 ・準備書に掲載した造成計画図の通り、弊社では改変面積の縮小を念頭に長方形のヤード設計ではなく、各地点の地形を十分に考慮した造成計画を行い、樹木の伐採量も低減した計画として参りましたが、今後の詳細設計を行うにあたり、頂いたご意見及び準備書の審査結果なども踏まえつつ、風力発電機の設置基数の削減や改変区域の縮小を検討してまいります。

意見	一般の意見	事業者の見解
137	<p>計画地周辺は閑静な山合の自然豊かな地域です。そのような地域で基準値以下の音量であっても人工的で一定の周期で繰り返される羽根が風を聞かされる状況はストレスとなり、健康被害も懸念されます。</p> <p>また、羽根の回る音、低周波を嫌い、イノシシや鹿など害獣が山裾に下りてきて梅園が荒らされる恐れがあります。ちなみに、藤川天神の境内地には約 300 本の梅園があり、一部は国の天然記念物に指定されています。開花時期や正月には多くの参拝者も訪れる由緒正しい神社です。景観的考えて神聖な境内から風車が見えることは景観を損ないます。</p> <p>地形、地質につきましては、説明会で地盤調査を行い問題がなかったとの事でしたが、計画予定地の北薩地方では、7 月 10 日に記録的豪雨が観測され所々で土砂災害も発生しました。このような場所で工事を行うことが本当に安全といえるのでしょうか。もっと厳格な調査を踏まえて、計画の見直しをお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電施設の稼働後に、騒音について環境監視を計画しています。なお、健康被害のお声を頂戴した場合は、個別に現地状況の把握を目的とした調査やヒアリングをさせていただいたうえで、風車影響によるものである事が確認された場合は、専門家等の意見も踏まえながら、個別に対策を検討していきたいと考えております。 ・シカやイノシシ等については、薩摩川内市においては、「薩摩川内市鳥獣被害防止計画」が策定され、捕獲や防護柵設置等の取り組みが進められていると認識しております。 また、弊社の他の風力発電施設の設置地域においては、獣害は寄せられておらずは風車の設置によって獣害が増えるとの直接の因果関係が認められておりません。今回も工事による直接影響はないと考えていますが、必要に応じて対策等を検討して参ります。 ・藤川天神の臥龍梅は国指定天然記念物にも指定されており、多くの方々が梅の鑑賞に訪れる場所であると認識しております。ご指摘を踏まえ、今後も藤川天神における周囲の環境に配慮するとともに、景観と併せその他の環境影響も勘案し、環境影響評価準備書に係る審査等も勘案した上で詳細設計を行い、風力発電機の配置を検討いたします。風力発電機の塗装についても、景観との調和を図るため明度・彩度を抑えた塗装を行う等の工夫により可能な限り景観への配慮に努めます。 ・地質については、事前ボーリング調査により、おおむね地質図と一致した地質を確認しております。例えば、サイト内の一部には、花崗岩が分布しております。花崗岩が風化して形成されるマサ土は洗堀に対する抵抗性が低く、異常豪雨時等に崩壊等が発生しやすい特性を有する地質であることは十分認識しております。ご指摘の点を踏まえ、当事業における造成においては、ボーリング調査結果も踏まえ、切土の安定勾配を検討し、その確保に努めます。

意見	一般の意見	事業者の見解
138	<p>土捨て場に計画している山は鹿児島県北西部地震で地割れが何か所も発生した山ではないのか。今では緑で覆われ分からなくなっているが亀裂はそのまま残っているはずである。</p> <p>この付近の山は地元では『きらら』と呼ばれる脆い土質の多い山でもあり、そういった地域の山に120万トンもの廃土を置くのは防災の面で非常に危険だと思う。</p> <p>また、紫尾山周辺は降水量も多い地域であるので熱海のような災害を引き起こす可能性が高いと思う。</p> <p>廃土については絶対に山の谷部に捨てずに安全な場所に持ち出し処分すべき。</p>	<p>土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。（候補地7か所の容量合計約470万m³に対し、発生残土量は約120万m³）</p> <p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事用車両の通行量に加えて、延べ約956台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念（準備書の残土量前提）があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。</p>

意見	一般の意見	事業者の見解
139	<p>・環境影響評価の景観の評価地点は、山の中や海岸等、およそ風車が見えない場所が設定されていますが不自然です。人が多く住み、よく風車が見える箇所に設定しなすべきです。紫尾山は出水の人間にとっては心の拠り所、ふるさとの象徴です。多くの学校の校歌にも歌われています。「朝夕仰ぐ柴尾の山」（西出水小）「あけぼのの光の渦に柴尾の峰そびゆるところ希望湧く」（出水中）また同窓会の名も「柴岳同窓会」（出水高校）と名付けられています。また山頂には柴尾神社も祀られており柴尾は昔からの霊山です。これだけでも北薩の人間にとって柴尾山がどんなに大きな意味を持っているか分かります。</p> <p>その山の頂上にビル四十階建てに相当する建造物がずらっと並ぶことは耐え難いことです。何の権利があつて私たちの美しいふるさとの景観を壊すのですか。自然再生エネルギーと言いながら、自然そのものを壊す計画は直ちに中止して下さい。</p>	<p>各種文献に基づき抽出された主要な眺望点に加えて、過去実施済みの環境影響評価方法書審査を通じて調査・予測評価を行うべきとご指導頂いた地点（藤川天神）を追加の上で、景観に係る評価をさせていただいた次第です。なお、地域の皆様との対話を通じて紫尾山が地域の皆様において重要な象徴であると伺っておりますため、弊社計画では、紫尾山の直接改変を行うことはせずに、国道 504 号を挟んで紫尾林道沿いのみに風車を設置する計画とさせていただいた次第です。環境影響評価準備書審査を含む各種関係法令を通じ適切な事業計画を策定して参ります。</p>

意見	一般の意見	事業者の見解
140	<p>①風力発電設置ヶ所の中で、T11・22・15・24・25ヶ所は風に乗った風切音や超低周波音が発生しやすいのではないかと考えます。全体の計画より除外、または、他の場所に設置してもらいた。回転するプロペラで風切音が藤川天神の背景や静寂な雰囲気を壊してしまう懸念がある。</p>	<p>・準備書においては、メーカーから受領した4,300kWの風力発電機の騒音のパワーレベルや低周波音に係るG特性音響パワーレベルの資料を用いて、音の伝搬理論式に基づき算定した風力発電機が稼働している将来の予測値を、「10.1.1 大気環境」に示しております。予測結果では騒音の指針値や超低周波音を感じる最小音圧レベルを下回っております。</p> <p>・ご質問者様を含む地元地域にお住いの皆様より頂戴した各種ご意見等を踏まえ、環境影響評価準備書に係る審査並びに各種関係法令に係る協議を通じながら適切な事業計画となるよう検討をして参ります。</p>
141	<p>②工事期間中・設置後土捨場の土砂が水源への影響や災害を引き起こすことがないのか（静岡県熱海の事を思うと心配である）</p>	<p>土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。（候補地7か所の容量合計約470万m³に対し、発生残土量は約120万m³）皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事用車両の通行量に加えて、延べ約956台/日分の大型車通行数が増加すると</p>

		<p>いった懸念（準備書の残土量前提）があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。</p>
--	--	---

<事業計画（残土）>

意見書 48

意見	一般の意見	事業者の見解
142	<p>・私は原子力発電所が与える海水温上昇。近年は海水温上昇に依る地球温暖化が言われ続けて想定外の大雨を降らせたり、昔はなかった線状帯降雨等がもたらす大災害、山くずれや堤防決壊に依る水害等、記憶にあるだけでも数多くありました。自然災害だけより、むしろ人災が多い様に思われます。人間の知恵で止められる事はすぐやめてほしいと思います。そういった点では水力、風力、地熱(温泉地帯等の)発電等はいいと思っています。が、しかし令和3.7.3に起きた静岡県熱海市伊豆山地区の土砂流の大惨事があり、原因等はまだはっきりしてないそうですが専門家のお話しでは開発の際の盛土が原因のひとつとも言われ、又森林の伐採で山の水の保水能力が無くなり、ああゆう惨事につながったのだと私も思う所です。なかなかむつかしい事でしょうが、人間や小動物、生きものと共存出来る方法、そしてあまり無理な開発をやめて、ゆっくり考えてやってほしいと考えます。これからの子供達のために先人達はこんな素晴らしい知恵でやって下さったのだと感謝される大人であってほしいです。私は何んにも出来ないですが、どうぞ宜敷くお願い致します。</p> <p>先人達が残し、守って下さったこの素晴らしい自然を壊すこと無く次の世代に引き継ぐのは代々大人の務めだと考えています。</p>	<p>土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。（候補地7か所の容量合計約470万m³に対し、発生残土量は約120万m³）皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事用車両の通行量に加えて、延べ約956台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念（準備書の残土量前提）があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。</p> <p>熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて、操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。</p>

意見	一般の意見	事業者の見解
143	<p>・施工に当ってはまず道路の敷設から始まると思います。自然の場所に人工の手を加える事により、それだけで環境破壊は避けられない状況です。残土は盛土等の方法で適正に処理されるとありますが、昨今の熱海の大惨事を見ても分かるように数十年後に下流域への影響の保証はありません。このような観点から風力発電設置工事には絶対反対します。但し自然環境や人体への影響が0の場合100%応援致します。</p>	<p>土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。（候補地7か所の容量合計約470万m³に対し、発生残土量は約120万m³）</p> <p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事用車両の通行量に加えて、延べ約956台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念（準備書の残土量前提）があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。</p> <p>熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。</p> <p>加えて、操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。</p>

意見	一般の意見	事業者の見解
144	<p>私は藤川地区中津俣集落に家、畑、山林を有する者です。</p> <p>(1) 土捨て場の盛土による土石流問題について藤川地区の津田集落の山地に2箇所、本俣集落の山地に3箇所の土捨て場が計画されています。先般7月初旬に発生した静岡県熱海市の土石流による大災害は、約5万立方メートルの盛土が発生原因とされています。</p> <p>御社が計画されている土捨て場7箇所を全部活用したとしても、1箇所当たり約20万立方メートルの盛土となります。熱海の約4倍の盛土が、熱海と同様な山地の溪谷に捨てられることとなります。</p> <p>熱海の土石流は約2キロメートル先の国道までの家々をなぎ倒しましたが、土捨て場3と4</p>	<p>・土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。（候補地7か所の容量合計約470万m³に対し、発生残土量は約120万m³）</p> <p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事用車両の通行量に加えて、延べ約956台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念（準備書の残土</p>

	<p>から本俣集落の民家までは約2キロメートルと推定されます。また、津田集落においても住人はいませんが、畑や田を耕作している人、墓地を有する人等が沢山います。以上の理由から、藤川地区の山地に計画されている土捨場は中止されることを切望いたします。</p>	<p>量前提)があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。</p>
145	<p>(2) 風車の騒音及び超低周波音問題について 当該事業で導入される予定の定格出力4300キロワットの風力発電は、国内において稼働実績がないことから説明されている環境影響評価結果の風力発電寄与値及び風車稼働に伴う騒音増加の予測値が「1デシベル」という説明は全く信用が出来ません。これまでに建設稼働している定格出力が半分以下の地域においても、2キロ以内に住む住民50%以上の住民から、騒音で夜眠れないとのアンケート調査結果が出ています。よって、本計画の風車「3、4、5(中津俣集落)及び22、24、25(本俣集落)」の建設計画は中止されることを切望します。</p>	<p>・騒音/低周波音の件について、準備書においては、メーカーから受領した4,300kWの風力発電機の騒音のパワーレベルや低周波音に係るG特性音響パワーレベルの資料を用いて、音の伝搬理論式に基づき寄与値を算定しています。また、経済産業省の「第21回新エネルギー発電設備事故対応・構造強度WG資料1-2」によれば、「技術開発により低騒音化が進展。最新の4MWクラスの風車は既存の3MW以下クラスと発生騒音が同程度」とされており、大型化に伴い、騒音も大きくなるということはありません。なお、環境監視も実施いたしますが、健康被害のお声を頂戴した場合は、個別に現地状況の把握を目的とした調査やヒアリングをさせていただいたうえで、風車影響によるものである事が確認された場合は、専門家等の意見も踏まえながら、個別に対策を検討していきたいと考えております。</p>
146	<p>(3) 藤川天神の景観問題 藤川天神は学問の神様・菅原道真公を祭神とする古い歴史を持つ神社であり、かつ国の天然記念物の臥竜梅園があります。臥竜梅開花の時期、受験シーズン、紅葉の時期等には大型バスによる参拝客も多く、地元の誇り・宝であります。また、藤川が西郷どんの愛犬ツンの出生地でもあるため、藤川天神にツンの銅像が建てられ参拝客に親しまれています。本計画の風車「11、22、24、25」は、藤川天神から直線距離にして約2キロ程度に建設される予定です。現在、藤川天神から約2キロの地点に高さ60メートルの鉄塔が建っていますが、ツンの銅像の前から非常に大きく見えます。本計画の風車の高さは150メートル、ローター径120メートルであり、現在の鉄塔</p>	<p>藤川天神の臥龍梅は国指定天然記念物にも指定されており、多くの方が梅の鑑賞に訪れる場所であると認識しております。そのため、藤川天神の景観写真については、梅園の鑑賞の際の影響を考慮するため、藤川天神の梅園を鑑賞する境内の参道の中において、風力発電機が可能な限り植生等に遮蔽されず大きく視認できると推定され、梅の鑑賞の方向と風車の位置が重なる箇所から撮影いたしました。ご指摘のとおり、ツンの銅像付近においては、駐車場の方向にある対象事業実施区域方向に風力発電機は視認されますが、主たる梅の鑑賞の方向とは重複はしないものとなっております。今後、藤川天神における周囲の環境に配慮するとともに、景観と併せその他の環境影響も</p>

	<p>の2.5倍の大きさです。よって、この由緒ある藤川天神、地元の誇り・宝である藤川天神から見える風車の建設計画は中止されることを切望します。</p>	<p>勘案し、環境影響評価準備書に係る審査等も勘案した上で詳細設計を行い、風力発電機の配置を検討いたします。</p> <p>風力発電機の塗装についても、景観との調和を図るため明度・彩度を抑えた塗装を行う等の工夫により可能な限り景観への配慮に努めます。</p>
147	<p>(4) 建設工事中の資材搬出入を行うダンプカー等による騒音及び土の粉塵問題 紫尾山林道へのアクセスルート3ルートのうち、2ルートが藤川地区に計画されています。そして、通常工事時には1日小型車114台と大型車76台が通行する。また、コンクリート打設時には1日小型車126台、大型車522台が通行すると説明されています。全て、藤川地区の2ルートを通らなかつたとしても、これまで住民が見たこともないような大規模な数のダンプカー等が藤川を走り回ることにになり、これに伴う騒音と工事現場等でタイヤに付いた土の粉塵等に悩まされることとなります。</p> <p>先日の説明会において、この質問が出た際には、ダンプカーのエンジンをハイブリッドにするか、民家の前では速度を落とすようにする旨の回答をされました。私は、この非現実的な回答で藤川住民が納得するとは思いません。</p> <p>よって、藤川住民全体に係る問題ですので、再度藤川住民全体に周知した説明会を開催し住民の納得のいく説明をお願いします。もし、この住民全体を対象とした説明会に取り組まなければ、私達は藤川天神下（県道を除く）において、ダンプカー等大型車の通行阻止行動を起こします。</p>	<p>・予測に用いた交通量は、1ルートに全ての車両が通行する等を前提とした予測評価となっている他、風車基数をはじめ土工量なども最大量での前提となっております。今後の詳細設計において、風車基数や土工量縮減を行うほか、1ルートでの運搬等は行わず複数ルートに分散する他、徐行対策や安全対策等についても周知徹底した上での実施を行っていくものとなります。</p> <p>・いただいたご意見を踏まえ、今後の審査において残土排出計画の方針を協議し、工事に係る詳細な計画を決定する際に生コンクリート車や残土運搬等の高利用路線となる可能性が高いと判断された場合は、工事の実施に係る大気環境（道路交通騒音、振動、降下ばいじん）について追加調査を検討いたします。また、工事につきまちは交通量等の環境監視を実施し、影響の有無についても確認いたします。</p> <p>・説明会については、頂いたご意見を踏まえ準備書審査を通じて計画を精査した後に、改めてご質問者様を含む隣接地域の皆様に対し地区長様らにもご相談の上で説明を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>

< 景観、低周波音、事業計画（残土）、水の濁り、動物 >

意見書 51

意見	一般の意見	事業者の見解
148	<ul style="list-style-type: none"> ・国の天然記念物の梅林があり、2km近い距離に風車の羽がそびえ立つ風景は非常に景感をそこねる事。 ・風車の羽の回転による低周波が人体に影響を起こす可能性あり。 ・風車の建設による盛土集積が天神近くにあり自然災害（土せき流）の危険性あり。 ・藤川の川への影響が懸念される。（魚・鰻等の激減、稲作への影響） ・以上これらの条件をクリアし、住民に充分理解出来る事。 	<p>・藤川天神の臥龍梅は国指定天然記念物にも指定されており、多くの方が梅の鑑賞に訪れる場所であると認識しております。そのため、藤川天神の景観写真については、梅園の鑑賞の際の影響を考慮するため、藤川天神の梅園を鑑賞する境内の参道の中において、風力発電機が可能な限り植生等に遮蔽されず大きく視認できると推定され、梅の鑑賞の方向と風車の位置が重なる箇所から撮影いたしました。また、ご指摘のとおり、藤川天神における周囲の環境に配慮するとともに、景観と併せその他の環境影響も勘案し、環境影響評価準備書に係る審査等も勘案した上で詳細設計を行い、風力発電機の配置を検討いたします。</p> <p>風力発電機の塗装についても、景観との調和を図るため明度・彩度を抑えた塗装を行う等</p>

	<p>の工夫により可能な限り景観への配慮に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音／低周波音の件について、準備書においては、メーカーから受領した4,300kWの風力発電機の騒音のパワーレベルや低周波音に係るG特性音響パワーレベルの資料を用いて、音の伝搬理論式に基づき寄与値を算定しています。 <p>なお、環境監視も実施いたしますが、健康被害のお声を頂戴した場合は、個別に現地状況の把握を目的とした調査やヒアリングをさせていただいたうえで、風車影響によるものである事が確認された場合は、専門家等の意見も踏まえながら、個別に対策を検討していきたいと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。（候補地7か所の容量合計約470万m³に対し、発生残土量は約120万m³） <p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事用車両の通行量に加えて、延べ約956台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念（準備書の残土量前提）があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水の濁りに関しては、降雨時において輸送路改変に係る阿久根市側の一か所の沈砂池からの排水が河川に到達すると予測されましたが、到達後の水の濁りは現況とほぼ変わらない程度であると予測しております。藤川地区に関連した造成計画においては、近傍の
--	--

		河川まで到達するといった予測結果は出ていない状況でございます。なお、造成工事にあたっては沈砂池やしがら柵等を用いて濁水自体の流出を低減いたします。
--	--	---

< 景観 >

意見書 52

意見	一般の意見	事業者の見解
149	風力発電は、再生可能エネルギーの一環であり脱原発を進めるエネルギーの一つで否定は致しません。建設にあたっては環境問題、健康問題など地域住民にとっては深刻なことです。現在各地で大規模な、太陽光発電や風力発電の建設計画が進み、自然山林の伐採、大型重機による工事などで、環境破壊の恐れがあります。又藤川地区においては国の天然記念物に指定されている、菅原神社（藤川天神）が古い歴史と共に参拝者を癒しております。そこの境内から神秘的な北方を眺めると大きな風車が見える事じたい正に景観破壊そのものだと思います。私も藤川天神に縁があるものとして非常に危惧しております。再考をお願い致します	藤川天神の臥龍梅は国指定天然記念物にも指定されており、多くの方が梅の鑑賞に訪れる場所であると認識しております。そのため、景観写真は、梅園を鑑賞する境内の参道の中において、風力発電機が可能な限り植生等に遮蔽されず大きく視認できると推定され、梅の鑑賞の方向と風車の位置が重なる箇所から撮影いたしました。 ご指摘を踏まえ、今後も藤川天神における周囲の環境に配慮するとともに、景観と併せその他の環境影響も勘案し、環境影響評価準備書に係る審査等も勘案した上で詳細設計を行い、風力発電機の配置を検討いたします。風力発電機の塗装についても、景観との調和を図るため明度・彩度を抑えた塗装を行う等の工夫により可能な限り景観への配慮に努めます。

< 事業計画（残土） >

意見書 53

意見	一般の意見	事業者の見解
150	土砂捨て場 1, 2, 3, 4 番は山の頂上付近にあります。また 3, 4, 5 の場所は花崗岩の風化した土質で非常にもろく急峻な場所です。7 月 10 日集中豪雨で紫尾山系では 400mm 以上の雨量でした。静岡県熱海市伊豆山の土砂崩壊で 5 万 m ³ の土砂捨て場で災害が起きています。今回の 120 万 m ³ の山頂の土砂流出の危険があるためこの工事は行うべきではないと思います。	・花崗岩が風化して形成されるマサ土は洗堀に対する抵抗性が低く、異常豪雨時等に崩壊等が発生しやすい特性を有する地質であることは十分認識しています。このため、同地質箇所における造成においては、ボーリング調査結果も踏まえ、切土の安定勾配を検討し、その確保に努めます。 ・土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。 （候補地 7 か所の容量合計約 470 万 m ³ に対し、発生残土量は約 120 万 m ³ ） 皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事車両の通行量に加えて、延べ約 956 台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念（準備書の残土量前提）があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様のご生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法

		<p>については検討して参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。</p>
--	--	---

<事業計画（残土）、景観、騒音>

意見書 54

意見	一般の意見	事業者の見解
151	<p>土砂捨て場 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 番は山頂付近にあります。3, 4, 5 の場所は花崗岩の風化した土質で非常にもろく、急峻な場所です。7 月 10 日の集中豪雨では 400mm 以上の雨量でした。最近頻回になっています。今回の 120 万 m³ 残土が山頂付近におかれると土砂流出の危険があるため全量持出してもらいたい。</p>	<p>・花崗岩が風化して形成されるマサ土は洗堀に対する抵抗性が低く、異常豪雨時等に崩壊等が発生しやすい特性を有する地質であることは十分認識しています。このため、同地質箇所における造成においては、ボーリング調査結果も踏まえ、切土の安定勾配を検討し、その確保に努めます。</p> <p>・土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。</p> <p>（候補地 7 か所の容量合計約 470 万 m³ に対し、発生残土量は約 120 万 m³）</p> <p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事車両の通行量に加えて、延べ約 956 台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念（準備書の残土量前提）があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様のご生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定</p>

		期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。
152	計画のある山々は紫尾山系の山々として春は桜、夏は新緑と美しい風景です。県外にいる子供たちが帰省すると藤川の山々を含む風景でホッとするとっています。風力発電施設で山なみを削りとる事は、地域固有の愛された眺望景観を奪うことになるのではないかと思います。	紫尾山系の風力発電機の見え方には、様々なご意見があることは事業者としても認識しております。景観との調和を図るため、明度・彩度を抑えた塗装を行う等の工夫により可能な限り景観への配慮に努めます。今後、景観と併せその他の環境影響も勘案し、環境影響評価準備書に係る審査等も勘案した上で詳細設計を行い、風力発電機の配置を検討いたします。
153	自然の音の中で生活している私達にとって機械や周期的な風切音はどんな音量でもうっとうしい騒音でしかなく睡眠障害になる恐れもあると思われます。風力発電施設の稼働後の影響を調べるために、定期的な生活環境や健康調査を行政で行うことはできないでしょうか。	風力発電施設の稼働後に、騒音について環境監視を計画しています。なお、健康被害のお声を頂戴した場合は、個別に現地状況の把握を目的とした調査やヒアリングをさせていただいたうえで、風力発電機の影響によるものである事が確認された場合は、専門家等の意見も踏まえながら、個別に対策を検討していきたいと考えております。

<事業計画（残土）、景観>

意見書 55

意見	一般の意見	事業者の見解
154	風車関係の工事で発生する残土は土砂崩壊（熱海伊豆山）の恐れがある為全量持出で処理してください。	<p>・土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。（候補地7か所の容量合計約470万m³に対し、発生残土量は約120万m³）</p> <p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事車両の通行量に加えて、延べ約956台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念（準備書の残土量前提）があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様のご生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定</p>

		期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。
155	藤川天神から T11, 22, 25, 24 が見えるようになり最も近い風車まで 2.5km と近く参拝や観梅の際にはプロペラの回転する風車が大きく見えることになり藤川天神の背景には不適切で有り回転するプロペラや風切音が緑に囲まれた神社の静寂な雰囲気壊してしまう。地域の自然・歴史・文化的環境の景観を保全との県のガイドラインに合わないので T11, 22, 25, 24 全体の計画より除外して下さい。	藤川天神の臥龍梅は国指定天然記念物にも指定されており、多くの方々が梅の鑑賞に訪れる場所であると認識しております。そのため、景観写真は、梅園を鑑賞する境内の参道の中において、風力発電機が可能な限り植生等に遮蔽されず大きく視認できると推定され、梅の鑑賞の方向と風車の位置が重なる箇所から撮影いたしました。 ご指摘のとおり、藤川天神における周囲の環境に配慮するとともに、景観と併せその他の環境影響も勘案し、環境影響評価準備書に係る審査等も勘案した上で詳細設計を行い、風力発電機の配置を検討いたします。風力発電機の塗装についても、景観との調和を図るため明度・彩度を抑えた塗装を行う等の工夫により可能な限り景観への配慮に努めます。

<事業計画（残土）、景観、騒音>

意見書 56

意見	一般の意見	事業者の見解
156	土砂捨て場 1, 2, 3, 4, 5 番は山の頂上付近にあります。また 3, 4, 5 の場所は花崗岩の風化した土質で非常にもろく 1, 2, 3, 4 は林道山藤線の下に位置し、土砂捨て場の流域面積に林道山藤線の道路を水が流れ、流域面積以外の水も加わり想定される水量より増え危険になります。また令和 3 年 7 月 10 日集中豪雨で紫尾山系では 400mm 以上雨量が有りました。静岡県熱海市伊豆山の土砂崩壊では 5 万 m ³ の土砂捨て場で災害がありました。県知事も残土は尾根の谷部で処分すると言見を出しているのになぜユース・エナジーは急峻な谷に捨て場の計画を出しているのか。静岡県熱海市伊豆山の土砂崩壊をテレビで見て、今回の土砂捨て場 1, 2, 3, 4, 5 番も急峻な場所で土砂崩壊の危険があるためこの工事はおこなうべきではない。	<ul style="list-style-type: none"> 花崗岩が風化して形成されるマサ土は洗堀に対する抵抗性が低く、異常豪雨時等に崩壊等が発生しやすい特性を有する地質であることは十分認識しています。このため、同地質箇所における造成においては、ボーリング調査結果も踏まえ、切土の安定勾配を検討し、その確保に努めます。 土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。（候補地 7 か所の容量合計約 470 万 m³ に対し、発生残土量は約 120 万 m³） 皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事車両の通行量に加えて、延べ約 956 台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念（準備書の残土量前提）があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様のご生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能

		<p>性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。</p>
157	<p>藤川天神から、T11, 22, 25, 24 が見えるようになり、もっと近い風車まで 2.4km ほどと近く見えます。会社の資料では広角レンズで撮影された写真で実際（人間の目で見えたのとは）より小さく見えますが、実際には付近に有る調査用 60m の鉄塔から想像すると風車は（2.5 倍）大きく見える。鹿児島県の風力発電景観形成からも問題で有る。梅園や天神様の背景にはふさわしくない。また、回転するプロペラや風切音が緑に囲まれた神社の静寂を壊してしまいます。このことからこの計画は中止すべきだ。</p>	<p>藤川天神の臥龍梅は国指定天然記念物にも指定されており、多くの方々が梅の鑑賞に訪れる場所であると認識しております。そのため、景観写真は、藤川天神の梅園を鑑賞する境内の参道の中において、風力発電機が可能な限り植生等に遮蔽されず大きく視認できると推定され、梅の鑑賞の方向と風車の位置が重なる箇所から撮影いたしました。</p> <p>藤川天神における周囲の環境に配慮するとともに、景観と併せその他の環境影響も勘案し、環境影響評価準備書に係る審査等も勘案した上で詳細設計を行い、風力発電機の配置を検討いたします。</p> <p>風力発電機の塗装についても、景観との調和を図るため明度・彩度を抑えた塗装を行う等の工夫により可能な限り景観への配慮に努めます。</p>
158	<p>令和 3 年 7 月 10 日の集中豪雨で、藤之元橋のたもとの元田んぼ（現在畑）と下流の田んぼが流されました。藤之元林道の一部新たに作り変える計画だが、崩れやすい場所で危険です。藤之元は崩壊土砂流出危険地区指定されています。このような所に工事を行うべきではない。年配の方に聞いた所、藤之元橋の上流に砂防ダムができました。数か月で満杯に成ったということです。現在砂防ダムは用を成していない結果が今回の災害につながりました。藤之元林道の付替えをすると今以上に藤之元川の水量が増加します。7 月 10 日の集中豪雨で市道本俣線に土砂が流出し（4ヶ所）道路が不通に成りました。住宅に土砂が流れ込みました。このことから藤之元林道の付替の工事はおこなうべきでない。</p>	<p>藤之元林道については、現在資材搬入ルートとして利用する可能性があり、準備書に記載させていただいた次第です。ご指摘の点も踏まえた搬入ルート選定を行うとともに、藤之元林道を利用することになった場合は、改変量を最小限にする、付け替えは極力避けるように計画をするようにいたします。</p>
159	<p>道路騒音について、県道阿久根・東郷線で 3300 台の通行量が 1.2 倍に増加し生コン打設時には生コン車が 650 台/回と言う調査地点は堀だったが、天神下からの市道本俣から藤之元林道途中有る私の家下にはほとんど車が通りません。そこに工事車両が通過すれば騒音増加の影響が大きく成ると思います。市道・林道とも路盤の傷みがひどく、その上に多くの工事車両が通行すれば、さらに悪く成るので、風力発電の</p>	<p>予測に用いた交通量は、1 ルートに全ての車両が通行する等を前提とした予測評価となっている他、風車基数をはじめ土工量なども最大量での前提となっております。今後の詳細設計において、風車基数や土工量縮減を行うほか、1 ルートでの運搬等は行わず複数ルートに分散する他、徐行対策や安全対策等についても周知徹底した上での実施を行っていくものとなります。</p>

	計画はやめるべきだ。	また、今後の審査において残土排出計画の方針を協議し、工事に係る詳細な計画を決定する際に生コンクリート車や残土運搬等の高利用路線となる可能性が高いと判断された場合は、工事の実施に係る大気環境（道路交通騒音、振動、降下ばいじん）について追加調査を検討いたします。また、工事中につきましては交通量等の環境監視を実施し、影響の有無についても確認いたします。
--	------------	--

<騒音>

意見書 57

意見	一般の意見	事業者の見解
160	藤川地区で、私の住む地区は計画されている一番近い風車発電施設から2kmの場所に有り、静穏な地域です。風車発電施設の翼の回転に伴い発生する音は場所や風向等によってシューシューと言ったスウィッシュ音が聞こえないか心配です。騒音レベルは低いですが耳につきやすくわずらわし。このことから工事は行うべきではない。	準備書においては、メーカーから受領した4,300kWの風力発電機の騒音のパワーレベルや低周波音に係るG特性音響パワーレベルの資料を用いて、音の伝搬理論式に基づき算定した風力発電機が稼働している将来の予測値を、「10.1.1 大気環境」に示しております。予測結果では騒音の指針値や超低周波音を感じる最小音圧レベルを下回っております。 健康被害のお声を頂戴した場合は、個別に現地状況の把握を目的とした調査やヒアリングをさせていただいたうえで、風車影響によるものである事が確認された場合は、専門家等の意見も踏まえながら、個別に対策を検討していきたいと考えております。

<事業計画（残土）>

意見書 58

意見	一般の意見	事業者の見解
161	土砂捨て場1,2,3,4,5,6,7,番は山の山頂付近にあります。また3,4,5の場所は花崗岩の風化した土質で非常にもろく、またいずれの場所も急峻な場所です。7月10日の集中豪雨で紫尾山系で400mm以上の雨量でした。静岡県熱海市伊豆山の土砂崩壊は5万m ³ の土砂捨て場で災害が起きています。今回の120万m ³ 残土が山頂付近におかれると土砂流出の危険がある為この工事は行うべきではないと思います。土砂捨て場1,2を計画するについて下の元集落に住民がいないからもし崩壊しても心配がないと6月15日のオオトリ荘の説明会で担当者から発言がありました。津田集落のあとには墓地も有り下には私有地も有ります。このことから残土は全量持ち出すべきです。	・花崗岩が風化して形成されるマサ土は洗堀に対する抵抗性が低く、異常豪雨時等に崩壊等が発生しやすい特性を有する地質であることは十分認識しています。このため、同地質箇所における造成においては、ボーリング調査結果も踏まえ、切土の安定勾配を検討し、その確保に努めます。 ・土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。（候補地7か所の容量合計約470万m ³ に対し、発生残土量は約120万m ³ ） 皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事用車両の通行量に加えて、延べ約956台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念（準備書の残土量前提）があり、このことにより

		<p>道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様のご生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。</p>
162	<p>土砂捨場 6,7 の地点付近を見に行ってきました。城上吉川に下る地点の西方に行く所が 10m 位にわたって崩れて通行止めになっていました。このような所に土砂捨場を作る計画ですが、静岡県熱海市伊豆山の土砂崩壊のように成ったら困ります。このようなことから急峻な山頂部に土砂捨場は作らず全量持ち出す計画に変更すること。また、会社が合同会社ユーラス北薩風力となっていますが、もしこの計画を実行したとき災害が発生した時に資金がないから復旧工事ができませんと言うことが有るのではと心配しています。</p>	<p>昨今の集中豪雨等により弊社計画地周辺の既存道路設備などが部分的に崩落している箇所等があることを確認しております。ご意見主様を含む地元地域にお住いの皆様より頂戴した各種ご意見等を踏まえ、環境影響評価準備書に係る審査並びに各種関係法令に係る協議を通じながら適切な事業計画となるよう検討をして参ります。</p> <p>合同会社ユーラス北薩風力につきましては、弊社の 100%子会社となります。自然災害等に起因する復旧費用は同社にて手配する損害保険での対応を基本としますが、保険適用外となってしまう場合には、合同会社ユーラス北薩風力の自己資金にて対応する事となります。</p> <p>万が一、合同会社ユーラス北薩風力に資金余力が無い場合には、親会社である弊社からの親子融資、銀行からの緊急融資、弊社親会社からの融資等の手段で必要資金を調達し、合同会社ユーラス北薩風力の責による損害を復旧することで、企業としての社会的責任を果たす計画としております。</p>

< 景観、事業計画（残土）、騒音、低周波音、動物、粉じん等、振動 >

意見書 59

意見	一般の意見	事業者の見解
163	<p>県外から子供たちが帰省すると、藤川の山々を含む景観でほっとすると言っています。風力発電施設で山頂を削り、形式を改変した藤川の元風景ではなくなります。最低でも鳥越坂から見える風車の計画は中止するべきだ。</p>	<p>ご意見主様を含む地元地域にお住いの皆様より頂戴した各種ご意見等を踏まえ、環境影響評価準備書に係る審査並びに各種関係法令に係る協議を通じながら適切な事業計画となるよう検討をして参ります。</p>
164	<p>土砂捨場 1~5 の面積 4.4ha~7.1ha に対して 15~18m 四方の大きさで機能するのか。現在地区にある砂防ダム満杯で機能していません。このようなことから稼働期間を過ぎても浚渫しなければ、下流に迷惑をかけます。また浚渫の為作業道も計画に入れ周辺の山林民有地所有</p>	<p>準備書でお示ししたものは仮設計に基づくものです。最終的な仕様につきましては、土捨て場の位置が確定した後、負担する流域面積を詳細に確認の上、「鹿児島県 林地開発許可制度の手引」などを基に、沈砂池容量・配置を決定し、林地開発等の許認可</p>

	者への同意や説明する必要がある。	審査を経て、その妥当性を確認いただいたうえで工事をしてまいります。
165	風車発電施設は山頂に 4000~5000m ³ の平地を作り林道も拡幅、作業道の新設と貴重な広葉樹林伐採し伐採木総数 12,231 トンと多くの木を伐採することで山の保水力が著しく少なくなるのではと心配しています。	サイト周辺の多くは水源かん養保安林に指定されています。それら範囲に開発を行う場合は、保安林指定解除の許認可手続きが必要となり、その審査の過程で、排水・防災設備が適切に配置されていることや、当該保安林の指定の目的の達成に支障のないよう代替施設の設置等の措置が講じられることについて、都道府県による確認を受けることとなります。その審査において問題ないことを確認いただけるよう、適切な設計・工事を行います。
166	私は生まれてから、15 才から 20 才の間を除いて 67 才の現在の住所で生活していますので自然の音は感じません。そこに風車ができ低周波・騒音は基準内ですと言われても、音量が低くても煩わしく感じる人が多いということで不快に感じると思うので、中津俣の T11, 22, 25, 24 風車の計画は中止すること。	ご意見主様を含む地元地域にお住いの皆様より頂戴した各種ご意見等を踏まえ、環境影響評価準備書に係る審査並びに各種関係法令に係る協議を通じながら適切な事業計画となるよう検討をして参ります。
167	今回は間に合わなかったが、環境影響評価準備書が出来た時に風力発電施設の影響を受ける地域には説明会（自治体単位まで）一般意見を出せる知識を行政として法律を整備して下さい 今のやり方を見ると地区コミ長に対しての説明で止めてぎりぎり住民には詳しいことは知らせず、風車が出来て低周波・騒音がひどくなって住民が気が付くのでは。 低周波・騒音の人体に対する影響を調べる為に健康診断を風車の稼動前にすれば稼動後に不調をうったえ方がでた時に比較できるので行政に対して要望します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見主様を含む地元地域にお住いの皆様より頂戴した各種ご意見等を踏まえ、環境影響評価準備書に係る審査並びに各種関係法令に係る協議を通じながら適切な事業計画となるよう検討をして参ります。 ・説明会に係る過去の経緯については下記の通り補足ご回答申し上げます。 ・弊社といたしまして、(1)準備書公表の旨、(2)6月15日～18日にかけての各自治体における説明会を開催する旨、(3)ご意見を募集する旨の周知の方法として、新聞公告、広報誌での周知、自治体並びに弊社 WEB サイトでの周知、各市町議会への直接周知、当社計画等に関連し地域住民の皆様により構成された特定民間団体への直接周知、関連地元地区長の皆様にご協力を頂き計画地隣接地元地区全戸への準備書説明会開催案内チラシ配布等を行うなど、取り得る手段を用いて可能な限りの周知対応をさせていただきました。 ・上記を背景として、当日会場にお越しいただきました皆様へは事業概要・アセス調査評価結果等についてご説明をさせていただきました次第です。 ・なお、説明会開催是非もさることながら、説明会会場について新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から公共施設（東郷公民館、風テラスあくねなど）における実施の制限があったことも申し添えます。 ・地元地区単位における説明会類の開催につきましては、昨今の新型コロナウイルスの状況も鑑みつつ、関連地元地区長の皆様との協議・相談を前提として、原則デマンドレスポンス型にて対応を行っております。

		<ul style="list-style-type: none"> ・東郷町藤川地区につきましては、地元地区長様より各集落の役員の皆様へ2度に渡り集落単位での開催要望があればお問い合わせを頂きたい旨をご周知頂いていたと伺っております（薩摩川内市内の地区コミュニティセンターも公共施設の一部に該当することから、大規模人数を集めての集合型説明会開催については各種制限があるものと理解しております）。 ・上述のような各種背景等が十分にお伝えできていなかった点はあったものと存じますが、2021年7月に入って以降、個別にご意見主様を始めとした住民の皆様より頂きましたご要望等を踏まえ、2021年7月7日に地元地区長様のご協力も頂き準備書説明会にて配布した説明資料類一式を東郷町藤川地区全戸（130戸）へ配布させていただいた他、2021年7月8日に藤川天神の敷地内施設をお借りする形で個別説明会を開催させていただいた次第です。 ・また、2021年7月8日の説明会の際にご参列された住民の皆様より書面にて頂戴した各種ご質問一覧（46問）に対する弊社回答を2021年7月15日にご質問主の方へ直接ご提出させていただいた次第です。なお、当該回答文書については、7月15日以降、自治体関係者並びに地元地区長様へも共有させていただいた次第です。 ・準備書における意見募集期間は法令上定められた期間の設定がございしますが、今後も引き続き地元地区長の皆様と協議のうえで、適宜説明会の開催なども対応して参る所存でございます。
168	<p>林道堀切西方線を、城上吉川に下る地点まで7月18日見に行きその時林道が傷んでいる所を沢山見ました。風力発電施設が計画されている場所は、急峻な地形で山頂に4000～5000m³の平地を作り林道も拡幅や作業道の新設と工事をすると、今でも危険な場所で山崩を誘発する危険性が有るのでこの計画は中止すること。</p>	<p>昨今の集中豪雨等により弊社計画地周辺の既存道路設備などが部分的に崩落している箇所等があることを確認しております。ご意見主様を含む地元地域にお住いの皆様より頂戴した各種ご意見等を踏まえ、環境影響評価準備書に係る審査並びに各種関係法令に係る協議を通じながら適切な事業計画となるよう検討をして参ります。</p>
169	<p>紫尾山は九州百名山の山で年間を通じて登山客が訪れ、車で頂上近くに行けることからドライブに訪れる人も絶えない山です。その紫尾山から見下ろす山々に計画の風車が立つと、垂直見込角約4度の大きな風車から遠方の風車まで複数の風車群が視界の半分以上を占めることとなります。紫尾山からの景観は台無しとなります。人の訪れな山ならまだしも、紫尾山からの景観に風車群は影響が大きく計画の見直しを行うべきです。事業者は視点場からは建物があ見通せないうえに電柱や電線が視界に入るから影響はないと記載しているが山頂点からはそうであっ</p>	<p>紫尾山からの景観写真は、山頂部の広場において、最も風力発電機を多く視認できる箇所より撮影しました。加えて撮影場所は放送施設の脇の足場の不安定な草むらの中にあり、通常利用される案内板付近からは放送施設において遮蔽されることから、利用者の主要な眺望方向とは重複しないと考えております。紫尾山からの風力発電機の見え方には、様々なご意見があることは事業者としても認識しております。景観との調和を図るため、明度・彩度を抑えた塗装を行う等の工夫により、可能な限り景観への配慮に努め</p>

	<p>ても、山頂部は広い広場のようになっており訪れた人は見通しのきく場所を歩き回りながら風景を楽しんでいます。 工作物があるから景色や風車は見えないというのは当てはまりません。 山頂点の案内板には風車群が計画されている方向の案内もあり、少し移動するだけで川内川河口から長島への景観、東シナ海・甌島列島と目を楽しませてくれる素晴らしい景色が広がります。 説明会で紫尾山に直接改変を行わないからいいというような説明をしていますが環境アセスの景観という項目を軽く見ているようで残念です。</p>	<p>ます。 今後、景観と併せその他の環境影響も勘案して詳細設計を行い、風力発電機の配置を検討いたします。</p>
170	<p>さつま町泊野の北薩横断道もクマタカが巣を作っているルート上に計画されていましたが、現在のルートに変更されクマタカへの影響をさげました。私たちの上空をクマタカが飛んでいるのを日常見ることができます。6月15日のオオトリ荘説明会の中で2つがいに影響があった時に対策を考えると答弁がありました。計画の段階で影響を与える恐れがある風車は計画から除外すること。</p>	<p>クマタカにつきましては、現地調査の結果を基に、確認位置、営巣場所、狩り場、行動圏の内部構造、衝突率等を分析し、影響は小さいと予測されます。 なお、同じ鹿児島県の既設風力発電機の周辺地域では、風力発電機の建設前と建設後のクマタカの生息情報データがあり、クマタカは風力発電機が建った後でも隙間なく密に生息していることが分かっています。 また、既設風力発電機の稼働中においても、繁殖の成功も確認しています。 なお、クマタカを含む鳥類のブレード等への接触に係る事後調査を行い著しい影響が生じると判断した際には、専門家の指導や助言を得て環境保全措置を講じます。</p>
171	<p>県道阿久根・東郷線から市道本俣に入ると藤川天神下には豆腐料理店もあり事故の恐れまた急勾配に成っているため粉塵振動などで営業に支障が出るので心配です。なお、道路も狭く建物もすぐ横に建っている為、振動で建物へ被害が出る恐れがある。</p>	<p>予測に用いた交通量は、1ルートに全ての車両が通行する等を前提とした予測評価となっている他、風車基数をはじめ土工量なども最大量での前提となっております。今後の詳細設計において、風車基数や土工量縮減を行うほか、1ルートでの運搬等は行わず複数ルートに分散する他、徐行対策や安全対策等についても周知徹底した上での実施を行っていくものとなります。 いただいたご意見を踏まえ、今後の審査において残土排出計画の方針を協議し、工事に係る詳細な計画を決定する際に生コンクリート車や残土運搬等の高利用路線となる可能性が高いと判断された場合は、工事の実施に係る大気環境（道路交通騒音、振動、降下ばいじん）について追加調査を検討いたします。また、工事中につきましては交通量等の環境監視を実施し、影響の有無についても確認いたします。</p>
172	<p>風車発電施設は自然に優しい電力であるというが施設は山頂に 4000~5000m² の平地を作る為に、場所によって 7m~30m 山頂部を削り木を切る。また残土も 120 万 m³ も発生させ土砂捨場を 7ヶ所も急峻な山頂付近に作る計画です。このことから災害を発生させる可能性もあり景観も悪くなり自然破壊で有る</p>	<p>・準備書に掲載した造成計画図の通り、弊社では改変面積の縮小を念頭に長方形のヤード設計ではなく、各地点の地形を十分に考慮した造成計画を行い、樹木の伐採量も低減した最小限となるような計画として参りましたが、今後の詳細設計を行うにあたり、頂いたご意見及び準備書の審査結果な</p>

	<p>このようなことから工事はおこなうべきではない。</p>	<p>ども踏まえつつ、風力発電機の設置基数の削減や改変区域の縮小を検討して行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。（候補地7か所の容量合計約470万m³に対し、発生残土量は約120万m³） <p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。</p>
173	<p>説明会が新型コロナの影響と言うことで地元（東郷）での説明会は（令和3年6月15日）中止に成りました。ほかの日に開催していただきたいという要望が6月15日オオトリ荘（薩摩川内市）で有ったのに開かれませんでした。東郷での説明会が出来なかったのは新型コロナの影響ではなく会社の怠慢だと思います。会社側は地元住民に丁寧に説明する責任がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社といたしまして、(1)準備書公表の旨、(2)6月15日～18日にかけての各自治体における説明会を開催する旨、(3)ご意見を募集する旨の周知の方法として、新聞公告、広報誌での周知、自治体並びに弊社WEBサイトでの周知、各市町議会への直接周知、当社計画等に関連し地域住民の皆様により構成された特定民間団体への直接周知、関連地元地区長の皆様にご協力を頂き計画地隣接地元地区全戸への準備書説明会開催案内チラシ配布等を行うなど、取り得る手段を用いて可能な限りの周知対応をさせていただきました。 ・上記を背景として、当日会場にお越しいただきました皆様へは事業概要・アセス調査評価結果等についてご説明をさせていただきました次第です。 ・なお、説明会開催是非もさることながら、説明会会場について新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から公共施設（東郷公民館、風テラスあくねなど）における実施の制限があったことも申し添えます。 ・地元地区単位における説明会類の開催につきましては、昨今のコロナウイルスの状況も鑑みつつ、関連地元地区長の皆様との協議・相談を前提として、原則デマンドレスポンス型にて対応を行っております。 ・東郷町藤川地区につきましては、地元地区長様より各集落の役員の皆様へ2度に渡り集落単位での開催要望があればお問い合わせを頂きたい旨をご周知頂いていたと伺っております（薩摩川内市内の地区コミュニティセンターも公共施設の一部に該当することから、大規模人数を集めての集合型説明会開催については各種制限があるものと理解しております）。 ・上述のような各種背景等が十分にお伝えできていなかった点はあったものと存じますが、2021年7月に入って以降、個別にご

		<p>意見主様を始めとした住民の皆様より頂きましたご要望等を踏まえ、2021年7月7日に地元地区長様のご協力も頂き準備書説明会にて配布した説明資料類一式を東郷町藤川地区全戸（130戸）へ配布させていただいた他、2021年7月8日に藤川天神の神舎内をお借りする形で個別説明会を開催させていただいた次第です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、2021年7月8日の説明会の際にご参列された住民の皆様より書面にて頂戴した各種ご質問一覧（46問）に対する弊社回答を2021年7月15日にご質問主の方へ直接ご提出させていただいた次第です。なお、当該回答文書については、7月15日以降、自治体関係者並びに地元地区長様へも共有させていただいた次第です。 ・準備書における意見募集期間は法令上定められた期間の設定がございしますが、今後も引き続き地元地区長の皆様と協議のうえで、適宜説明会の開催なども対応して参る所存でございます。
174	<p>藤川地区中津俣集落では人家まで980m、藤川地区本俣集落で1.6kmと谷あいの地区を囲むように計画されている。山や谷の形状、風、天候など音の影響が広がることを心配しています。日本の行政には地元の住民を守る明確な基準はないのか？また中津俣集落の980mの民家には6月15日のオオトリ荘の説明会の時に会社の担当者が何回も訪問して理解してもらっていると発言でしたが、1回も会社の担当は訪問していませんでした。6月4日に公表された準備書の詳細について説明が地元地区コミや自治会で行われていません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・風車騒音につきましては、メーカーから受領した4,300kWの風力発電機の騒音のパワーレベルや低周波音に係るG特性音響パワーレベルの資料を用い音の伝搬理論式に基づき寄与値を算定の上で、現地調査より抽出された残留騒音に対し影響予測を行っております。 なお、環境省からは風車騒音に関して、騒音問題を未然に防止するための参考となる指針が示されており、残留騒音に5dBを加えた値以上とならないよう求められており、準備書の予測結果においては、この指針値を全ての予測地点で下回っております。 ・中津俣集落におけるご指摘頂いた民家と当方が説明において前提としていた民家に相違がございました。藤川地区コミュニティ協議会の役員の方がお住いの民家との誤認がございました。大変失礼いたしました。 ・準備書説明会に関連した経緯等は下記をご参照のほどよろしくお願い申し上げます。 ・弊社といたしまして、(1)準備書公表の旨、(2)6月15日～18日にかけての各自治体における説明会を開催する旨、(3)ご意見を募集する旨の周知の方法として、新聞公告、広報誌での周知、自治体並びに弊社WEBサイトでの周知、各市町議会への直接周知、当社計画等に関連し地域住民の皆様により構成された特定民間団体への直接周知、関連地元地区長の皆様にご協力を頂き計画地隣接地元地区全戸への準備書説明会開催案内チラシ配布等を行うなど、取り得る手段を

		<p>用いて可能な限りの周知対応をさせていただきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記を背景として、当日会場にお越しいただきました皆様へは事業概要・アセス調査評価結果等についてご説明をさせていただいた次第です。 ・なお、説明会開催是非もさることながら、説明会会場について新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から公共施設（東郷公民館、風テラスあくねなど）における実施の制限があったことも申し添えます。 ・地元地区単位における説明会類の開催につきましては、昨今のコロナウイルスの状況も鑑みつつ、関連地元地区長の皆様との協議・相談を前提として、原則デマンドレスポンス型にて対応を行っております。 ・東郷町藤川地区につきましては、地元地区長様より各集落の役員の皆様へ2度に渡り集落単位での開催要望があればお問い合わせを頂きたい旨をご周知頂いていたと伺っております（薩摩川内市内の地区コミュニティセンターも公共施設の一部に該当することから、大規模人数を集めての集合型説明会開催については各種制限があるものと理解しております）。 ・上述のような各種背景等が十分にお伝えできていなかった点はあったものと存じますが、2021年7月に入って以降、個別にご意見主様を始めとした住民の皆様より頂きましたご要望等を踏まえ、2021年7月7日に地元地区長様のご協力も頂き準備書説明会にて配布した説明資料類一式を東郷町藤川地区全戸（130戸）へ配布させていただいた他、2021年7月8日に藤川天神の神舎内をお借りする形で個別説明会を開催させていただいた次第です。 ・また、2021年7月8日の説明会の際にご参列された住民の皆様より書面にて頂戴した各種ご質問一覧（46問）に対する弊社回答を2021年7月15日にご質問主の方へ直接ご提出させていただいた次第です。なお、当該回答文書については、7月15日以降、自治体関係者並びに地元地区長様へも共有させていただいた次第です。 ・準備書における意見募集期間は法令上定められた期間の設定がございしますが、今後も引き続き地元地区長の皆様と協議のうえで、適宜説明会の開催なども対応して参る所存でございます。
175	藤川天神から風車を撮ってある写真には、風車には3基しか見えませんが、ツンの像の前からT11も見えますので全部T11, 22, 25, 24四基とも見えます。会社の担当者はツンの像に向かって進むと後ろにあるから見えないと発言され	藤川天神の臥龍梅は国指定天然記念物にも指定されており、多くの方々が梅の鑑賞に訪れる場所であると認識しております。そのため、藤川天神の景観写真については、梅園の鑑賞の際の影響を考慮するため、藤

<p>ましたが参道を左に曲がると T11 がツンの像の前から鳥居の所まで見えます。また、帰りにはツンの像の前から風車が大きく見える。会社の資料の写真は広角レンズで撮影された写真で実際（人間の目で見えるのとは）より小さく見えますが、実際には調査用 60m の鉄塔から想像すると風車は（2.5 倍）大きく見える鹿児島県の風力発電景観形成ガイドラインから問題で有り梅園や天神様の背景にはふさわしくない。</p>	<p>川天神の梅園を鑑賞する境内の参道の中において、風力発電機が可能な限り植生等に遮蔽されず大きく視認できると推定され、梅の鑑賞の方向と風車の位置が重なる箇所から撮影いたしました。</p> <p>他方、T11 などについては、ご指摘のとおり、ツンの銅像付近においては、駐車場の方向にある対象事業実施区域方向に風力発電機は視認されますが、主たる梅の鑑賞の方向とは重複はしないものとなっております。</p> <p>今後、藤川天神における周囲の環境に配慮するとともに、景観と併せその他の環境影響も勘案し、環境影響評価準備書に係る審査等も勘案した上で詳細設計を行い、風力発電機の配置を検討いたします。</p> <p>風力発電機の塗装についても、景観との調和を図るため明度・彩度を抑えた塗装を行う等の工夫により可能な限り景観への配慮に努めます。</p>
--	---

<事業計画（残土）、景観>

意見書 60

意見	一般の意見	事業者の見解
176	<p>①残土処理のこと ②天神からの景観</p>	<p>土捨て場は、今後の環境影響評価に係る審査やその他の許認可要件を具備できる使用箇所限定する予定です。現在の集落における居住の現況等も考慮し、残土処理計画を検討します。</p> <p>また、藤川天神における周囲の環境に配慮するとともに、景観と併せその他の環境影響も勘案して詳細設計を行い、風力発電機の配置を検討いたします。</p>

<事業計画、水の濁り>

意見書 61

意見	一般の意見	事業者の見解
177	<p>・環境破壊が心配される。近くに藤川天神があり、毎年参ばいに行き、春の梅見も実施しているが、風車が建つと景観と騒音が損なわれる。藤川天神の緑豊かな地区でソーメン流しも近くに有り、のどかな場所でもあります。</p>	<p>藤川天神の臥龍梅は国指定天然記念物にも指定されており、多くの方々が梅の鑑賞に訪れる場所であると認識しております。そのため、景観写真は、梅園を鑑賞する境内の参道の中において、風力発電機が可能な限り植生等に遮蔽されず大きく視認できると推定され、梅の鑑賞の方向と風車の位置が重なる箇所から撮影いたしました。</p> <p>ご指摘を踏まえ、今後も藤川天神における周囲の環境に配慮するとともに、景観と併せその他の環境影響も勘案し、環境影響評価準備書に係る審査等も勘案した上で詳細設計を行い、風力発電機の配置を検討いたします。</p> <p>風力発電機の塗装についても、景観との調和を図るため明度・彩度を抑えた塗装を行う等の工夫により可能な限り景観への配慮に努めます。</p>
178	<p>・盛土による土石流の発生、川の生態系と稲作への影響等考えられる。</p>	<p>・水の濁りに関しては、降雨時において輸送路改変に係る阿久根市側の一か所の沈砂</p>

		<p>池からの排水が河川に到達すると予測されましたが、到達後の水の濁りは現況とほぼ変わらない程度であると予測しております。藤川地区に関連した造成計画においては、近傍の河川まで到達するといった予測結果は出ていない状況でございます。造成工事にあたっては沈砂池やしがら柵等を用いて濁水自体の流出を低減いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。 <p>(候補地7か所の容量合計約470万m³に対し、発生残土量は約120万m³)</p> <p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事用車両の通行量に加えて、延べ約956台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念(準備書の残土量前提)があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様のご生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。</p>
--	--	--

意見	一般の意見	事業者の見解
179	<p>今回の風力発電事業に関し、環境の観点からも藤川地区の住民、そして役員の方々の不安の声をきちんと届ける必要性を感じ意見書を提出する。</p> <p>①工事に伴う残土処理について 静岡県熱海市の土砂崩壊、近年の大雨による藤川地区の災害状況を見ているも現在計画されている事業区域内の数か所の盛土などによる土砂場は非常に危険が多く且つ現実的でない。1997年に起きた北薩部地震に於いても被害の大きかった地区でもあり、特に計画をされている山々には複数の亀裂も見られる。災害を回避するためにも事業実施区域外への残土搬出を検討すべきである。</p>	<p>土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。（候補地7か所の容量合計約470万m³に対し、発生残土量は約120万m³）</p> <p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事用車両の通行量に加えて、延べ約956台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念（準備書の残土量前提）があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。</p>
180	<p>②事業実施区域の保安林指定解除について 実施区域には水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等が存在している。本事業の実施に伴い、東郷地域の方々に給水している中津俣、本俣の浄水場など水環境への影響が懸念される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・森林には水源かん養機能など様々な機能があり、地域の皆様にとって非常に重要なものと捉えています。 ・準備書に掲載した造成計画図の通り、弊社では改変面積の縮小を念頭に長方形のヤード設計ではなく、各地点の地形を十分に考慮した造成計画を行い、樹木の伐採量も低減した計画として参りましたが、今後の詳細設計を行うにあたり、頂いたご意見及び準備書の審査結果なども踏まえつつ、風力発電機の設置基数の削減や改変区域の縮小を検討してまいります。
181	<p>③藤川天神からの景観について 国の天然記念物に指定されている「臥龍梅」の花見など、不特定且つ多くの方々が訪れる場所である。現在の計画では、4基ほどの風車が見えるため、配置の見直しを検討すべきである。</p>	<p>藤川天神の臥龍梅は国指定天然記念物にも指定されており、多くの方々が梅の鑑賞に訪れる場所であると認識しております。</p> <p>ご指摘を踏まえ、今後も藤川天神における周囲の環境に配慮するとともに、景観と併せその他の環境影響も勘案し、環境影響評価準備書に係る審査等も勘案した上で詳細設計を</p>

		<p>行い、風力発電機の配置を検討いたします。 風力発電機の塗装についても、景観との調和を図るため明度・彩度を抑えた塗装を行う等の工夫により可能な限り景観への配慮に努めます。</p>
--	--	---

意見	一般の意見	事業者の見解
182	<p>意見を述べる前に、まず、藤川天神に近接した山頂に風力発電用の大型構造物（風車）を建設するという計画があり、貴社が事前の環境評価や予測・評価等を行なってこられたことを、先日（6月上旬）川内市内で開催された第3回住民説明会に出会した氏子の一人から各種資料の提供を受けて教えてもらい初めて知ったしだいです。また、貴社による環境の影響調査や予測・評価等の事業は数年前から始まっていたとも聞きましたが、その間今日に至るまで、私ども藤川天神に対しては、この件に関あいて貴社関係者からの情報や資料の提供はまったくなく、事前の意見聴取や調査等のための来訪も一度もなかった事実を指摘しておきます。</p> <p>このような経緯もあって、貴社が、今次最終の第3回住民説明会及び「（仮称）北薩風力発電事業環境影響評価準備書」により示された風力発電用の風車建設にともなう藤川天神に関する環境の影響調査や予測及び評価の結果（特に藤川天神から見える大型風車のもつ景観上の問題についての環境の影響予測と評価結果）については、極めて不十分な調査と情報収集及び評価者の軽々な憶測等に基づく重大な事実誤認があります。したがって、平安時代から1200年の歴史をもつ藤川天神を守る宮司としては、貴社の今次「（仮称）北薩風力発電事業環境影響評価準備書」に示された予測や評価結果に基づいて現行計画通りに大型構造物（風車）の建設地が確定することは、どうも容認できません。以下にその問題点を列挙しますので、評価を見直して善処方をお願いします。</p>	<p>・本件事業及び各種調査に関連し、藤川天神の管理者様に対し事前に十分なお説明等ができておらず大変申し訳ございません。</p> <p>・ご質問者様を含む地元地域にお住いの皆様より頂戴した各種ご意見等を踏まえ、環境影響評価準備書に係る審査並びに各種関係法令に係る協議を通じながら適切な事業計画となるよう検討をして参ります。</p>
183	<p>【藤川天神の北北西山頂に建設予定の大型構造物（風車）のもつ問題点】</p> <p>1. 藤川天神の歴史的経緯からみた問題点 藤川天神は、平安時代の菅原道真公を祀る、古来南九州最大の菅原神社として広く信仰を集め、江戸時代には薩摩藩の厚い保護を受けた神社です。したがって江戸時代には薩摩藩主や一族・重臣、明治以降は皇族や国の要人等の参拝も多く、薩摩藩主や皇族・貴人等を参詣を受けた際には、宮司が、参道中央の北側一角に位置する道真公の墓所へ案内することをしきたりとし、参拝客には参道から道真公のお墓に拝礼していただいております。また、参道から道真公の墓をのぞむ方角、すなわち北北西から北の方角の山中は、大宰府から道真公が当社に下向された際に通行されたと伝える古代官道（国の主要街道）が通っていた所です。そんなわけで、道真公の墓を起点にした北北西の方角は、古来藤川天神</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。藤川天神の臥龍梅は国指定天然記念物にも指定されており、多くの方が梅の鑑賞に訪れる場所であると認識しております。そのため、景観写真は、藤川天神の梅園を鑑賞する境内の参道の中において、風力発電機が可能な限り植生等に遮蔽されず大きく視認できると推定され、梅の鑑賞の方向と風車の位置が重なる箇所から撮影させていただきました。撮影場所は風車による景観の変化を皆様にわかりやすくご認識いただける場所を考えて設定しております。風力発電機の配置については、今後、地域住民の皆様や専門家等のご意見を踏まえつつ、環境影響評価準備書に係る審査等も勘案した上で詳細な設計を行い、環境影響の保全の見地と併せて可能な限り藤川天神のとりまく環境等に配慮する計画としてまいります。</p>

	<p>にとってたいそう神聖な方角として崇められ、その方角への大型の人為的な構造物は、境内はもとより周囲の近隣地についても禁忌として、代々の宮司が設置を控えて保全に努めてきた歴史的な経緯があります。</p> <p>以上の史実や経緯を踏まえるとき、藤川天神の北北西方角の山上、すなわち道真公の墓の拝礼地の真正面奥に位置する近接山頂に、貴社の今次環境影響評価結果に基づいて現行計画通り風力発電用の大型構造物（風車）を建設することは極めて不適切であると指摘をせざるを得ません。</p>	
184	<p>2 藤川天神の景観的観点からみた問題点</p> <p>藤川天神近くの山頂に大型構造物の風車を建てた際の景観をシュミレートした貴社提供の小さなカラー写真、並びに市民憩いの森ほか近隣の風車を引合いに出されての藤川天神では景観上の「圧迫感を受けない」とした評価記事を拝見しました。これらに基づけば、藤川天神には風車による景観上の問題等はほとんど生じないようにみえますが、それは全くの事実誤認です。すなわち、小さなカラー写真で受ける景観印象と実際に現地で見ると異なる景観は全く違います。また貴社が引合いに出された近隣各地の風車によりもたらされた景観印象と藤川天神のそれは、軽々に同列で並べ論じられる性格のものではなく全く異質のものであるということです。具体的に指摘するならば、近隣の風車の距離と見える大きさを参考に、神社北北西山中に建設予定地の大型風車から藤川天神までの距離を算出、考察すると、貴社の評価結果に基づき計画どおりに大型構造物が設置された場合、それは道真公の墓の真後ろに相当な大きさで目にとび込んでくることが予想され、当社にとって古来最も神聖な方角として崇め保全してきた景観が大きく損なわれることとなります。</p> <p>参考までに、貴社の第3回住民説明会で提供された資料を氏子からもらった後、私どもは近隣や県内各地の風車の見学に赴き、それぞれおおよその距離を測りながら、構造物が見える大きさや景観上受ける印象や感覚を体感し、周辺に住む人々の感想も聞いて回りました。その結果、藤川天神の北北西の近接山頂に計画どおりに大型風車が建設されると、参道拝礼地から見て道真公の墓の真正面背後の山上に風車が相当な大きさで間近に迫って目にとび込み、大きな違和感や圧迫感を受けることになることを確信しました。したがって、藤川天神に近接した山に設置する大型風車は、道真公の墓所前の参道からは見えない位置に変更してくださるよう善処を求めます。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>・藤川天神の臥龍梅は国指定天然記念物にも指定されており、多くの方々が梅の鑑賞に訪れる場所であると認識しております。そのため、藤川天神の景観写真については梅園の鑑賞の際の影響を考慮するため、藤川天神の梅園を鑑賞する境内の参道の中において、風力発電機が可能な限り植生等に遮蔽されず大きく視認できると推定され、梅の鑑賞の方向と風車の位置が重なる箇所から撮影いたしました。</p> <p>また、印刷された紙面では実際の見え方とは異なるため、風車の見える垂直見込角についても計算し、「景観対策ガイドライン（案）」（昭和56年、UHV送電特別委員会環境部会立地分科会）の見え方に関する知見とともにお示し、評価させていただきました。このガイドライン（案）によれば垂直見込角が3°の場合、「比較的細部まで見えるようになり、気になる。圧迫感を受けない。」と評価されており、これに基づき圧迫感を受けないと評価させていただきました。</p> <p>・なお、広角レンズで風景を撮影すると風車が小さく見えてしまいます。そのため、景観写真の縮尺はできる限り人の視野に近い景観写真となるように、「自然環境アセスメント技術マニュアル」においては、「焦点距離28mmもしくは35mmのレンズが人間の視野に最も近いとされている」と記載されており、これに基づきレンズの焦点距離が35mmフィルム換算で28mmとして撮影しました。</p> <p>・今後、藤川天神における周囲の環境に配慮するとともに、景観と併せその他の環境影響も勘案し、環境影響評価準備書に係る審査等も勘案した上で詳細設計を行い、風力発電機の配置を検討いたします。</p>

185	<p>3. 藤川天神を取りまく生態系的観点から危惧する問題点</p> <p>これは、実際に体感していないので、確証はありませんが、近隣の風車見学に赴いた際、周辺の複数の住民の中に、風車が発する騒音が日常気になる人がおり、今は少し慣れたけれども、夜や強風時には非常に悩ましく感じる人がいることを知りました。もし、これらの話が事実ならば、大型風車建設予定の藤川天神の北北西の山々は、冬から春にかけて天神に向かって強く吹き降ろしてくる季節風の通り道に位置することから、この季節に天神梅林に多数飛来して参拝客を楽しませ癒してくれるめじろほか、さまざまな野鳥類をはじめとした神社を取りまく生態系が、風車の発する騒音や振動等により思わぬ影響を受けて大きな被害が出るのではないかと危惧しています。</p> <p>なお、蛇足ながら付記しておきます。</p> <p>① 藤川地区の風車建設予定地の多くの山林は、当地本俣に支所を構える藤川山林が所有者であると聞きました。この後、上記に掲げた問題点については、藤川山林の責任者にも提起をし、可能な善処方を依頼しようと思っています。</p> <p>② もし私どもの意見が全く無視されるような展開が生じたら、ほかの手立ても検討したいと考えております。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>・騒音／低周波音の件について、準備書においては、メーカーから受領した4,300kWの風力発電機の騒音のパワーレベルや低周波音に係るG特性音響パワーレベルの資料を用いて、音の伝搬理論式に基づき寄与値を算定しています。また、経済産業省の「第21回新エネルギー発電設備事故対応・構造強度WG資料1-2」によれば、「技術開発により低騒音化が進展。最新の4MWクラスの風車は既存の3MW以下クラスと発生騒音が同程度」とされており、大型化に伴い、騒音も大きくなるということはありません。なお、環境監視も実施いたしますが、健康被害のお声を頂戴した場合は、個別に現地状況の把握を目的とした調査やヒアリングをさせていただいたうえで、風車影響によるものである事が確認された場合は、専門家等の意見も踏まえながら、個別に対策を検討していきたいと考えております。</p> <p>・なお、風力発電機の発する騒音や振動等により、野鳥類含む生態系が大きな影響を受けたといった事例は現時点でございません。今後も、風力発電機の稼働に伴う生態系への影響の有無につきましては、鳥類の事後調査を行い確認に努めます。</p> <p>・ご質問者様を含む地元地域にお住いの皆様より頂戴した各種ご意見等を踏まえ、環境影響評価準備書に係る審査並びに各種関係法令に係る協議を通じながら適切な事業計画となるよう検討を行い、ご質問者様を含む地域の皆様に対しご説明をさせていただきます。</p>
-----	---	--

<動物>

意見書 64

意見	一般の意見	事業者の見解
186	<p>1 地域の景観と鳥類をはじめとする生態系に影響が出ないよう、計画を変更または中止してください。</p> <p>現地は、クマタカをはじめとする希少な鳥類の生息地であり、ツルやサシバ、アカハラダカほかの鳥類の渡りの目標(ランドマーク)となる山系です。施設の建設が、クマタカなどの採餌等生息の支障となり、ツル類をはじめとする多くの渡りコースの混乱を引き起こし、バードストライクなど設備への衝突が頻繁に発生することが予想されます。このため、設備の設置自体はもとより林道等の道路拡幅に伴う流木伐採や法面拡張等の関連工事についても相当の配慮が必要と考えます。</p> <p>2011年に南さつま市において700羽を超えるツルの北上が目撃されたことから、渡りの経路は年により大きく変動すること、これら</p>	<p>ツル類につきましては、当該地域の最も注視すべき重要な種のひとつとして認識し、調査対象として現地調査を実施しました。ツル類にも十分に留意して、調査期間である約2年間、ほぼ毎月調査しましたが、その間に対象事業実施区域の上空をツル類が通過することは一度もありませんでした。また、ツルは夜明けからねぐらから飛び立ち、日の入頃にはねぐらに戻るということを認識しており、ツル類の渡り時期や越冬期間中は、日の出・日の入り時刻を含む観察にも努めました。しかしながら、現地調査では確認されませんでしたので、対象事業実施区域の尾根上は、ツル類の主要な移動ルートではないと考えています。</p> <p>クマタカにつきましては、同じ鹿児島県の既設風力発電機の周辺地域では、風力発電機の</p>

	<p>の群れがランドマークである紫尾山系を通過することが推察され、また、山系周辺地における頻繁な飛来も地元住民から目撃されています。特にツル類の渡りについて、他社アセスメント情報との齟齬があることから、次期シーズンに再調査され、計画地周辺における渡りと往来の実態を確認してください。</p>	<p>建設前と建設後のクマタカの生息情報データがあり、クマタカは風力発電機が建った後でも隙間なく密に生息していることが分かっています。また、同既設風力発電機の稼働中において、繁殖の成功も確認しており、クマタカのバードストライクも確認されておられません。</p> <p>渡り鳥につきましても、年間予測衝突数を計算した結果、いずれの種も予測衝突数は少なく、渡り鳥が風力発電機のブレードへ衝突する可能性は低いと予測しました。</p> <p>以上のことから当該地域に風力発電機が立った後においても、クマタカ等の鳥類は継続して生息し、共存できるものと考えられますが、鳥類のブレード等への接触に係る事後調査を行い著しい影響が生じると判断した際には、専門家の指導や助言を得て環境保全措置を講じます。</p>
187	<p>2 鳥類に関する現地調査の成果を公開し、当会へも適時情報提供してください。</p>	<p>現地調査の結果につきましては、環境影響評価法の手続に基づき、公表させていただきます。また、日本野鳥の会かごしま県支部様への情報提供につきましては、環境保全の見地から必要と判断された場合には検討いたします。</p>
188	<p>3 環境アセスメント図書について、準備書の年末までの公開を評価します。引き続き図書の環境省ホームページ掲載などによる公開も、配慮してください。</p>	<p>図書の公開期間について評価いただき、ありがとうございます。</p> <p>永続的な公開については、申し訳ありませんが現在のところ想定しておりません。</p>

<事業計画>

意見書 65

意見	一般の意見	事業者の見解
189	<p>私達、新星会総合企画では数年前から藤川天神の清掃作業をしています。今回の件、非常に驚いています。森林に囲まれた藤川天神の近辺に風力発電が出来ると聞きました。藤川天神から山々見廻すと緑の木々が美しくみえます。工事に関しては、森林伐採や周辺の道路整備等による環境破壊、静かな藤川天神周辺を守るため反対します。</p>	<p>ご指摘のとおり、藤川天神は皆様にとって重要な場所であると認識しております。そのため、景観の調査地点や人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点として選定させていただきました。ご指摘を踏まえ、今後も藤川天神における周囲の環境に配慮するとともに、景観と併せその他の環境影響も勘案し、環境影響評価準備書に係る審査等も勘案した上で詳細設計を行い、風力発電機の配置を検討いたします。</p>

意見	一般の意見	事業者の見解
190	<p>・私は再生化エネルギー大賛成です。原発事故以後私は原発反対です。現在の40年(?)以後はストップする。 今日の説明会を聞いて安心しましたが内容を把握していないのもう一度考えさせて下さい。</p>	<p>ご意見及び説明会のご参加を頂きありがとうございます。 再度ご検討いただける旨、承知いたしました。</p>
191	<p>・菅政権が誕生の時に経済産業省の副大臣に就任された江島きよし議員が「住民が反対するのはすすめるべきでない。合意のもとで進めていかねばならない」と記者関係に言われた。</p>	<p>御情報ご展開いただきありがとうございます。</p>
192	<p>・阿久根田代地区で外資系の会社がボーリング調査した結果ヒ素が出て途中でやめて引き上げた。山・川・海・平野(田んぼ)はリンクしている。 紫尾山は水源地である。大事な大事な水である。水源地を荒らさないでもらいたい。</p>	<p>ヒ素は花崗岩体周辺部に分布するヒ素鉱物に由来するとされており、北薩トンネル付近の対象事業実施区域の東側に花崗閃緑岩がございます。 しかし、対象事業実施区域の大部分は花崗閃緑岩ではなく、風車の工事は、花崗岩を掘削するような大規模な工事を行わず地表付近を掘削するものであり、トンネルを作るような地下水が湧出する深さまで掘るものではなく、ヒ素による影響はないものと考えております。</p>
193	<p>・説明は分かりやすかった。良かったです。上から目線ではなく、住民に寄り添い発言されていたと思う。</p>	<p>準備書説明会へのご参加ありがとうございます。また、お褒めのお言葉もありがとうございます。</p>

意見	一般の意見	事業者の見解
194	<p>・切土、盛土バク大な量です。残土処理約1,211,586 m³ですが土砂捨て場何ヶ所に計画されますか 熱海の土砂流災害 盛土量 54,000 m³ 地山 46,000 m³ 計 100,000 m³ 1ヶ所で40万m³として熱海土砂流・盛土量の約8倍である。考えられない。 柴尾山は平地に比べれば何倍もの雨の量である。平時でも土砂崩壊は生じている。こんな山に対して平気で作るとは考えられない!</p>	<p>土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。(候補地7か所の容量合計約470万m³に対し、発生残土量は約120万m³) 皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事車両の通行量に加えて、延べ約956台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念(準備書の残土量前提)があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。 熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通</p>

		じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて、操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。
195	<p>・もし災害が起きたら責任の所在はどうなるか？</p> <p>1. 民有地 2. 市有地とある。</p> <p>民有林でも開発する時は「都道府県知事」の許可を受けなければならない」となっている。許可条件は「知事は市町村長の意見を聴かなければならない」となっている。本事業計画は残土量 210 m³、樹木の伐採面積 57ha と大規模な土地の改革であり生態系の影響が強く懸念される。検討する余地があると思いますがいかがですか。「人の命」ほど大切なものはない。かけがえのない命である。</p>	土捨て場に関しては、鹿児島県知事意見において、「建設残土の処分については、尾根にある谷部分を埋める方法にて実施しないこと」とのご意見をいただきましたが、その後の有識者との協議において「土砂災害リスクの低い範囲を事業者が選定した後に、改めて審査を行う予定。」と指導を頂いたことも踏まえ、準備書では万が一の災害発生時の影響を回避低減できると思われる土捨て場の設置案を複数立案しており、詳細設計や地権者を含む地元地域との協議を踏まえ、今後の環境影響評価に係る審査やその他の許認可要件を具備できる使用箇所限定する予定です。現在の集落における居住の現況等や生態系への影響も考慮し残土の縮減を図るとともに残土処理計画を検討します。
196	<p>・飲料水・生活用水の影響</p> <p>阿久根田代地区で飲料水を輸出する為ボーリングを行った。終了門際に会社で水質検査を行ったら「ヒ素」が出てきてボーリングを中止し引き揚げたことをご存知ですか？</p> <p>・田代のソーメン流しの上に銅山がありヒ素が出ていた。今は銅山は廃山となってボタ山だけが残っている。柴尾山はどの地区も飲料水として(水ガメ)として重用している。大事な水を汚さないでほしい。又、柴尾山の高速線工事で「ヒソ」が出て浄化槽置をつけている。山を荒らすと「ヒソ」が出てくるのでは？</p>	<p>ヒ素は花崗岩体周辺部に分布するヒ素鉱物に由来するとされており、北薩トンネル付近の対象事業実施区域の東側に花崗閃緑岩がございます。</p> <p>しかし、対象事業実施区域の大部分は花崗閃緑岩ではなく、風車の工事は、花崗岩を掘削するような大規模な工事は行わず地表付近を掘削するものであり、トンネルを作るような地下水が湧出する深さまで掘るのではなく、ヒ素による影響はないものと考えております。</p>
197	<p>・対象事業実施区域に2業者手を挙げて説明会をしているが、どうなっているのか？いつ結論を出しますか？計画発表前に調整出来ないのですか？</p> <p>熱海の土砂流災害、悲しい災害が発生しましたが、計画の見直しは考えられませんか？</p> <p>地産地消！！この施設計画の電気は都会に送られますが、地元には災害のみを提供されますか？</p>	<p>・複数事業の重複により地域住民の皆様にご迷惑及び不安な想いを抱かせる事態となり申し訳ございません。準備書への記載並びに準備書説明会でもご説明申し上げた通り、弊社を含む2事業者の風車配置の大部分は重複又は近接している状況にある他、風車等の再エネ設備設置にあたっては法律に基づき取得すべきFIT事業計画認定等の許認可項目があるため、物理的かつ法的に2事業の共存は不可能な状況となっております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>・土砂災害が生じないように、地質に応じた法面勾配を設定するほか、小段排水・沈砂池・土砂流出防止柵など適切な防災設備・排水設備を配置した計画としてまいります。</p>

198	<p>・柴尾山の雨量は多い。又、近年の大雨で土砂崩壊があちこちで起きている。このような場所で、自然破壊・環境破壊をしますか。今回熱海の災害が起きましたが、どのような考えですか。土砂流に対しての見解をお願いします。</p>	<p>土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。（候補地7か所の容量合計約470万m³に対し、発生残土量は約120万m³）</p> <p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事車両の通行量に加えて、延べ約956台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念（準備書の残土量前提）があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様のご生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。</p> <p>熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。</p> <p>加えて、操業開始後も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしております。有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。</p>
-----	--	--

<事業計画、景観>

意見書 68

意見	一般の意見	事業者の見解
199	<p>・2018年に関連地区により事業開発同意取得との説明がありましたが、この同意は関連地区の総意としての同意だったのでしょうか。その確認はされていますか。</p>	<p>・2018年初頭より近接地元地区単位で集成型説明会などを開催させていただいたのちに、地区長の皆様から開発を推進していくことへの同意書を頂いたものとなっております。</p>
200	<p>・上記開発同意取得時には発電機の位置も既定の上で開発同意を得ておられるのでしょうか。</p>	<p>・北薩地域における開発を推進していくことへの同意書であり、特段風車配置などの既定はございません。</p>
201	<p>・景観のモニタージュ分析は田代地区、阿久根市街地からのものがなされていないのは不十分ではないでしょうか。</p>	<p>景観フォトモニタージュを作成する箇所は、不特定多数の人の集まる可能性のある公共的な場所の眺望点を選定しました。阿久根市においても高台にあり、対象事業実施区域方向を見通せる「V2：市民憩いの森（鷹首山）」、「V3：番所丘公園」からの景観写真のフォトモニタージュを作成して準備書に示しております。</p> <p>今後、準備書審査結果等を踏まえた風車配</p>

		置計画をもとに、最寄り地区にお住いの皆様を中心に、地域からの景観等についてもご説明をして参ります。
--	--	---

< 景観、事業計画（残土） >

意見書 69

意見	一般の意見	事業者の見解
202	<p>4.3.6 景観</p> <p>①モニタージュ写真がないためわかりかねます。</p> <p>②地元である田代地区内の眺望点からの予想が無いのは不十分だと思います。</p>	<p>「4.3.6 景観」には配慮書段階における予測結果をお示ししているため、フォトモニタージュは掲載しておりません。他方、準備書段階における事業計画の景観への影響の予測、評価結果（フォトモニタージュを含む）は、「10.1.7 景観」にお示ししております。</p> <p>景観フォトモニタージュを作成する箇所については、発電所アクセス省令なども参照した上で、不特定多数の人の集まる可能性のある公共的な場所の眺望点を選定しました。阿久根市においても高台にあり、対象事業実施区域方向を見通せる「V2：市民憩いの森（鷹首山）」、「V3：番所丘公園」からの景観写真のフォトモニタージュを作成して準備書に示しております。</p> <p>今後、準備書審査結果等を踏まえた風車配置計画をもとに、最寄り地区にお住いの皆様を中心に、地域からの景観等についてもご説明をして参ります。</p>
203	<p>・熱海市で盛土崩壊による甚大な土砂崩れの災害が発生しました。貴事業での盛土は違法性なく計画されるものでしょうか。近年これまでにない雨量の集中豪雨が発生し従前の知見では予知できない災害につながるおそれもあります。熊本地震では安全なはずの大橋が山肌とともに崩れ落ちました。切土、盛土、構造体設置に絶対安全はないものと考えますがどのように安全性を担保されるのでしょうか。100%の安全を保証できないのであれば中止せざるを得ないと思います。</p>	<p>土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。（候補地7か所の容量合計約470万m3に対し、発生残土量は約120万m3）</p> <p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出した場合、既存の生コン車などの工事車両の通行量に加えて、延べ約956台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念（準備書の残土量前提）があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様のご生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。</p> <p>熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させな</p>

		いように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて事業開始以降、定期的に排水設備の点検も実施する予定です。
--	--	---

<事業計画>

意見書 70

意見	一般の意見	事業者の見解
204	「エネルギーセーブ」という時代の流れの中、150mもの高さの巨大風車、想像しただけでも「ゾッ」とします。しかも25基立つという。電気は不足していません（原発止めても）。電気も「地産地消そしてパーソナル」へと進むべきです。 これ以上自然を壊さないで下さい。大規模事業はいりません。自然は人間だけのものではありません。田舎を壊さないでいただきたい。ぜひ「中止、撤回」を求めます	東日本大震災以降、原子力発電の停止による不足電力は主に火力発電等により代替されている状況であり、化石燃料由来の電源による温室効果ガスの排出量は増加しているものと認識しております。全世界共通の課題でもある地球温暖化対策に向け、我が国においても化石燃料由来の電源から、自然由来の電源に移行していくことに意義があると考えております。また、準備書の第2章にもお示しした通り、樹木を伐採する範囲を考慮しても年間で約54,968t-CO ₂ の二酸化炭素を削減できる試算となっております。なお、既存道路等を活用することにより、樹木の伐採を最小限として、可能な限り改変面積を縮小する計画としております。

<事業計画>

意見書 71

意見	一般の意見	事業者の見解
205	山がこの発電事業によって壊れてしまいます。大規模事業はいりません。この風力発電事業に反対します。ぜひ「中止・撤回」を求めます。	ご意見主様を含む地元地域にお住いの皆様より頂戴した各種ご意見等を踏まえ、環境影響評価準備書に係る審査並びに各種関係法令に係る協議を通じながら適切な事業計画となるよう検討をして参ります。

<事業計画>

意見書 72

意見	一般の意見	事業者の見解
206	・準備書の中で国有林内での水源涵養保安林の説明がなく不安である。水涵については我々住民にとっては生存権の問題もあり不安を与えられる様な計画には反対するものです。ちなみに計画地内での保安林（水涵）の面積（%を含む）を知らせて欲しい。	水源涵養保安林は、流域保全上重要な地域にある森林の河川への流量調節機能を安定化し、その他の森林の機能とともに、洪水、濁水を緩和したり、各種用水を確保することを目的とした保安林です。 改変区域内の水源涵養保安林は、約48.2haであり、改変区域の約57%にあたります。
207	・県に解除の手続きをされると思いますが、鹿児島県担当窓口には声をかけてあるのですか？については解除申請の理由として挙げる項目をお知らせください。阿久根田代地区の住民を殺すつもりですか？はっきりとお答えください。	・鹿児島県庁の担当窓口には順次計画の御説明等を実施しております。民間風力発電事業者に依る保安林解除については、保安林の機能達成に支障の無い代替施設を具備する等、関係法令に準拠する形で手続きを進めることとなります。 ・環境影響を回避又は低減できる計画にて事業の実施をさせていただきたいと考えております。ご意見主の方を含め地域住民の皆様から頂いたご意見を踏まえ、準備書審査およびその他関係法令における協議を通じて適切な計画を策定して参ります。

<植物>

意見書 73

意見	一般の意見	事業者の見解
208	<p>・事業実施予定地である紫尾山尾根筋一帯は「環境省レッドリスト 2020」における“絶滅危惧種 IB 類”であり、また、2004 年(H16)「鹿児島県稀少野生動植物の保護に関する条例」における“特定希少野生生物”とされている「カンラン」の生育地です。出水の準備書説明会では調査植物の中にその名前もなく、リモート出席された専門家(?)の方も全く知識が無い状態であきれはてました。(その存在を前提に調査がなされていないということが明白になりました。)5 年程かけて調査予測・評価をして下さい！移植に耐えられない繊細な植物ですので、県や専門家なる方と調整しても無理と返されるはずですよ。</p> <p>・よって！この事業計画は撤回して下さい。つい先日、生育地の 1 つを確認してきましたので写真を添付します。(事業実施予定地ですよ)</p> <p>(注：写真はお示ししておりません。)</p>	<p>植物調査では、対象事業実施区域及びその周辺において 632 種の植物を現地にて確認しておりますが、カンランは確認できませんでした。カンランについて、「鹿児島県稀少野生動植物の保護に関する条例」に指定されていることもあり、頂いたご意見を踏まえ、準備書審査結果や関係条例当局との調整も実施のうえ、必要に応じ調査及び保全措置を検討して参ります。</p>

<事業計画(残土)>

意見書 74

意見	一般の意見	事業者の見解
209	<p>藤川の津田や本俣は山体も大きく降水量も多い場所。その林道下に土捨場を作る計画のようだが、山の谷部分は周辺からの雨水が流れ下り沢となる場所である。そういった場所に大量の土砂を置く計画は危険そのもの。想定内の雨量なら持ちこたえても想定外なら大きな危険となる賭けのような計画は行うべきでない。</p>	<p>土捨て場につきまして、方法書知事意見に関連した有識者の皆様との協議も踏まえ、準備書においては土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を除外する形で複数案を提示させていただきましたが、当該箇所すべてを使用することはございません。(候補地 7 か所の容量合計約 470 万 m³ に対し、発生残土量は約 120 万 m³)</p> <p>皆様より頂いたご意見や準備書審査を通じて、更なる残土量の縮減に加えて場外への搬出も含めた検討・計画の精査をして参ります。なお、仮に残土を全量場外搬出とした場合、既存の生コン車などの工事用車両の通行量に加えて、延べ約 956 台/日分の大型車通行数が増加するといった懸念(準備書の残土量前提)があり、このことにより道路交通騒音、振動、大気質や地域住民の皆様の生活環境への影響が増大する可能性があります。よって、これらの環境影響等も考慮した上で、総合的に残土の処理方法については検討して参ります。熱海の土石流災害の原因は調査中と認識していますが、排水設備の設置が不十分であった可能性等が指摘されています。当社事業に際しては、林地開発などの許認可を通じ、適切な防災設備・排水設備を具備した形で建設することとなることを申し添えます。また、地震時に地すべりを発生させないように、必要に応じて表土の除去や地山の段切りを検討いたします。加えて操業開始後</p>

		も、定期的に排水設備や法面状況等の点検を行う予定にしており、有害な損傷が認められる場合には速やかな補修ができるように配慮いたします。
--	--	--

<事業計画（残土）、電磁波>

意見書 75

意見	一般の意見	事業者の見解
210	<p>準備書記載の土地改変面積は、ヤード・変電所が 17ha、管理用道路が 32ha、土捨て場が 36ha、計 85ha ということである。紫尾山系は西南日本の中央構造線の延長 上四万十帯にあり、脆弱な砂岩・頁岩の互層、貫入した風化花崗岩地帯もあり、新たな 開発行為は土砂災害の危険がある。熱海の盛土災害は論外であるが、紫尾山の大風力発電所建設は新たな土地改変によるものであり、管理用道路についても道路構造令によるものでなく、事業者感覚の設計・施工が、地元住民の生活を脅かすものにならないかが 懸念される。単なる環境影響評価法令に拠るものでなく、地元住民の生活を脅かすものにならないよう、施工前に盛土・切土設計の内実を明らかにされたい。</p> <p>本年 7 月 3 日には地元一帯に 線状降水帯の発生による豪雨が襲い、水害の発生が懸念された。左掲写真は、地元住民踏査による本年 1 月（上）、本年 7 月（下）の撮影写真の一部であるが、地元住民の危機意識は大きい。事業者は このことを熟慮され、万が一にも 現地開発による災害発生の危険がないよう、万全の姿勢で実施設計に当らることを希望する。</p> <p>なお県内他地域では、風車により家屋の戸板が飛ばされ、家屋の建て替えを強いられたとの近隣住民の声がある。電磁波による人体への影響も懸念される。</p> <p>（注：写真はお示ししておりません。）</p>	<p>花崗岩が風化して形成されるマサ土は洗堀に対する抵抗性が低く、異常豪雨時等に崩壊等が発生しやすい特性を有する地質であることは十分認識しています。ご指摘の点を踏まえ、当事業における造成においては、ボーリング調査結果も踏まえ、切土の安定勾配を検討し、その確保に努めます。</p> <p>また、補足となりますが、準備書本文にも記載させていただきましたが、土捨て場の 36.0ha は候補地すべてを合計した数字であり、実際はその一部しか使用しない予定です。</p> <p>排水設備については、「鹿児島県 林地開発許可制度の手引」等を参考に、許認可審査を通じた適切な排水設計、排水・防災設備の設置を行います。</p> <p>また、風力発電施設や送電線を含む電気設備にて発生する磁界は 20μT(マイクロテスラ)未満であり、国内の規制値である 200μT を大きく下回る値となっております。また、電界と磁界が遠くに伝わっていく現象である電磁波については距離による減衰が確認されています。</p> <p>施設の稼働後に地元住民のみならずから問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、状況に応じて対策を検討いたします。</p>

<動物、事業計画>

意見書 76

意見	一般の意見	事業者の見解
211	<ul style="list-style-type: none"> ・現状でもシカによる農作物の被害が多方面において及んでおり被害の悪化が心配される。 ・狭い道路を工事車両が頻繁に行き来する事は、高齢者の多い地域において事故など危惧する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シカやイノシシ等については、薩摩川内市においては、「薩摩川内市鳥獣被害防止計画」が策定され、捕獲や防護柵設置等の取り組みが進められていると認識しております。 また、弊社の他の風力発電施設の設置地域においては、獣害の被害は寄せられておらず風車の設置によって獣害が増えるとの直接の因果関係が認められておりません。今回も工事による直接影響はないと考えていますが、必要に応じて対策等を検討して参ります。 ・予測に用いた交通量は、1 ルートに全ての車両が通行する等を前提とした予測評価となっている他、風車基数をはじめ土工量など

		も最大量での前提となっております。今後の詳細設計において、風車基数や土工量縮減を行うほか、1ルートでの運搬等は行わず複数ルートに分散する他、工事車両には、徐行対策や安全対策等についても周知徹底した上での実施を行っていくものとなります。
--	--	---

<景観、水質、騒音>

意見書 77

意見	一般の意見	事業者の見解
212	<ul style="list-style-type: none"> ・自然豊かな故郷の山々に人工的な風車が立つことで景観が悪くなる。 ・長期の工事の影響で、川の水質が悪くなると予想する。 ・工事車両が頻繁に行き来する為、道路の傷み、騒音が問題となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機には明度、彩度を抑えた塗装とし、景観との調和を図ります。 ・水の濁りに関しては、降雨時において輸送路改変に係る阿久根市側の一か所の沈砂池からの排水が河川に到達すると予測されましたが、到達後の水の濁りは現況とほぼ変わらない程度であると予測しております。造成工事にあたっては沈砂池やしがら柵等を用いて濁水自体の流出を低減いたします。 ・道路交通騒音については、安全運転に努めるとともに走行ルートの平準化を行い、影響を低減いたします。

<事業計画、生態系、水質、景観、動物>

意見書 78

意見	一般の意見	事業者の見解
213	<p>郷土の景観と自然生態系に影響が出ないよう、設備建設地等の計画を変更または中止されたい。</p> <p>1 森林における開発行為を、極力避けること。</p> <p>保安林等森林地帯における道路拡幅や設備建設等の伐採・開発行為は、森林の保水力を低下させ、水源地の水質を低下させ、農業用水の水質に影響を与え、土砂崩壊による災害の可能性を拡大します。また、郷土景観に大きな変化を与えます。</p>	<p>・準備書に掲載した造成計画図の通り、弊社では改変面積の縮小を念頭に長方形のヤード設計ではなく、各地点の地形を十分に考慮した造成計画を行い、樹木の伐採量も低減した計画として参りましたが、今後の詳細設計を行うにあたり、頂いたご意見及び準備書の審査結果なども踏まえつつ、風力発電機の設置基数の削減や改変区域の縮小を検討してまいります。</p>
214	<p>2 自然環境への影響を、極力避けること。</p> <p>現地は野生動植物等の豊かな生息地等であることから、これらの生息を妨げる恐れがあります。特に鳥類について、クマタカの生息地であり、ツルをはじめサシバ等の渡りの経路であるため、施設の建設がバードストライクをはじめとする事故と渡りの経路の混乱を引き起こす可能性があります。このため、ツルの通過実態を解明するため、次期シーズンに再度調査をし、計画の再考に活用してください。</p>	<p>ツル類につきましては、当該地域の最も注視すべき重要な種のひとつとして認識し、調査対象として現地調査を実施しました。ツル類にも十分に留意して、調査期間である約2年間、ほぼ毎月調査しましたが、その間に対象事業実施区域の上空をツル類が通過することは一度もありませんでした。また、ツルは夜明けからねぐらから飛び立ち、日の入りにはねぐらに戻るということを認識しており、ツル類の渡り時期や越冬期間中は、日の出・日の入り時刻を含む観察にも努めました。しかしながら、現地調査では確認されませんでしたので、対象事業実施区域の尾根上は、ツル類の主要な移動ルートではないと考えています。</p> <p>クマタカにつきましては、同じ鹿児島県の既設風力発電機の周辺地域では、風力発電機の建設前と建設後のクマタカの生息情報データがあり、クマタカは風力発電機が建った後</p>

		<p>でも隙間なく密に生息していることが分かっています。また、同既設風力発電機の稼働中において、繁殖の成功も確認しており、クマタカのバードストライクも確認されておられません。</p> <p>渡り鳥につきましても、年間予測衝突数を計算した結果、いずれの種も予測衝突数は少なく、渡り鳥が風力発電機のブレードへ衝突する可能性は低いと予測しました。</p> <p>以上のことから当該地域に風力発電機が立った後においても、クマタカは継続して生息し、共存できるものと考えられますが、鳥類のブレード等への接触に係る事後調査を行い著しい影響が生じると判断した際には、専門家の指導や助言を得て環境保全措置を講じます。</p>
215	<p>3 環境アセスメント図書等を、継続的に公開すること。</p> <p>年末までの公開継続は評価させていただきます。特に、現地周辺地域の貴重な資料でもある生物調査結果の公開を希望します。</p>	<p>図書の公開期間について評価いただき、ありがとうございます。</p> <p>永続的な公開につきましては、申し訳ありませんが現在のところ想定しておりません。生物調査の結果につきましては、環境影響評価法の手続に基づき、公表させていただきます。</p>
216	<p>(以下は、意見ではありません。)</p> <p>1 別紙のとおり、地元新聞の世論欄に書いています。</p> <p>2 かつて、環境アセス参考文献のひとつとして活用されている「鹿児島のすぐれた自然」の作成を担当した県職員のひとりです。レッドデータブックが無い時代、いち早く未来に残したい郷土の自然を明確化する趣旨で取り組みました。郷土の自然の改変には並々ならぬ関心と危機感を持つ気持ちをお汲み取りください。</p> <p>(注：地元新聞についてはお示ししていません。)</p>	<p>地元新聞の世論欄を拝読させていただきました。事業の実施に伴う重要な種及び注目すべき生息地への影響を回避、低減するため、環境保全措置を適切に講じて参ります。</p>

日刊新聞紙における公告
南日本新聞（令和3年6月4日 朝刊 7面）

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「仮称」北薩風力発電事業 環境影響評価準備書」を公告・縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 株式会社ユーラスエナジーホールディングス
代表取締役 稲角 秀幸
所在地 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
ヒューリック神谷町ビル7階

対象事業の名称 (仮称)北薩風力発電事業

種類 風力発電所設置事業

規模 発電設備出力 最大10万kW

二、対象事業実施区域 鹿児島県薩摩川内市、阿久根市、出水市、さつま町

三、縦覧の場所 鹿児島県庁：環境林務部環境林務課
薩摩川内市役所：本庁2階環境課、東郷支所、吉川地区コミュニティセンター、藤川地区コミュニティセンター

阿久根市役所：本庁舎（1階市民ホール）、三笠支所、大川出張所
出水市役所：本庁舎1階、高尾野支所、野田支所
さつま町役場：本庁舎1階

四、縦覧の期間・時間 期間 2021年6月4日(金)～
2021年7月19日(月)

時間 土・日・祝日を除く開庁時に準じます

電子縦覧 <https://www.eurus-energy.com/assessment/19160/>

五、意見書の提出 準備書について、環境保全の見地からのご意見を
をお持ちの方は、書面に氏名、住所及びご意見(日本語)を
ご記入のうえ、2021年7月19日(月)までに縦覧場所に
備え付けの意見書箱に投函頂くか、または問合せ先へ郵送
ください(当日消印有効)。

六、説明会の場所・日時

①2021年6月15日(火) 18時30分～21時30分

薩摩川内市：東郷公民館大ホール(薩摩川内市東郷町斧刈618-4)

②2021年6月16日(水) 18時30分～21時30分

阿久根市：風テラスあくね交流室1、2(阿久根市塩鶴町2-2)

③2021年6月17日(木) 18時30分～21時30分

出水市：出水市中央公民館小ホール(出水市文化町23)

④2021年6月18日(金) 18時30分～21時30分

さつま町：宮之城文化センター 大会議室(さつま町船木302)

七、お問合せ先(意見書の提出先)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

ヒューリック神谷町ビル7階

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

TEL03-5404-5337(環境アセス担当：青木)

問合せ時間：9時15分～12時、13時～17時30分(土・日・祝日を除く)

薩摩川内市 広報紙による「お知らせ」
(令和3年5月21日発行 「広報薩摩川内」)

☎…問合せ ☑…申込先・提出先・申請先 ☎…電話番号 ☎…内線 ☎…FAX ☎…メールアドレス

**温泉場地区土地区画整理
審議会委員選挙人名簿の
縦覧**
温泉場地区土地区画整理審議
会委員選挙について次のとおり
定めました。
選挙期日／8月1日(日)



▲事業者 HP

☎03(5404)5337
④(株)ユーラスエナジーホール
ディングス

説明会
時／6月15日(火)18時30分～
所／東郷公民館
環境影響評価準備書の縦覧
時／6月4日(金)～7月19日
(月)
※土・日曜日を除く
所／本庁2階環境課、東郷支所
吉川・藤川地区コミュニティセ
ンター、④の事業者ホームペー
ジ上
内容／環境影響評価の結果につ
いて環境の保全の見地からの意
見を聴くための図書の縦覧

**(仮称)北薩風力発電事業
に係る環境影響評価準備
書の説明会と縦覧**

選挙人名簿縦覧／6月8日(火)
～21日(月)8時30分～17時15分
所／入来支所1階入来区画整理
推進室
対象／施行地区内の土地所有者
または借地権者
※土地の所有者本人または共有
者が亡くなった場合は、
市に対して7月5日(日)まで
に代表者を選任して届け出を
しなければ、選挙権・被選挙
権を有することができません。
④入来支所入来区画整理推進室
温泉場地区G
☎(44)3111(257)



▲コロナワクチン
ナビ

**新型コロナウイルス接種
コールセンターなど**
開設日時／9月30日(木)まで
(延長する場合あり)の月曜日～
土曜日の8時30分～17時30分
※日曜・祝日は休み
市コールセンター
☎050(3850)0018
☎060(882)2221
☎099(225)0672
コロナ相談がしませ

■発行

薩摩川内市
〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3-22
☎0996(23)5111 ☎0996(20)5570
☎0996(22)8115(直通)
※音声案内後に内線番号を押してください。

閉庁日および時間外 ☎0996(23)5115

■編集

本庁企画政策部広報室(☎632・633)
☎koho@city.satsumasendai.lg.jp

■各支所など

- 穂脇支所 〒895-1292 穂脇町塔之原1173
☎0996(37)3111 ☎0996(37)2252
- 入来支所 〒895-1492 入来町浦之名33
☎0996(44)3111 ☎0996(44)3117
- 東郷支所 〒895-1106 東郷町斧洲362
☎0996(42)1111 ☎0996(42)0767
- 祁答院支所 〒895-1595 祁答院町下手67
☎0996(55)1111 ☎0996(55)1021
- 里支所 〒896-1192 里町里1922
☎09969(3)2311 ☎09969(3)2912
- 上甌支所 〒896-1201 上甌町中甌481-1
☎09969(2)0001 ☎09969(2)1490
- 下甌支所 〒896-1696 下甌町手打819
☎09969(7)0311 ☎09969(7)0753
- 鹿島支所 〒896-1392 鹿島町蘭牟田1457-10
☎09969(4)2211 ☎09969(4)2672
- 消防局 〒895-0072 中郷町5031-1
☎0996(22)0119 ☎0996(20)3430
- 水道局 〒895-0074 原田町22-10
☎0996(20)8500 ☎0996(20)8512

■広報電話

やぐしほにコール
☎0120(894)256
※夜間救急当番医や水道サービスセンターの情報が電話で確認できます。

川内保健センターからのお知らせ

事業	時
母子健康手帳交付	毎週火曜日(祝日を除く) 9:00～9:20 受付
健康相談(成人・母子) ※要予約	毎週火曜日(祝日を除く) 10:00～11:30

※支所地域の母子健康手帳交付および健康相談(成人・母子)につ
いては随時実施しますので、本土内支所地域は川内保健セン
ター、甌島地域は各支所へご連絡ください。
※臨床心理士によるこころの健康相談の日程については、問い合
わせください。

【今月のトピック】

6月は「食育月間」です。「食育」とは、さまざまな食の経験を通して生
活にわたって健全な食生活が実践できるための「食の知識」と「食を選
択する力」を身につけることです。子どもはもちろん大人になっても食
育は重要です。「早寝早起き」「朝ご飯を食べる」「栄養のバランスを考
える」「家族との食事を楽しむ」などできることから食育を始めましょう。

☎問合せ ■市民健康課健康増進第1・第2G
(川内保健センター内)☎(22)8811
■上甌・下甌支所

税の納期(6月分)

税目	納期限
市県民税(1期)	6月30日(水)

※納期限内に納付することが困難な場合は、本庁収納課(☎2467)へ

市民の動き(4月1日現在)

- ※住民基本台帳人口
- 総人口 93,119人(－396人)
 - 男性 44,902人(－152人)
 - 女性 48,217人(－244人)
 - 世帯数 46,080世帯(+58世帯)
- ※()は前月に対する増減数です。



薩摩川内市 広報紙による「お知らせ」
(令和3年5月18日発行 「広報あくね」)

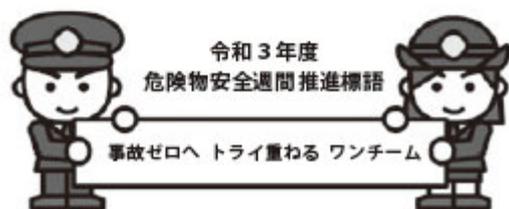
 information
市役所からのお知らせ

令和3年度危険物安全週間(6月6日~6月12日)

問 阿久根消防署 ☎0996-72-0119

ガソリンや灯油、消毒用アルコールなどは、火災を発生させるおそれが非常に高いため、消防法で「危険物」として指定されています。

取り扱いを誤ると、大きな事故を招くおそれがありますので、安全には十分な配慮をお願いします。また、この機会にガソリンスタンドや工場、あわせて家庭内の危険物に関する保安と知識を高め、災害防止に努めましょう。



令和3年度新規高校卒業予定者(令和4年3月卒) 求人受け付け開始

問 ハローワーク出水 学卒担当 ☎0996-62-0685

新規高等学校卒業予定者の採用をお考えの事業主の皆さまへ、ハローワークからのお知らせです。近年、県内就職を希望する生徒が増えています。一人でも多くの生徒を地元に残すため、早めの採用計画と求人提出(可能であれば6月中)をお願いします。

- ◆ 申込先 ハローワーク出水
- ◆ 申込開始 **6月1日** 火
- ◆ 求人公開 **7月1日** 火
- ◆ 求人公開 **9月5日** 火
- ◆ 求人公開 **9月16日** 火



命を守る住宅用火災警報器 設置していますか?点検していますか?

問 阿久根消防署 ☎0996-72-0119

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから、令和3年6月で11年を迎えます。

古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知なくなることがありますので、点検、取り替えをお願いします。



(仮称)北薩風力発電事業 環境影響評価準備書縦覧および住民説明会開催

問 株式会社ユーラスエナジーホールディングス (担当:清水・青木) ☎03-5404-5337

株式会社ユーラスエナジーホールディングスでは、環境影響評価法に基づき、「(仮称)北薩風力発電事業環境影響評価準備書」の縦覧および説明会を次のとおり行います。

準備書の縦覧

◆ 期間 **6月4日(金)~7月19日(月)**

- ▶ 阿久根市役所本庁舎(1階市民ホール)
- ▶ 阿久根市役所三笠支所
- ▶ 阿久根市役所大川出張所
- ▶ 電子縦覧

(<https://www.eurus-energy.com/assessment/19160/>)



説明会

◆ 日時 **6月16日(水) 18:30~**

◆ 場所 風テラスあくね 交流室1・2

出水市 広報紙による「お知らせ」
(令和3年6月発行 「広報いずみ」)

お知らせ

風力発電事業に関する住民説明会・縦覧

国土庁生活環境課
(☎63-4042)

<事業者>

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

住民説明会

【日時】 6月17日(木) 午後6時30分～

【場所】 中央公民館小ホール



縦覧

〔(仮称)北薩風力発電事業に係る環境影響評価準備書〕

【期間】 6月4日(金)～7月19日(月)

【場所】 本庁及び各支所 (開庁日のみ)

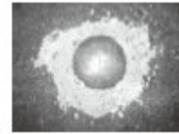
【電子】 <https://www.eurus-energy.com/assessment/19160/>

皆さんの財産を守っています 地籍図根点

国土庁税務課
(☎63-4032)

三角点や基準点・図根点は土地の分筆や復元などの測量をする時には欠かせないものです。地籍図根点付近で作業をする場合は気をつけましょう。また、ご自身の土地や周辺でどこに設置されているか探してみましょう！

<土地の掘削や埋め立て等で支障となる場合はご相談ください>



新鮮な野菜・果物 集荷に伺います！

国土庁鹿兒島いずみ青果(株)
(☎63-6800)

公設市場では、野菜や果物を直接市場まで運搬することが難しい方のために集荷に伺います！

詳細は、鹿兒島いずみ青果(株)(午前9時～午後4時)

までお問い合わせください！



農薬の正しい使い方

国土庁農政課
(☎63-4033)

今一度、農薬容器等のラベルに記載されている使用方法の確認を！

散布の際は、以下の2点に注意してください。

- ・周辺農作物等に飛散しないよう風向きや強風に注意しましょう。
- ・作物の近くから散布し、ほ場の縁近くでは内側に向けて散布しましょう。

6月～9月は「農薬適正使用推進期間」

禁止！ ジャンボタニシ×椿油かす

国土庁農政課(☎63-4118)
県北薩地域振興局農政普及課
(☎63-3115)

ジャンボタニシの防除を目的とした水田などでの椿油かすの使用は罰則の対象です。

なぜ禁止なの？・・・椿油かすが水路や河川に流出した場合、魚介類に悪影響が出るためです。

防除には登録のある薬剤を使用しましょう！

インターネットによる「お知らせ」 (鹿児島県 ウェブサイト)



ホーム > くらし・環境 > 環境保全 > 環境影響評価 > 環境影響評価について

いいね! 147

ツイート

更新日: 2021年6月4日

環境影響評価

パブリックコメントの実施結果

鹿児島県環境影響評価条例の対象事業に太陽光発電事業を追加することについて

環境影響評価について

許認可届出 (様式提供)

県の計画

環境影響評価について

環境影響評価とは、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響について、調査・予測・評価を行うとともに、その方法及び結果について住民や自治体の意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全について適正に配慮するための制度です。

環境影響評価法及び鹿児島県環境影響評価条例に定める規模の事業を実施する場合には、事前に環境影響評価を実施しなければなりません。なお、法や条例の対象とならない事業についても、県環境基本条例や県環境基本計画に基づき、環境への配慮を適切にする必要があります。

県内で環境影響評価図書を縦覧・公表中の事業

株式会社ユラスエナジーホールディングスが、「(仮称)北薩風力発電事業」の環境影響評価準備書を縦覧・公表しています。(令和3年7月19日まで)
詳しくは事業者のホームページを御覧ください。

[株式会社ユラスエナジーホールディングスホームページ \(外部サイトへリンク\)](#)

知事意見

令和3年4月1日以降に事業者等へ送付した環境の保全の見地からの知事意見を掲載しています。

日付	内容
令和3年5月25日	PDF (仮称)北薩風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF: 137KB)

環境影響評価対象事業

以下の要件に該当する場合は、環境影響評価を実施する必要があります。

[PDF 環境影響評価対象事業一覧 \(PDF: 237KB\)](#)

インターネットによる「お知らせ」
(薩摩川内市 ウェブサイト)



さつまさんだいし
薩摩川内市
Welcome to Satsumasendai City

ENHANCED BY Google 検索 音声読み上げ
文字サイズ 標準 拡大 文字色/背景色 標準 青 黒

暮らしの情報

事業者向け情報

市政情報

観光物産情報

地図情報

トップページ > 暮らしの情報 > 暮らし > 環境・ペット等 > 環境 > (仮称)北薩風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の実施について

(仮称)北薩風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の実施

株式会社ユーラスエナジーホールディングスが計画している「(仮称)北薩風力発電事業」に係る環境影響評価準備書(環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための図書)の縦覧が実施されています。

【縦覧場所】 薩摩川内市役所 本庁2階環境課
東郷支所
吉川地区コミュニティセンター
藤川地区コミュニティセンター
(阿久根市、出水市及びさつま町でも実施されています。)

【縦覧期間】 令和3年6月4日(金)から7月19日(月)まで
(土・日を除く。)

【縦覧時間】 午前8時30分から午後5時15分まで

※ この手続きは、環境影響評価法に基づくものです。
※ 環境の保全の見地からの意見がある方は、令和3年7月19日(月)まで書面で提出することができます。

また、準備書説明会が下記の日程で実施されます。事前申込みは必要ありません。

【日時】 令和3年6月15日(火) 午後6時30分から

【場所】 ホテルオートリ(白和町1-20)
※ 場所が変更になりました。

関連情報

[事業者サイト](#) [準備書縦覧](#) [外部リンク](#) [印刷](#)

このページの担当部署

市民福祉部 環境課 生活環境グループ
〒895-8650 神田町3-22
電話番号:0996-23-5111 FAX番号:0996-20-5570

[提供ページ](#) [お問合せ](#)

皆様の声でより良い薩摩川内市ホームページへ！ このコンテンツへの意見お聞かせください

このページは見つけやすかったですか？
 見つけやすかった どちらとも言えない 見つけにくかった

このページは分かりやすかったですか？
 わかりやすかった どちらとも言えない わかりにくかった

このページは役に立ちましたか？
 役に立った 役に立たなかった どちらとも言えない

[薩摩川内市ホーム](#)

[暮らしの情報](#)

[事業者向け情報](#)

[市政情報](#)

[観光物産情報](#)

[地図情報](#)



薩摩川内市

[ご意見・お問い合わせ](#) [サイトマップ](#)

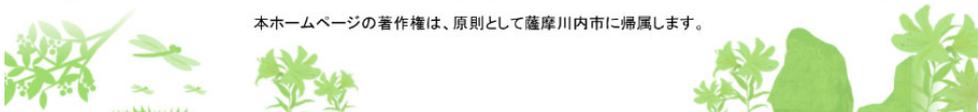
開庁時間 [組織情報](#)

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
 ※祝・休日および12月29日～1月3日は除く
 ※施設・部署によって異なる場合があります

本庁所在地 [アクセス](#)

〒895-8650
 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号
 電話 0996-23-5111 FAX 0996-20-5570

本ホームページの著作権は、原則として薩摩川内市に帰属します。



インターネットによる「お知らせ」 (阿久根市 ウェブサイト) (1/2)

現在のページ [ホーム](#) > [組織から探す](#) > [市民環境課](#) > [環境対策係](#) > [ごみ・環境](#)

> 「(仮称)北薩風力発電事業に係る環境影響評価準備書」の縦覧および住民説明会の開催について

「(仮称)北薩風力発電事業に係る環境影響評価準備書」の縦覧および住民説明会の開催について

[いいね!](#) [シェア](#) [Tweet](#)

更新日: 2021年06月08日

株式会社ユーラスエナジーホールディングスでは、環境影響評価法に基づき、「(仮称)北薩風力発電事業」の環境影響について、調査、予測、評価の結果を示した図書(環境影響評価準備書)の縦覧および住民説明会を次のとおりおこないます。なお、環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見がある場合は、書面により提出することができます。

縦覧場所・期間など

縦覧場所

阿久根市役所本庁舎(1階市民ホール)、三笠支所、大川出張所

縦覧期間

令和3年6月4日(金曜日)から令和3年7月19日(月曜日)まで

注意: 縦覧時間については、各施設の開庁時間内となります。

電子縦覧

環境影響評価準備書については、次の株式会社ユーラスエナジーホールディングスのサイトからも縦覧できます。

[株式会社ユーラスエナジーホールディングスのサイト](#)

意見書の提出について

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちのかたは、書面により提出することができます。

提出方法

縦覧場所に備え付けの所定の様式(上記の株式会社ユーラスエナジーホールディングスのサイトからもダウンロードできます)により、郵送または縦覧場所に設置された意見書箱への投函により提出ください。

郵送先

郵便番号: 105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル7階
株式会社ユーラスエナジーホールディングス 環境アセス担当 青木 宛

お問い合わせ先

郵便番号: 105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル7階
株式会社ユーラスエナジーホールディングス(環境アセス担当 青木)
電話番号: 03-5404-5337
対応時間: 平日の午前9時15分から正午までおよび午後1時から午後5時30分まで

受付期間

令和3年6月4日(金曜日)から令和3年7月19日(月曜日)まで

注意: 郵送の場合は令和3年7月19日消印有効

住民説明会の開催について

開催日時

令和3年6月16日(水曜日) 午後6時30分から午後9時30分まで

注意: 新型コロナウイルス感染症予防対策のため、ご来場時にはマスクの着用をお願いします。なお、ソーシャルディスタンスを確保するため、参加人数を制限する場合があります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、開催を延期する場合があります。

ごみ・環境

- > [分別・収集](#)
- > [ウミガメ放流会メール配信について](#)
- > [河川等水質検査](#)
- > [残さず食べよう30・10\(さんまる・いちまる\)運動](#)
- > [自動車騒音常時監視結果について](#)
- > [小型合併処理浄化槽の設置に対する補助制度](#)
- > [生ごみ堆肥化事業](#)
- > [野焼きは法律で禁止されています](#)
- > [阿久根市一般廃棄物収集運搬業等許可業者について](#)
- > [「\(仮称\)北薩風力発電事業に係る環境影響評価準備書」の縦覧および住民説明会の開催について](#)

インターネットによる「お知らせ」
(阿久根市 ウェブサイト) (2/2)

開催場所

風テラスあくね(阿久根市民交流センター) 交流室4→2

ABCパレス

郵便番号: 899-1611 鹿児島県阿久根市赤瀬川3122-1

電話番号: 0996-72-3731

注意: 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い公共施設を休館することとなったため、開催場所が当初予定していた「風テラスあくね」から「ABCパレス」に変更となりました。

この記事に関するお問い合わせ先

市民環境課 環境対策係

〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地

電話番号: 0996-73-1219

ファックス: 0996-72-0619



法人番号8000020462063

阿久根市役所

〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地

代表電話: 0996-73-1211 ファックス: 0996-72-2029

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで

[祝日・休日および年末年始を除く]

[お問い合わせ >](#)

[市役所へのアクセス >](#)

インターネットによる「お知らせ」
(出水市 ウェブサイト) (1/2)

The screenshot shows the homepage of the Izumi City website. At the top, there is a navigation bar with options for text size, background color, and a foreign language link. Below this is a main menu with categories like '暮らし' (Living), '安全・安心' (Safety & Security), '健康・福祉' (Health & Welfare), '子育て・教育' (Childcare & Education), '文化・スポーツ' (Culture & Sports), '産業・ビジネス' (Industry & Business), '観光' (Tourism), and '市政情報' (Municipal Information). The main content area features a search bar, a '総合案内サービス' (General Information Service) button, and a 'ライフイベント' (Life Events) section with icons for various services. The primary notice is titled '「(仮称) 北陸風力発電事業に係る環境影響評価準備書」の縦覧及び住民説明会の開催について' (Regarding the public viewing of the draft environmental impact assessment report and the holding of a public meeting for the (tentative) Hokuriku Wind Power Generation Project). The notice includes the date of update (June 4, 2021), a description of the public viewing process, the name of the project developer (Eurus Energy Holdings), and details for both the public viewing (at city offices) and the public meeting (at the Izumi City Hotel Suna no Kuni no 2nd Floor). A FAQ section is also visible at the bottom left.

文字サイズ 標準 拡大 特大 背景色 標準 青 黄 黒 foreign language

いずみし 出水市 IZUMI CITY

暮らし 安全・安心 健康・福祉 子育て・教育 文化・スポーツ 産業・ビジネス 観光 市政情報

トップページ > 「(仮称) 北陸風力発電事業に係る環境影響評価準備書」の縦覧及び住民説明会の開催について

いいね! 5 Tweet このページを印刷する

情報を探す
キーワードを入力 検索

必要な手続きを簡単検索!
総合案内サービス

ライフイベント

- 届出・証明
- 結婚・葬儀
- 妊娠・子育て
- 引越し・住まい
- 健康・医療
- 障害・福祉
- 高齢・介護
- お休み

よくあるご質問

「(仮称) 北陸風力発電事業に係る環境影響評価準備書」の縦覧及び住民説明会の開催について

更新日：2021年6月4日

環境影響評価法に基づき、「(仮称) 北陸風力発電事業に係る環境影響評価準備書」の縦覧ができます。
また、同法に基づく住民説明会の開催についてお知らせします。

事業者：株式会社ユーラスエナジーホールディングス

【準備書の縦覧】
場所：市役所本庁及び各支所
期間：令和3年6月4日（金）～同年7月19日（月）
時間：午前8時30分～午後5時15分 ※開庁日のみ
電子縦覧：<https://www.eurus-energy.com/assessment/19160/>

【住民説明会】
場所：出水市中央公民館小ホール → **出水市ホテル泉國邸 2階舞姫**
※説明会場が変更になりました
日時：令和3年6月17日（木） 午後6時30分

インターネットによる「お知らせ」
 (出水市 ウェブサイト) (2/2)

〈事業者連絡先〉

〒105-0001

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階

株式会社ユースエナジーホールディングス 環境アセス担当：青木

☎03-5404-5337

お問い合わせ先

生瀬環境課

出水市緑町1番3号1階 電話：0996-63-4042 FAX：0996-62-8126 メール：kankyuo_c@city.izumi.kagoshima.jp

このページに関するアンケート

このページの情報は役に立ちましたか？

役に立った 普通 役に立たなかった

このページの情報は見つけやすかったですか？

見つけやすかった 普通 見つけにかった

ご意見がありましたらご記入ください

この内容で送信する



インターネットによる「お知らせ」
(さつま町 ウェブサイト) (1/2)

さつま町 Satsuma Town

Google カスタム検索 検索 文字サイズ・色合い変更 Foreign Language

ホーム 暮らしの情報 町の情報 観光情報 農林業 商工業

ホーム > 暮らしの情報 > まち・環境 > 環境 > 風力発電事業に係る環境影響評価準備書縦覧および説明会の開催

いいね! 0 ツイート 更新日: 2021年5月24日

風力発電事業に係る環境影響評価準備書縦覧および説明会の開催

株式会社ユールスエナジーホールディングスでは、環境影響評価法に基づき、「(仮称)北薩風力発電事業環境影響評価準備書」の縦覧および説明会を下記のとおり実施します。

準備書の縦覧

- さつま町役場本庁舎（1階町民ホール）

公表期間

令和3年6月4日（金曜日）～令和3年7月19日（月曜日）
※閲覧できる時間は、各施設の開庁時間に準じます。

意見書の提出

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

提出方法

縦覧場所備え付けの用紙または任意の様式に必要事項を明記し、縦覧場所備え付けの意見箱に投函または下記問い合わせ先住所へ郵送投函により提出ください。

提出期間

令和3年6月4日（金曜日）～令和3年7月19日（月曜日）

住民説明会日時・場所

日時：令和3年6月18日（金曜日）18時30分～
場所：富之城文化センター大会議室（さつま町船木302番地）

インターネットによる「お知らせ」
(さつま町 ウェブサイト) (2/2)

[住民説明会場所 \(外部サイトへリンク\)](#)

お問い合わせ先

株式会社ユースエナジーホールディングス
環境アセス担当：青木（電話：03-5404-5337）

〒105-0001
東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階

お問い合わせ

さつま町役場町民環境課環境係
〒895-1803 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
電話番号：0996-53-1111
ファックス：0996-52-3514

[お問い合わせ](#)

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

質問：このページの情報は役に立ちましたか？

1：役に立った 2：ふつう 3：役に立たなかった

質問：このページの情報は見つけやすかったですか？

1：見つけやすかった 2：ふつう 3：見つけにくかった

[送信](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

[役場へのアクセス](#)

[サイトマップ](#)

[お問い合わせ](#)

[サイト利用案内](#)

[個人情報保護方針](#)

[ウェブアクセシビリティ方針](#)

さつま町（法人番号：6000020463922）

〒895-1803 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 電話：0996-53-1111(代表) ファックス：0996-52-3514

開庁時間 8時30分から17時15分まで 閉庁日 土曜日・日曜日祝日、年末年始 支所：[鶴田支所](#)／[薩摩支所](#)

Copyright © Satsuma Town Allright Reserved.

インターネットによる「お知らせ」 ((株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト) (1/2)

令和3年6月4日
株式会社ユーラスエナジーホールディングス

当社は、令和3年6月4日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき「(仮称)北薩風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を経済産業大臣に届け出るとともに、鹿児島県知事及び薩摩川内市長、阿久根市長、出水市長、さつま町長に送付しました。
準備書及び要約書を環境影響評価法第16条の規定に基づき公表します。

— 計画概要

対象事業の名称	(仮称)北薩風力発電事業
対象事業の種類	風力発電所設置事業
対象事業の規模	発電所出力 最大100,000kW (定格出力4,300kWの風力発電機を最大25基設置予定)
対象事業実施区域	鹿児島県薩摩川内市、阿久根市、出水市及びさつま町の市町境界付近

— 縦覧について

縦覧の場所	鹿児島県庁 環境林務部環境林務課 薩摩川内市役所 本庁2階環境課、東郷支所、吉川地区コミュニティセンター、藤川地区コミュニティセンター 阿久根市役所 本庁舎(1階市民ホール)、三笠支所、大川出張所 出水市役所 本庁舎1階、高尾野支所、野田支所 さつま町役場 本庁舎1階
縦覧期間	令和3年6月4日(金)から7月19日(月)まで
縦覧時間	土・日・祝日を除く開庁時に準じます。
電子縦覧	当ページにて電子縦覧を実施いたします。 (https:// www.eurus-energy.com/assessment/19160/)

— 意見書の提出について

提出方法	環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱へ投函又は下記の問い合わせ先住所へ郵送ください。なお、意見については日本語によりご記載願います。
提出期間	令和3年6月4日(金)から令和3年7月19日(月)まで 郵送の場合は、当日の消印有効です。
意見書様式	(仮称)北薩風力発電事業 環境影響評価準備書に対する意見書の提出について

インターネットによる「お知らせ」 (株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト (2/2)

(仮称) 北陸風力発電事業 環境影響評価準備書に対する意見書

 [209 KB]

— 住民説明会の開催について

- ・ 藤原川内市 ホテルオトリ 別館2階 孔雀の間 (藤原川内市白和町1-20)
令和3年6月15日 (火) 18:30-21:30
※説明会会場が変更になりました
- ・ 阿久根市BRIDAL&HOTEL ABCパレス ABホール (阿久根市赤瀬川3122-1)
令和3年6月16日 (水) 18:30-21:30
※説明会会場が変更になりました
- ・ 出水市 ホテル泉園邸 2階 舞姫 (出水市文化町351)
令和3年6月17日 (木) 18:30-21:30
※説明会会場が変更になりました
- ・ さつま町 宮之城文化センター 大会議室 (さつま町船木302)
令和3年6月18日 (金) 18:30-21:30

※全会場ともに、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、ご来場時にはマスクのご着用をお願いします。
また、ソーシャルディスタンスを確保するため、全会場共に、参加人数を制限させていただく可能性がございます。
その他、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点で関連自治体の指導に基づき会場閉鎖等が発生した場合は、説明会の会場変更又は延期等が発生する可能性がございます。会場変更又は延期等が発生した場合は、当社HPや各自治体のHP等にてご周知させていただきますので、内容ご確認頂けますと幸いです。

— お問い合わせ

住所	株式会社ユーラスエナジーホールディングス 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル7階
担当	国内事業企画部 (環境アセスメント担当)
電話番号	03-5404-5337
お問い合わせ時間	土、日、祝日を除く 9:15~12:00、13:00~17:30

